

第百一回国会 文教委員会 議 録 第十三号 (刷換分)

昭和五十九年五月十一日(金曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 愛野興一郎君

理事 大塚 雄司君

理事 佐藤 誼君

理事 有島 重武君

青木 正久君

白井日出男君

加藤 卓二君

河野 洋平君

二階 俊博君

渡辺 栄一君

田中 克彦君

池田 克也君

瀧沢 幸助君

山原健二郎君

出席國務大臣

文部大臣 森 喜朗君

出席政府委員

人事院事務総局 給与局長 斧 誠之助君

文部政務次官 中村 靖君

文部大臣官房長 西崎 清久君

文部大臣官房審議官 齊藤 尚夫君

文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省社会教育局長 宮野 禮一君

文部省体育局長 古村 澄一君

文部省管理局長 阿部 充夫君

委員外の出席者

議員 中西 績介君

議員 佐藤 誼君

議員 田中 克彦君

林野庁林政部長 鳥居 秀一君
理課長
労働省職業訓練局訓練政策課長 金平 隆弘君
文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

五月十一日

辞任

白井日出男君

町村 信孝君

同日

加藤 卓二君

松田 九郎君

補欠選任

町村 信孝君

白井日出男君

五月十一日

私学助成の増額に関する請願外四件(岡田利春君紹介)(第四五一〇号)

同外二件(岡田利春君紹介)(第四五七三三号)

高校新増設費国庫補助増額等に関する請願(深谷隆司君紹介)(第四五七四号)

身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(林義郎君紹介)(第四六三七七号)

同(若林正俊君紹介)(第四六三八号)

私学助成増額等に関する請願(矢野純也君紹介)(第四七一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外二名提出、衆法第九号)

学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤誼君

外二名提出、衆法第六号)
日本育英会法案(内閣提出第二五五号)
日本体育・学校健康センター法案(内閣提出第二九号)
文教行政の基本施策に関する件

○愛野委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀧沢幸助君。

○瀧沢委員 文部大臣、御苦労さまです。先般の稲葉先生との問答に敬意を表し、興味深く拝聴しました。質問というのはいわゆるわがわが者になる者に聞くことなのだとおっしゃっていましたが、私は、いわゆるわからぬことをわが方にお尋ねをするというところで、ひとつ御親切な御答弁をお願いしたいと思います。

この道に経験豊かな、しかも稲葉先生のお言葉をかき取るまでもなく優秀な大臣でありますから、その見識に敬意を表するとともに、本当の意味で御期待を申し上げたいと思うわけです。

私は自分で青年時代に短い期間教壇に立ちました、今そのことをつくづくと責任を感じているのであります。戦後、地方教育委員会制度ができましたときに最初の公選で町の教育委員長を務めました。そしてまた県会に出ましたも文教を長く担当しまして、今ここに国会の文教委員会の席で教育のことを議論するのは大変に誇りあり、また責任のあることというふうに認識をしておのれを戒めておるわけでありまして、そういう立場からこれを見ておりますと、思想や政策の違いはある、しかしそれを超えて日本の国の教育をよくしよう、日本の国の将来に過ちをからしめよ

うということにおいては少なくとも一致するはずだし、しなくてはならぬというふうに私は信じておるわけですから、大体私が申し上げような、例えば教科書問題のごときが、今申し上げたことによつて直ちに是正されたり理想的なものになるといふふうには安易に考えているわけではございません。しかし、戦中になおかつ戦争はすべきでないと言った人があったように、日本のこのときこのやうなことを言っていた政治家が少なうともあったということを記録しておくことは子孫に対する責任ではないのか、こういう気持ちをも含めて申し上げたい、私はこういうふうに思っているわけでありまして。

私は二人の子供を持っております、いずれも成人に達しましたけれども、今の子供が物の豊かな中で、自由が満喫される中で生きています。一面から言うと、まことに幸せというところでございす。しかし、私は非常にかわいそうな、不幸な人たちに思ふのです。私たちが青少年時代には、食べるものは全部乏しかったけれども、信用して食べることのできるものでした。田舎には図書館もなく、読むものは全く不足しておりました。しかし、読むものは心の栄養になるものでございまして、しかし、今子供たちは生まれ落ちたときから、食べ物も読むものも聞くものも、みずから選択をしなくてはならないような状況にあるわけです。このごろテレビで、猿が木登りもできなければ子供を育てることもできなくなっているのを、森に戻して野生を取り戻そうと言っていることがありましたけれども、人間もその意味では大変な、おのずから持つべきものを失ってきたのではないかな、こんなふうに思うものでございます。今、日本の教育というものを思うときに、一口に言つて欠けたるもの、大臣、これは一体何でございましょう。

○森國務大臣 大変難しい御質問でございます。それこそ私が先般稲葉先生との御質疑で申し上げたように、これは教育問題というよりも、人生を私よりもっとより豊かに経験を積んでいらっしゃる先生の方が、むしろそのことを一番よく御存じじゃないかと思ひます。

私は一つだけ、あえて何かと問われると、教育の立場からいけば、人間として一番大事な基本をもう少ししっかりと身につけられるようにしてあげ、そしてその基本から、将来心身の発達程度に応じて教養や学問やあるいは科学技術の分野、いろいろものを身につけていくことになると思ひますので、日本の教育のあれから見ると、どうも先を急ぎ過ぎるような気がして、きちっと基本を繰り返して少し教えるということが何か欠けているのじゃないかな、そんなことを私は感じております。

○滝沢委員 まことに同感であります。

そこで、人間としての基本はいろいろございましょう。せんだつても稲葉先生は、教育勸諭があったとおっしゃいましたけれども、そういう言い方もあるわけです。しかし、私はその中で、祖先が今日までいろいろ苦労と経験を重ねられてここに至った歴史もやはり大事なおっしゃる基本の一つたり得るのではないかと思ひます。私は、実は三月三十日のこの委員会でも教科書の中で、北方領土など小中学校、高校の教科書の中において不十分なものないしは誤って書いてあるものの話を申し上げたのでありますけれども、そのときの大臣の、また政府委員のお話の結果によりまして、速記録を全部読むことはしませんが、要するに一冊一冊、一ページ一ページの記録ではなくして、教科書全体を通じて議論をしようではないか、またそれでいいのだ、言うなれば歴史的分野、公民的分野、地理的分野の三つのものをセットにして考えれば大体のことにはなっている、こういうふうにお答えいただいたと思うのであります。そこで私は、実はそのときに、それならば全部持ってこなくちゃ話にならぬと申し上げたので

ございませうけれども、ここに例の教育委員の準公選ということをやかましい議論を呼びました中野区の選んだ教科書三冊のセット、そして私の故郷の福島県、これは何か九つのグループに分かれているのだけれども、結果的には全部一箱のものを指定したというのでありますけれども、選んだもの、そして国分寺市が選んだものという三つのセットを持ってきてみました。しかし、これを全部朗読したら大変、会期延長しなかつたなりませうからそれとしまして、このことの議論に入りまして前に一言、大臣が席においでのうちにお尋ねをしておきたいと思ひますので、お答えいただきまして、後どうぞお仕事を別になさっていただきますと思ひます。

まずお尋ねをしたいのは、今ほど理事会でちょっとお話がありましたけれども、さきに大臣は、教育基本法のことは今度の臨時教育審議会の中での議論の対象にはしない、いわばならない、この教育基本法を踏まえて審議会の議論をお願いするのだというふうにおっしゃったと思うのであります。だけれども、一面からいって、当然この審議会は学制のことも議論をしようだしなくてはなりませんから、そうなれば第四条の九年間の普通教育というくだりはどうなのかという議論があるわけです。しかし、それはそれとして、精神は、教育基本法を尊重した精神で議論をするけれども、九年の義務教育を十年にしようという議論があつてもちつともおかしくはない、そのことに大臣は何もそう拘束された考えで苦勞されることはないと思ひます。ただ、お尋ねをしたいのは、大臣が尊重するところおっしゃっている教育基本法は、公布されたのは昭和二十二年の三月です。いわゆる日本の国が戦争に負けて混乱と絶望の中、しかも進駐軍を迎えて主権が制限された中におきます日本の特殊な社会状況、国際状況、政治状況の中で生み出されたものであることについて、今これを振り返るときに、やはりこれでいいものかどうか、この点についてはいかがお考えですか。

○森國務大臣 このたびの臨時教育審議会は、今、国会にその法案の御願いをされているわけでありますが、その法案の中に、教育基本法の精神をもとに、こういうふうな記述をさせていたでいるわけでございます。この委員会でも何回か御議論が出たところであります。どのような事柄をどのように御議論を願うかということはお願ひをする、御人選をさせていただく委員の皆さんで御議論をいただくことになりましたが、基本的な姿勢として、教育基本法の精神をまず大事に考えていただきたいというのが一応政府の立場でございます。

しかし、私は常にこの委員会でも申し上げてまいりました。御議論はどうぞひとつ御自由に、潤達にやっていた方がいいのではないかと、例え先生からもたまにお話がありましたように、例えば義務教育の年限の話になると、十年にするとかあるいは八年にするとか、動かせば当然教育基本法にひつかかってくることもなる。あるいはまた各界のいろいろな提言の中に、もっと自由に学校をつくつたらどうかというふうな意見もあつます。そうすると、これも教育基本法にひつかかってくるわけですね、だれでも学校をつくらせていいというものじゃないわけですから、ですから、私は議論は御自由におやりになつたらいいと思ひます。そして今滝沢さんおっしゃったように、戦後のいわゆる教育基本法についていろいろ議論がまたあるのかもしれない。そのことを全部抑えて、やつちやいけませんよということ議論をすべきではないだろう。本日に御自由な御議論をする。どのようなことをどのようにされるか、これは委員の方々が会長を中心にお考えになることであります。

ただ、御答申をいただくことになる、その御答申をまとめられるときに、会長が、教育基本法という精神の中でどう御判断をされるかということではないだろうか、私はこう考えておりますので、入り口のところで余りその議論をしてしまひますとかえつてお話し合いが進まないんじゃない

か。本日に今すぐ、今の教育をどうするかということはもちろん一つのテーマですけれども、二十世紀に向けて、二十一世紀に日本は一体どのような教育がいいのだろうかということを本日に幅広い考え方で、戦前そして戦後、その反省あるいはまたよきもの、失つたよきものもあるでしょうし、新しく得たすばらしいものもあるでしょうし、そういう中で体験の極めて深い方々が幅広く、いろいろな角度から検討をいただく、基本的にはそういう御自由な御議論を進めていただきたい、私はこういうふうなことを考えているわけでございます。したがって、先生がお話しになりましたような事柄も当然その中に含まれて皆さんが自由な御議論をなさるのではないかと、私はこういうふうな期待もいたしておるところであります。

○滝沢委員 わかりました。ゆえに私は、大臣が教育基本法を尊重した立場で、臨教審ですか、そのおっしゃっているのだけれども、そのことについて、文言にとらわれたところの拘束を断固としてはねのけて、自由潤達なる議論が展開できるような配慮をいただきたい、こう思ひます。

ところで、この教育基本法を評する一つの言い方の中に、世界ないしは人類ということが強調されている、そしていきなり個人というものがこれまた強調されている、その間にありまして国家ないしは国民、あるいは民族というような概念が不足している、こういう指摘をする向きがあるのではありませんか、このことにつきまして、臨教審のことは別、政治家としての大臣の所見はどうですか。

○森國務大臣 何回も目を通して見る機会があるのですが頭の中に入っていないのですから、今改めて先生が御指摘をいただいた点で見てまいります。――世界とか人類ということが強調されて國家というのは余り書いてないのではないかな、そういう御質問だったという気がしますが、こうして目を通して見ますと、必ずしもそうだと私は思ひません。いろいろ意見はあるだろうと思ひます。

先生がおっしゃったように確かに昭和二十二年のころというのは、私もちょうど子供のころでございましたが、世の大人と称される人たちは、いろいろな意味でかなり気持ちも動転しておられたと思いますし、自信もなくなっておられたでしょうし、何しろ戦争に負けたことのない日本が敗戦国になった、そういうまさに混乱の状況の中。また、戦争はいけないんだ、こう言っておられたような立場の学者の皆さんが、いわゆる戦時体制の非常に厳しい抑圧をされた中で、逆に言えば非常に広がりを見せるといいますか、逆にそういう人たちの気持ちに非常に強くなつて出てきた状況もあるのではないかとこのいろいろな文獻で書いてありますから、確かにそういうものでありますから、それは従来の日本式理念といえますか、哲学みたいなところからかなり変わつた、今言えども何でもないのではありませんけれども、昔ですとかかなり新しい法律といえますか文章だろう、こう思います。

しかし、問題は、これをどう理解をし、そしてどのように解釈をしていくかということだろうと私は思うのです。ですからそういう意味で、先生がおっしゃるように、このことによつて日本の国民が何か国のことを余り考えない、どうも新しい方向のことだけしか目を向けていないのではないかと、先生もそういう御懸念で御質問されたのじゃないかと思ひますけれども、これを読んでみると、むしろ非常によく考えられて、立派な法律だ、私はこういうふうに思ひます。

ただ、この間稲葉先生のときにもちよつと申し上げたのですけれども、三十一年のころの清瀬文部大臣は、これでは国を愛することも愛国心も親孝行もできないのだと、確かに国会で発言している。そういう議事録を私は読んでみましたけれども、別にこれで親孝行や国を愛することを教えてはいかぬということも書いてないわけでは、文部省はこれで指導要領の中にも教科書の中にもきちつとそのことを教えるようにしてきたわけでありませう。

時代的な変化、変遷といひますか環境、そういうことがいろいろな意味でやはり弊害を生んできたこともあると思ひますし、また、ある意味ではむしろいい方向をつくつてきたという面もあるんじゃないかというふうに思ひます。

○滝沢委員 大臣、たびたび立ったり座ったり御苦勞ですけれども、いろいろおっしゃつたようなことなんでしょう。ですが、日本はいわばこれを戦後教育の基本としてやつてきたわけですね。これを制定するときの精神も、やはり教育勅語を失つた教育の中で教育の一つの指針としようというものがあつたと思うのです。でありますから、おっしゃる通りに歴史的な変遷の中で評価も変わり、また要求されるものも変わつてくるわけでありませうけれども、あの戦後の特殊な事情の中で生まれたものであることを御理解しようだしまして、ここに臨教審が発足をしますときでありますから、おっしゃるように入り口で議論が行き詰まつては困るわけでありませうから、その点の御配慮はよくわかりませうけれども、今後の日本の教育の將來のために過ちなきを期する意味で、この文言にはほどこわらずに今後の議論を展開していただきたい。特に一番最後に、不当な支配を教育は受けなないというのです。何が不当な支配で何が正当な支配かということになつてくると、これはなかなか議論が難しいところでありませう。

これは御意見も聞きたいところでありませうが、次に進みます。

そこで大臣、実は教科書検定の基準でありますけれども、この基準が五十七年の十一月に変わつておりますね。基準に従つてできました省の告示によつて検定をなさる。その一つの条項の中に何というのが加わつた、これが五十七年十一月二十四日とされております。この一項目が加わつた動機、理由は何かですか。

○高石政府委員 まず、この基準改正が行われました動機は、中国、韓国などの国々から、日本の教科書で「侵略」という言葉を避けて「進出」という言葉になつてゐるというふうなことに

指摘があり、国際的な問題になつたわけでございます。当時それについて、教科書の検定のあり方についていろいろな角度から大變論議が行われまして、最終的には、近隣諸国の感情も十分考え、より一層の友好親善を進めていくという観点に立つて適正な教科書をつくつていくということが必要であるという官房長官談話が発表されまして、それをもとにいたしました文部省におきましても検討をいたしました結果、検定基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という新しい項目をつけ加えまして検定をしていくというふうな経過を踏まえていくわけでございます。

それは、日本の教科書の歴史の記述を何も海外の圧力に屈して修正するということではなくして、真に歴史的事実に着眼して記述をしていくという精神を貫きながらも、なお諸外国の感情というものにも十分な配慮を加えながら教科書の中身を整備していきたいという観点でつけ加えられたわけでございます。

○滝沢委員 次の質問の答弁までおっしゃつてくださいましたけれども、自分の国の教育の方針を決めることは独立国家としての主権でしょう。大臣、そうでしょう。マッカーサーがおりますうちは占領軍によつて主権が制限される。今度は講和条約ができて独立国家となりましたけれども、中国等からの教科書に対する意見、抗議、しかもこれは後で判明したことだけれども、マスコミの取材中に起きた手違いがもとだと言われているものについて、外務省の立場はわかりませう、外国と仲よくしなくてはなりませんから、それはわかるけれども、外交の一つのテクニクの範囲の中に文部省が主権であるべき教育の基本を変更するというようなことがあつていいのかどうか。これは大体何項に書いてある国際の状況を配慮するといふ、国際の協力関係を配慮するために、うそとは言わなくても誤りに近きものを書いていいと言ふのか。また、今の答弁にありましたとおり、圧

力に屈したのではないけれども、よそから言われて気づいたというような意味であつたけれども、それではあつた抗議が来るまで、日本は侵略していかからず進出していかたと勘違いをみずからしてゐたのであります。抗議が来て初めてそれは侵略であつた気がついたのである。抗議があつて誤りを正したのか、誤りではないんだけれども、抗議が来たので国際関係の円満なる解決のためにこちらが手心を加えたのか、どちらですか。

○高石政府委員 従来の教科書検定の態度が誤つてゐたというふうには考えていないのでございませう。ただ、教科書全体で他の記述とのバランス上、「進出」になつてゐるとか「侵略」になつてゐる、そういうバランスの上に立つてより客観的な記述をやつてほしいということと検定をしてきたわけでございます。

しかし、今回新たにいろいろな諸外国とのあつれきと申しますか、そういうことが発生したことは事実でございます。したがつて、この際もう一回、国際理解、国際協調の精神に立脚して現在の教科書内容を、より一層そういう親善を進めていく上で、しかも日本の国の主権的な判断のもとで教科書を変えたいかといふことを新しい検定基準につけ加えまして、そしてその検定基準で検定をしていくという態度をとつたわけでございます。諸外国から言われた、それが誤つてゐた、だから改めた、そういうものではないわけでございます。

○滝沢委員 どうもわかるやうでわからぬ。これが私は日本国民の多くの人々の懸念じゃないのかな、こう思ふのです。あの抗議が来なかつたらば何項は加わらずにいたのですか。あの抗議が来なくとも遅かれ早かれ、あのような措置はなされるのですか。

○高石政府委員 当時からも教科書によりましては、ある教科書では「侵略」という表現を使つてゐるのがあります。それから、ある教科書においては「侵略」ではなくて「進出」という言葉を使

っているのがあるわけでございます。したがって、それは教科書全体の記述のバランス上の問題として取り扱ってきただけで、絶対に「侵略」という言葉を使つてならないとか「進出」にしなければならぬ、そういう態度で検定してきておりませんので、教科書によって昔から「侵略」という表現を使つていたのも事実ございましたし、「進出」という言葉を使つていたのも事実あったわけでございます。

○滝沢委員 私が開いておるのは、何かよその面の答弁を聞きますと、「侵略」であろうと「進出」であろうと、何でもありと、何も言葉を統一しなくたっていいということもあるわけですが、学者、学者が書くのを見て大体よければ検定は合格するわけですから、何も統一する必要はないと思うけれども、私が申し上げたいのは、あの抗議があつたから御項は加わつたのか、なくともいずれはあれは加わつたものかどうか。そして、国際協力の立場を配慮するということは、うそを書くことなのか。国際事情を考へなくたって真実を書けばいい、それが私は教科書検定の姿勢じゃないのか。もしも国際環境のことを考へて、うそは言わぬけれども、筆に手心を加へなくてはならぬとするならば、もつとよその国からも言われたりしたならばどうですか、そこら辺のところについてはどのようなお考えを持っていられしやるのですか。

○高石政府委員 整理して申し上げますと、我が国の教育が平和的な国家及び社会の形成者を育成することを目的として、国民としての自覚を深めるとともに国際理解と国際協調の精神を養うということを重視していろいろな教科書の検定に当たつてきたことは、従来も今日も変わらないわけでございます。

ただ、非常に不幸なことに、韓国、中国等からこれについての意見が寄せられたことは事実でございます。そして、それが意味においては大きな国際関係としていろいろな問題を惹起したというところも事実でございます。したがって、その

の際に、教科書検定に当たりまして、我が国と韓国、中国を初めとする近隣のアジア諸国との過去における不幸な関係にかんがみ、これらの諸国の国民感情等にも一層配慮する必要があるとして、検定の基準に国際理解と国際協調に係る事項をつけ加えて、より一層そういう点の配慮を考へて検定をしていくというのを検定基準に新たに付け加えたわけでございます。したがって、そういう見地から検定基準を改定いたしましたので、検定をやつていくわけでございますから、従来よりもなお一層そういうことに配慮してやつていくこと。

それから、記述のバランスの問題は、例えば一つの教科書で、ある国がある国に対して行った行為を「進出」と書き、そして日本が中国、韓国にやつたものだけを「侵略」とする、そういうような表現になつていくのは正しい歴史の事象の扱いとしてはバランスがとれない、そちらを「進出」にされるならばこちらは「侵略」という表現にしない方がいいであろうという意見が申し上げてきたわけでございます。ある教科書で、ある国がある国に対して「侵略」をした、日本もそれと同じような表現で「侵略」をした、そう書いてあるものについて、これは特に意見を付さないで検定に合格してきた。そういういきさつがあつて、その付近の個別の記述上の問題についていろいろな調整をしたことが、いろいろな意見を言われるということになつてきているわけでございます。そして、今回新たに著者が、検定を受けるに当たってはそういう用語のバランスを統一しながら申請をしてきた。そして申請してきたものについては、それを「侵略」であるものはけしからぬという意見を付さないという態度で具体的な検定をしてきたというのが今日の状況でございます。

○滝沢委員 どうもそれはわからぬ。何時開議論しても、あなたの立場がわかるような言い方ができないのだから。しかし、語るに落ちるということもあります。こちらが中国に行つたのが「侵略」なのに、ソビエトが北方領土に來たのは「侵入」とか「進撃」とかあるいは「來ました」と書いて

あるのだけれども、ソビエトが日本を「侵略」したなどというところは一言も書いてない。さっきの話のようにそれは統一をするんだ、向こうが「侵略」ならばこっちも「侵略」とおっしゃつたけれども、そうならないことだけ申し上げておきます。

それでは、具体的なことに触れますけれども、時間がななでありますから簡単に結論だけをおっしゃつていただきたいと思います。

この三冊セットにして物を考えよとおっしゃることは、私は大変疑問があることだと思ふ。しかし百歩譲つて、三冊セットに考へてみても、沖縄が書いてあつて北方領土が書いてないというのは歴史の分野にそれがある。だけれども、不完全なものもそれはあります。日本書籍の「中学の歴史」二百六十七ページ、同じく二百八十三ページなんというのを見ますと、これはこの前も例を申し上げましたから一々読みませんけれども、北方領土の記載については決してこれで真実の歴史を伝えているとは言えないと思ふのです。この前の委員会でもこれを読んだおきましたのできょうは読みません。ところが、地理の分野においては確かにやまともに書いてあるんですよ。だけれども、どうして三点セットにして物を考えなければいけないのか。これはどういふことなんですか。歴史と地理は学問の世界が違ふのでしょう。地理は現状を認識するもの、歴史は今日のまでの経過を認識するものです。歴史なら歴史の分野において沖縄と北方領土、そして日本とソビエト、このようなことはまともにもつと書けるのじゃないですか。

○高石政府委員 小中高等学校を通じて具体的な内容をどの教科で教えるかということ、できるだけ重複を避けて教育をしていくということが必要だと思ふのです。数学でも教える、国語でも教える、理科でも教えるというように形は基本的に揃つていないわけでございます。したがって、いかにその真実が何かの教科で的確に教えられていくということが達成されれば十分ではないかというふうに、まず基本的に思ふわけでございます。

そこで、まず社会科の学習の中で便宜的に地理的分野、歴史的分野、公民的分野というものを分けていくわけでございますが、その分けていく中で一体どこで重点的に取り扱うかということ、当然配分上の問題として力点が違つて書かれるということにはあり得ると思ふのです。そこで、地理的分野では明確に北方領土はソ連が占領している、そしてこれは我が固有の土地であるということ、これを全部記述されているわけでございます。したがって、地理の教育の中でそれが徹底して子供たちに十分に教えられれば、子供たちは北方領土問題については日本の固有の土地でありソ連によつて占領されている、したがつて北方領土返還ということが叫ばれているということがまず基本的に認識されると思ふのです。それで歴史的分野の中ですつと教えていくわけでございまして、その際に、そこまで十分教えておればその部分については、ある意味ではその流れのわかるように教えていくという程度に記述がとどめられているということ、これは当然あり得ることだと思ふのです。したがって、地理的分野に記述されていると同様に歴史的分野にも教科書として記述されなければならぬということになると、教科書はほとんど分厚くなつていくというふうなことで、ゆとりのある教育をやれということに逆行するということもあつて、今力点としてそういう状況で教科書がつくられているというのが実態でございます。

○滝沢委員 そういうごまかしを言つてはだめですよ。それはごまかしというものです。それじゃ、どうして沖縄は歴史で北方領土は地理なんだ。聞いてちょうだい。例えば富士山のことを國画の時間に写生したから、よその分野で教へなくてもいいのですか。写生の時間に富士山の写生をやつておけば頼朝がそこで戦争をしたそのことはいんだ、私はそういうものじゃないんじやないかなと思ふのです。沖縄の地理も学ぶ、北方領土の地理も学ぶ。そのときは北方領土という言葉じゃなく千島列島とか歯舞、色丹が知らぬけれど

も、歴史になって初めて北方領土という言葉にな
って、あれが終戦の後に不当に侵略をされて、そ
して今なおこれは両国の間の大きな問題として
残っている、沖縄は占領されたのだけれども講和
会議でこれは日本のものになった、こういうふう
に書くのが本当じゃないの。両方とも触れるのが
本当じゃないですか。片一方の科目で教えたから
片一方で教えないでいい、それを全部やったら膨
大になり過ぎるなんというはごまかしですよ。
そんなこと言ったら、戦前だってその膨大なもの
をこなしてきたんじゃないの。どうなんですか。
そういう、どこかの科目で教えていけばここの
科目は省略してもいいなんていうのはごまかしで
す。

○高石政府委員 沖縄については我が国の領土の
一部であるという事は、他のいかなる国も承認
している事実であるわけです。そういうのがどう
いう経緯であって最終的には本土復帰が行われ
たかというのを書いてあるわけではございません。
北方領土のものの認識とや見方が違う観点もあろ
うかと思うのです。

ですから、そういう何の教科書で書いておかな
ければいけぬというのじゃなくして、事実とし
てそれが正しく生徒に理解されればいいという
のが基礎にあるわけではございまして、それが地理
のやつではいけぬので歴史のところでは教えら
れなければならぬ、そう厳密に教科書編成の中
で、これはこうしろ、これはあしろということこ
ろまで言う必要はないんじゃないかということこ
ろで検定をしてくれているわけではございます。
○滝沢委員 何か答えられない事情があるんだよ
ね。

私は、全部これを目を通してみて、どういうこ
となのかと考えて私なりの一つの判断をしまし
た。それは、地理を担当していらっしゃる先生は
自然科学という立場から、やらないしはほと
んど主観なしに公平な書き方ができる。歴史を
担当していらっしゃる先生は、社会科学というよ
うな立場で、そこにその先生なりの史観というも

のですかね、歴史を見る目ないしはイデオロギ
が入ってくる。ところが、今の検定制度におきま
しては、これは書いてないけれども、ここに一
ページこれを書きなさいとは言えないものだけ
ら、出てきた原稿に対してイエスとノーしか言え
ない、そういう立場でこのような結果になったん
じゃないですか、どうですか。

○高石政府委員 社会科の学習の中でこの問題を
的確に処理していくという方針のもとに検定をし
てきておりまして、そういうことで社会科の分野
として、地理的分野、歴史的分野、公民的分野と
いうのが内訳として存在しているわけです。した
がって、これについて地理的分野のところでは、そ
の地域、そしてその経緯というものを明らかに
して子供たちに的確に教えていく。現在、日本の
子供たちが北方領土問題について正しい理解を得
ていないという結果があれば問題でございませ
けれども、日本の北方領土は日本の固有の領土であ
る、そしてソ連によって占領されている、したが
って北方領土返還を求めているというものは、中学
生の子供たちには的確にわかるような教育が展開
されているわけです。それが、歴史の教科書でな
ければいけぬ、地理の教科書はつまらない、
こういうふうな言い方をされますと、なかなかそ
こまで細かに教科書づくりについていろいろやる
というのは非常に難しいので、私は、その付近は
著者の意思を十分に考えながら対応していかな
ければならないというふうに思っておるわけでは
ございません。

○滝沢委員 とにかくあなたのお答えは、それは
あなたの立場がそう答えさせるのだらうけれど
も、間違っていますよ。どの教科書であつてもい
から、それは一度触れてくれればいい、だから
わゆる二重には書かないんだというふうな言い方
は間違っています。
そして今、北方領土のことについては、子供が
みんな理解しないなら困るけれどもちゃんと理解
している、そしてこれを返せということになっ
ていふのだけれども、考えてもらいなさい。

のですね、歴史を見る目ないしはイデオロギ
が入ってくる。ところが、今の検定制度におきま
しては、これは書いてないけれども、ここに一
ページこれを書きなさいとは言えないものだけ
ら、出てきた原稿に対してイエスとノーしか言え
ない、そういう立場でこのような結果になったん
じゃないですか、どうですか。

沖縄を返せという叫びは、本当に民族的な具体的
な行動になって町にあふれたでしょう。ところが
が、これは正当なる戦争によって占領されても仕
方がないんだ、そういう状態の中であらばいわば
取られたんだ。昔から、ああいふ取られ方をした
のが返ってきた例は、世界にあの例しかほとんど
ないんですよ。ところが、北方領土は降伏して抵
抗しない中でいゆる不当に、これこそ侵略され
たのだ。沖縄はあの群衆の叫び、そして政府も一
生懸命交渉した。ところが、北方領土については
あの民族の叫びにならないでしょう。ですから、
今の子供が、ないしは国民が、北方領土のこと
について理解をしていると言ったって、これを文部
省が教えた結果だと思つたら大間違いだ。そうじ
やないのです。いろいろの団体やなんかキャン
ペーンして、この運動を細々ながらも盛り上げて
きて国民がようやく理解するに至つたんじゃない
ですか。文部省が教育した結果において北方領土
問題が徹底したと思つたら間違いですよ。

さて、北方領土のことだけで終わるわけにい
きませんので、これまでにさせていたいただき
ました後の機会にひとつ勉強させていただきます。
実は南京の虐殺ということも、いゆるこれ
そ歴史的分野において、随分と書いてあるわけ
です。だけど、このこと文部省が原稿本をいわば
検定される時の一つの判断の基礎になったものは
何ですか。それは確かに著書とか資料とか学説と
か情報とかがあるはずですが、これは何ですか、
簡単に答え願います。

○高石政府委員 一般的に南京事件としての一つ
の学説の通説というのがありまして、それをもと
にして記述をされているというわけではございま
す。
○滝沢委員 学説の通説というのは具体的に何で
すか。学説というのは、いろいろな学者がいろい
ろなことを言うのが学説というのです。通説とな
るには、どこかでこれが決まったのですか。だれ
博士の何の論文とかあるでしょう。

○高石政府委員 非常にその分野の研究を深く積
まれている学者もございいます。その人たちの学会
における発表というのがそういう歴史を専攻する
人々の大體通説ということでは、今ここで具体的に
この人のこの説が学説の通説であるということ
を断定するのは非常にいろいろ難しい問題があるわ
けでございいます。

○滝沢委員 あなた、そこらの奥さん方のお茶飲
み話じゃないですよ。大体みんなの先生が言っ
ているみたいな話で文教委員会を通せると思
うのですか。文部省が検定をするに当たつての
基準ですよ。何かあるから検定できるの
で、それが通説だと言ふ。通説とは何かとい
たら、どこの博士が何と言つたとか、何と
か新聞の何とかということがあるでしょう。そ
れをみんなが言っているみたいな話では、そ
こらのお茶飲み話というものです。ここは国会
の文教委員会です。文書の基礎なんですか。

○高石政府委員 非常にそういう説をはつきり言
う学者もいらっしゃる、そして、それについて
そういうことを勉強されている多くの学者も同意
をするというのが通常学界における通説でござ
いまして、固有名詞でこの人の説が学説の通説
になっているのは非常に独断的な見解になりま
すので、私がここで個人の名前を挙げて、この
人の説のこうだということを申し上げるのは適当
でないと思ひます。

○滝沢委員 それじゃ、後ほどの委員会でもた
このことを勉強させていただきますので、どうい
う学者はどう言ひ、どういふ資料はどう書い
てあるか、検定の基準になったその物差しを
ひとつ示してちょうだい。
それがたまたまという証拠に、つまり世間の
話だという証拠に、こういうことを書いてある
のです。時間があと十分というのですから省
略しましけれども、例えば「二十万以上とい
われる」と書いてある。これは東京書籍
のものです。あるいはまた、「二十万人以上と
いわれる大體」と書いてある。これは自由書

です。あるいはまた、「三十万以上とみています。」これは東京書籍ですか、書いてある。その「ともいわれる。」とか「とみている。」などというものは非常に正確なことです。そこら辺のスキヤンダルを書く週刊誌の書く言葉ですね。市民は批判している、そういう言い方ですね。

では重ねて、これも答えられないのかもしれないけれども、「ともいわれる。」という「とも」というのは何です。別にも言われているわけでしょう。二十万人ともいわれるのは、十万人とも五万人とも言われているのですか、どうですか。

○高石政府委員 この記述については、教科書によって非常なばらつきがございます。七、八万と書かれたり、十万と書かれたり、二十万と書かれたり、三十万と書かれたりしているわけでございます。したがって、そういう意味では、断定的な表現でこの記述を書くことはまず基本的に適切でないということが言えるかと思えます。

それから、そういう断定ができないということであれば、そういうものが伝えられたデータ、基礎になったものが明確にされた上で、そういうふうな伝えられているというふうな書かれることが必要であらうということで、こういう筋の発表によればとか、こういう資料によればというような形で「とも言われている」というような表現になされておまして、先生御指摘のように、七、八万から三十万までの幅があった数字でいろいろ書かれていることは事実でございます。

○滝沢委員 それならどうして教を書くのです。「多くの」とかいう書き方があるのではないですか。きのうの人は十万人だったと言ったら十万人の人は少ないのだから、とところが、十万人だと言ったからは朝日新聞がそう書いていたとか何かあるのだ。じゃ、なぜ教を入れるんです。そのときに各教科書に対して、教は抜いてちょうだいと言ったのが本当じゃないですか。

それで、あなたの方で、この検定の基準に「正確性」ということを言っているのです。正確に書

けと言っているのです。そして、いろいろな学説があるときは片一方書きいちゃだめだと書いてありますよ、この(例)というところに、「教科用図書の内容の記述」という中にまず正確に書けと、そして(例)に「一面の見解だけを十分な配慮なく取り上げていたり、未確定な時事的事象について断定的に記述して」はいけないと書いてあります。これはそうじゃないのですか。どうなんですか。

○高石政府委員 事実を正確に書くということとは必要でございます。ただ、歴史の取り扱いではないいろいろな考え方が存在することもあるので、例えばそういう南京事件のように、死者の数がどれだけであつたかというところは公的に確認されていないわけでございますから、そこからいろいろな説が出されてくるということは事実であります。したがって、先生おっしゃるように、「多数」という表現が表現としては最も無難な表現であらうと思えます。しかし、著者がこういうデータではこういうふうな言われているというのを申請してきた際に、それはおかしいじゃないかということを言うのは検定する際の権限を超えているというふうな形になるのですから、今のようなまじまじの状況が出てきているということでございます。

○滝沢委員 時間がありませんから。それで、このことを世界はいろいろ非難、攻撃したというようなことが書いてある。世界でこれを大変非難したと言っているけれども、そうならば、その当時の世界のどの新聞の何月の幾日付にどう書いてある。例えばニューヨーク・タイムズとか、ロンドン・タイムズが書いていたかということがあるのですか。これも学者が書いてきたからそのまま判を押したのですか。

私が申し上げたいのは、もっと国は検定について責任と権威と自信を持って、こういうふうな言い方です。数字をそのままに書いてきたものを、二十万人と書いてあるのをべたり、十万人にもべたり、三十万人にもべたりと判を押すだけが検定ならば、検定はだれでもできる。そうじゃない。

これは諸先生、みんな違うことをおっしゃるのですし、先生がおっしゃることの基礎を科学的に、いついつの新聞、いついつの本ということがないものでしたら、ここは「多数の」として統一していただけないか、こう言えないなら、検定なんかはうり投げた方がいい、やめた方がいい。国の責任においてこの教科書を検定し、将来育つ国民に教えるのじゃありませんか。二十万の教科書をもった人は、二十万だと覚えて成長するのです。十万人の人は、十万人日本人は虐殺したというのを教えられる育つのです。数字は抜けませんか。せめて数字を抜くことはできませんか。それと、世界が非難していると言います。この「世界の非難」というのは、その当時のどの新聞です。ないしはどの演説です。

○高石政府委員 「世界の非難」は、昭和十三年、一九三八年の一月九日付のニューヨーク・タイムズで記事として掲載されたのをもとにして書かれているわけでございます。それから数字の問題については、先生の御指摘のような考え方もごもっともな点があるわけでございます。また一方、著者としてのそういう客観的なデータに基づいて書いてきたものについて、検定の仕組みの中で一体どこまでやり得るかという一つの問題もあるわけでございます。そういう意味で、おっしゃるのとおり、一般的に「多数の」というような表現になれば、皆さんから一番納得のいただけるような形になるのかと思えますけれども、書いてきたものを、いや、これはこう表現を変えろと言っているのはなかなか限界があるとこのことでございます。

○滝沢委員 次の委員会までに大臣とよく相談して、この数字が抜けるかどうか、ひとつ協議してきて返事をしてください。時間がなくなりましたから、本当に一言だけあります。『侵略』『進出』という言葉が随分やがましかったのですけれども、『侵略』というのは英語のどれを翻訳してこうなったのか。そして、これは逆に日本語を英語にしたのか。英語を

日本語にしたのか。どういふことなんですか。ないしは、東京裁判等とかかわりがあった言葉ですか。そこら辺のところを一言だけ。

○高石政府委員 一般的に「侵略」の定義として、これが定義だということについてはいろいろな見方があるわけですが、一つは、一九七四年の国連総会において採択された「侵略の定義」を含む決議の第一条で、「侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する武力の行使であつて」というような表現が使われているわけでございます。そういうようなことを意識して、具体的な言葉として「侵略」という言葉が使われているのであらうと思えます。

○滝沢委員 初めに私は大臣に、私は歴史に向かつて一つの証言をしたいという意味で今これから言うんだということを言っておきましたけれども、このようなことで一々学者の書いたものにめくら判を押して、そしてそれを教科書として子弟に教えるような教育をしていたら、今日の教育は将来の日本の歴史の中でその責任が問われますよ。どうぞひとつ大臣と御相談いただきまして、次に私が質問に立ちますときに、せめてこの南京虐殺事件の数字を、それぞれが無根拠なものを書くようなことを訂正できるかどうか、御相談してください。

どうもありがとうございます。

○愛野委員長 山原健二郎君。

○委員長退席、齋田委員長代理着席。

○山原委員 大臣がおいでになりませんので、別の問題を先にやらせていただきます。現地の新聞に連日出ております東北福祉大学の随し口座の問題、また、この大学における会計の乱脈、同時に、教授会の議を経ないで入学生の可否の決定がされる、あるいは教授の任用がされるというふうな問題が起っておりますが、この問題について伺います。最初に、林野庁に来ていただいておりますので、林野庁の方で国有林野の払い下げを二回にわたってなされておりますが、簡単にこの実態をお

聞かせたいのです。

○鳥居説明員 お答えいたします。

実は、この国有地につきましては、青森管内局管内のものとしまして、東北福祉大学に昭和五十五年六月三十日に十萬八千四百六十一平方メートル、それから昭和五十八年三月二十八日に十萬八千四百五十五平方メートルをそれぞれ売り払っております。

○山原委員 その金額はどの程度のものでしょうか。

○鳥居説明員 お答えいたします。

五十五年度の場合におきまして六億五千三百万円でございます。それから五十八年度におきましての売り払い金額は五億八千七百万円ということになっております。

○山原委員 現在その土地の時価が、住宅開発等が行われておるせいかもしれません、百三十億円にはね上がっておりますということも聞くわけでございますし、また地元ではそういうことが言われております。また、新聞各紙にも出ておるわけでございます。

この国有地の払い下げは、どういう目的で払い下げられたんでしょうか。

○鳥居説明員 お答えいたします。

学校法人の榎學園東北福祉大学につきまして、総合運動場の用地として用途を指定してございます。

○山原委員 総合運動場になっていきますか。

○鳥居説明員 五十五年度のものにつきましてはそのような用途に供されておりますが、五十八年度のものにつきましてはまだ事業が着工されてないというふう聞いております。

○山原委員 この土地を担保にして私学振興財団から二十億九千五百万円の融資が行われておりますが、これは御承知でしょうか。

○鳥居説明員 そのような融資を受けられていたということを聞いております。

○山原委員 これは契約目的は総合運動場をつくるということですね。それがそういう目的外の使

用ということにならないのかどうか、どういうふうにお考えですか。

○鳥居説明員 お答え申し上げます。

売り払いをする場合におきましては、その条件といたしまして、その使用収益を目的とする権利といいますが、その用途を指定してございますので、その用途以外の用途に供するような使用というものは認められませんが、抵当権の設定のように、単に債権を担保するための権利の設定というふうなことにしましては可能であるというふうにお考えをしております。契約書の内容もそうになっておりますし、当方からの指導もそのようにしております。

○山原委員 文部省の方へお伺いします。

この隠し口座の問題について、大学における事態は解決の方向に向かつておるかもしれませんが、学校法人の金の一部が幹部によって使用される、これは背任横領という格好になるわけですね。この隠し口座の行方につきまして調査をされておりますか。

○阿部政府委員 いわゆる隠し口座というふうなことで新聞記事等にも大分出てまいりましたので、去る五月一日に大学当局の者を呼びまして、事情聴取をいたしております。新聞記事にも、これは後援会の金だということに書かれておったわけでございます。もともと新聞記事も、学校法人の経理の問題ではないような書き方であったわけでございますが、種々事情を聞きましたところ、これは野球部の関係のお金である——東北福祉大学は野球部が大変強いということと有名なところとございまして、野球部が全国優勝したとかあるいは全国大会に出場するというような場合に、これに對しましていわゆる御祝儀でございましておせんべつというふうなお金をもちょうとがある。それを、その後の野球部の合宿等の費用に充てるために積み立てておいたものでございまして、こういう説明を受けておるところでございます。

○山原委員 そういう事情説明をお聞きしただけ

でしょうか。新聞を見ますと、例えばさきの選挙に当たって有力な国会議員に対して百万円の政治献金がなされているとか、役員、幹部個人の出張旅費その他に使われているとかいうようなことが出ておりますが、そういう事実はないのでしょいか。後援会費だけでなく、例えば個人の金あるいはサークルの金などが、いわば経理感覚がないといいますが、ごっちゃになって置かれている、そこに問題があると私は思いますけれども、やはりそれはそれなりに明確にしないと——学校法人として助成法が適用されておるものに対して、その経理というものはつきりさせて、そして事態を収拾する必要があると思うのです。今の管理局長の答弁によりますと、何となく、どうなんだ、こういうことだ、野球部が使ったんだ——それだけではこれだけ大騒ぎになるはずはないと思うのです。そこは御調べになっていただきますか。

○阿部政府委員 新聞等いろいろな指摘されたことにつきまして、逐一事事情聴取をしておるわけでございます。野球部用の経費でございますものを、大学の職員が野球部からその管理を頼まれました、自分名義で銀行に口座をつくって、必要とときに野球部の人に渡す、こういう形で利用されておったわけでございますが、これがその後、いわば本来の用途を若干逸脱をいたしまして、後援会が学校に対して、例えばバレーボール大会をやるときに援助をしようというふうな場合に、とりあえずこのお金で立てかえておくというふうなことに利用されたというふうな点で、事務的にルーズな面があったということは大学当局も認めておるわけでございます。こういう点につきましては、これは学校法人会計ではございせんけれども、学校と関係のある会計についてはそのようなルーズなことであつては困るということで、大学当局ももちろん反省をいたしておりますが、文部省といたしまして適切な管理をするようにというのを特に指導したわけでございます。

それから、政治献金云々ということも新聞記事にあらわれてございますが、この点につきましては

では大学当局としては全く関知してないということとでございます。

○山原委員 大学当局というのはどういう方ですか。

○阿部政府委員 榎學園の理事と総務部長を呼んで事情を聴取したところでございます。

○山原委員 千五百万とも言われておりますお金が、今野球部とおっしゃるのですが、野球部会計というのはまた別にあるんじゃないかと思ひます。大学のサークルあるいは部の費用というのは、それなりに徴収したり寄附を集めたりするだろうと思ひますけれども、だれがこの金を集めて、だれがだれに渡したかということまでは文部省はお調べになっていないわけですね。

○阿部政府委員 概要の事情を聞いたわけでございますけれども、学園の会計にかかわることではございせん関係でもございまして、一々帳簿等まで当たるといふことはいたしておりません。

○山原委員 では、これは何の金ですか。隠し口座でもない、漠然と出てきた金と受け取っておられるわけですか。

○阿部政府委員 隠し口座という言葉がどういふ意味がよくわからないわけでございますけれども、とにかく野球部に対して、野球部が優勝したとかいうようなときに世間の通例といたしまして御祝儀でございまして、全国大会にこれから行つてきますという、ではせんべつというふうな形でお金が集まるということがあるわけでございます。そういうたぐいのお金を野球部自体の運営に充てようということで、それを野球部の中で経理をしていたんではどうも心配だからということで学校の職員に委託をしまして、その職員がそれではということで自分の名義で銀行口座をつくって保管をし、それによって運用しているとかいうたぐいのことではないんであると思うわけでございます。隠し口座と一般に言いますと、何か後ろ暗いものをやつていたというふうな聞こえるわけでございますが、そういう意識はな

かつたものと考えております。

○山原委員 全くわかりませんね。——こんなことにはこだわらないうちにはなくて、大臣が出てくれば別の質問をしたいのですけれども……。

あなたの答弁を聞いていますと、これはこれからもうこの形で行くわけですね。学校法人の金ではないとおっしゃるけれども、これは学校経営です。私学といえども公教育に携わる学校経営の中に、わけのわからぬ、だれが集めて、だれが使って、だれがだれに渡したかわからぬ、そんなことがあなたの答弁だったら、これから許されていくわけですか。教授会の議も経ないで入学生の合否が決まられるとか、教授会は後で一カ月も二カ月もたつて知るとか、あるいは教授が二十名も採用されるとかいうような、学園の自治の問題と関連して考えましても、こういうところをきちんとして整理しなければ本場の問題の解決にはならない。今の文部省のおっしゃり方だったら、そんなことはいつでも許す、当たり前のことだという答弁じゃないですか。

○阿部政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますように、野球部という学校法人の会計と直接関係のない現在野球部を構成している現役の人たち、そういう人たちにしてお金でございまして、御祝儀という形でいただいたお金でございまして、必ずしも学校法人会計に入金でございまして、けなという性格のものではないと思っております。また、それが野球部の合宿等の費用等に野球部関係の中の経理の問題として充てられていくということであらうけれども、それ自体は別に問題にすることはなくとも思いますが、それを預かっていた者が、都合がよいということで行うようなことの立つかえ払い等にそれを使っている、もちろん金は全部戻ってきているのでございまして、学校法人の直接の会計の問題ではないけれども、学校関係のあるものとして適切に処理すべきではないかという指導をしたわけでございまして、いわゆる隠し口座等として疑われるようなたぐい

のものではないように、明快な経理の仕方考えたらどうかという指導をいたしまして、学校法人側もそういうことにおいて十分検討し、改善をする、こういう約束をして帰ったわけでございまして、その行方を今見守っているところでござい

○山原委員 野球部が強くそれに経費が要することばかりですけれども、それならその経費にしておいた方が正しいと思えます。何かからぬ、新聞記事その他を見ますと、役員の出張の費用にも使われておる。だれが出張するとき手づかみで、はい、あなたにこれだけ上げますという金があるはずはないですね、普通はそれが野球部と言われますと、私これ以上質問はできませんけれども、野球部なら野球部の正規の会計があつてし

るべきだと思つて、それは、遠征に行くときの費用であるとか、勝利して帰ってきたときのお祝いであるとかいうことについて金が必要なのはわかります。私も高等学校の野球部長をしていましたからわかりますけれども、それはそれなりの会計にしないと、それを勝手にだれかがどうでもやるんということになつたら、これは学校経営としては全く不適切ですからね。その点は許容するような態度では私はだめだと思つて、やはりそこはきちんとしていただいて、そして過去の金額につきましても、だれからどういふふう

○阿部政府委員 この経費の問題につきましましては、先ほど申し上げましたとおり、野球部の経費として適格に使われるような使い方、経理の仕方をよく考えるようにという指導をいたしておるわけでございまして、また、その他の点等も含めまして、先生からいろいろ御指摘をいただきました点につきましましては、今後の大学の運営状況等も見定めながら、必要に応じて御趣旨に沿った指導をするように努力したい、かように存じます。

○山原委員 ちよつと、質問が大臣に対する質問なものですから、どうしましょう。委員長もおか

大臣、大変忙しいのに駆けつけていただいて恐縮です。

いわけ臨時教育審議会の設置法案が本会議に上程されて、いよいよ審議が開始されるという段階です。今まで、考えてみますと戦前に二

○森国務大臣 委員会には私が担当大臣として出席をいたします。

○山原委員 臨時教育審議会ができましたと

き、その審議会の担当大臣は森文部大臣ということになります。総理府総務長官は、設置法の審議に当たってはどのような立場なのでしょう。臨時教育審議会は総理府の機関としてつくられるのか、その辺はどういうふうに解釈しておりますか。

○齊藤(尚)政府委員 手続的なことでござい

○山原委員 この審議会は教育改革を論議する審議会でございますから、担当大臣は法案の担当大臣ですか、審議会の担当大臣じゃないのですか。

○森国務大臣 法案を閣議決定いたします際に、法案の担当大臣として閣議で指名を受け決定を

○山原委員 余りこだわらなくても、総理府に設置される審議会ですね。総理府総務長官は全く関係のない所として考えてよろしいですか。

○齊藤(尚)政府委員 法案の審議その他の担当と

は、大臣ただいま御答弁ございましたように、その審議会の運営その他につきましては文部大臣が担当することと想像されますけれども、総理府総務長官と文部大臣とのこの審議会に對します分担関係は、その時点で改めて決められるとい

うことでございます。

○山原委員 閣議のことはわかりましたけれども、法律は、この臨時教育審議会の担当大臣は文部大臣なんですね。設置を審議する国会における、例えば内閣委員会の審議の際には、総理府の機関としてつくる場合には中身についての担当大臣である森文部大臣と、そして設置をする所管大臣としての総理府総務長官の二人がこの質疑に答えることが正しいのではないのでしょうか。閣議決定というのは私も知りませんからね。法律によれば、臨時教育審議会の担当大臣が文部大臣でしよう。その辺は明確にしておいていただきたいと思うのですが、これは恐らく内閣の委員会でも問題になるところだと思いますが、私、よくわかりませんので、その辺どうなるのか。大臣は森文部大臣だけが出るのか、あるいは設置者の大臣であるところの総理府総務長官も出られるのではなからうか。これが法案審議の正式なあり方ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森岡委員 先ほども申し上げましたように、閣議決定の際、法案の担当大臣ということで指名を受けて閣議決定をいたしておりますので、法案の審議については私が委員会に出席をする、御答弁申し上げる、こういうことになると思います。ただ、組織上のこと等、その他関連のことにつきまして御質疑がある場合は総務長官の御出席の場合もあり得るのかもしれませんが、ここで私がそのようなことを申し上げる立場ではございません。あくまでも法案の審議につきましては閣議で文部大臣が担当するように命じられ、閣議で決定した、こういうことでございます。

○山原委員 閣議の決定はそうかもしれませんが、私はどうしても納得のいかないのは、確かに法案審議に当たって主たる答弁をされる大臣は、教育問題が主でしょうから文部大臣になられると思うのですが、設置するか否かの国会の審議に当たって当然出席すべきものだと思うのです。これは閣議の決定の問題とは違ひまして、当然そうなる

べきものだとは私は理解しておったのですけれども、その辺どういうふうに解釈しておりますか、もう一回。

○齊藤委員 政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、法案に關します担当大臣として文部大臣が出席をしてこの法案の御説明に当たるということでございます。この法案にかかわらない部分で、あるいは総理府関係の業務についての御質疑が関連してあるというような場合を今否定しているわけではございません。

○山原委員 これは今後審議の状況の中で出てくる問題だと思えますから、これでおきます。

一九五六年すなわち昭和三十一年ですね、あれから四分の一世紀経過していますが、その時点でやはり同じように臨時教育制度審議会が内閣直屬機関として上程されて、清瀬一郎文部大臣の当時でございますが、そのときに内閣文教合同委員会がつくられて審議をされておることは御承知でしょうか。

○森岡委員 議事録などを読んでみましたので、そのことは承知しております。

○山原委員 このときにいろいろなことが論議されております。

例えば、何で「臨時」なのか、教育は百年の計という場合に何で「臨時」という言葉がつくのかという、大変初歩的なようでありますけれども、重大なことが随分綿密に論議をされているわけです。例えばある委員はこう言っております。「臨時雇いが会社の経営にタッチするのと同じではないか」という意見も出ておりますし、また「地道な調査や研究を軽視して、少数の体験や事例から大きな文教政策を割り出すことになれば、これは新教育発足以来積み重ねてきたりっぱなものを、わずかの審議で、一瞬に突きくずされてしまうことにもなりかねない」という意見も出ております。随分激しい論議がなされたのでございます。確かに専門委員あるいは事務局がございまして、必要資料は整えられると思っておりますけれども、しかし委員は非常勤ですね。そして、言うならば

臨時雇いでございまして、それらの委員の持つておる事例というのは、個々の委員の経験事例というのとは決して豊富なものではないわけでございます。そして、そういう意味では、自分のわずかな事例や体験をもとにして教育の本質を踏まえぬ答申が出ないという保証はない、そういう点も論議されているのです。本日に腰を落ちつけて、教育の将来にわたって、二十一世紀を展望して教育大改革をやられるというのでしたら、それだけの気構えというところになってくると、「臨時」などというものではできないじゃないか、少数の非常勤の委員がときに集まって、その委員が持つておるわずかな経験や教訓事例、これを集めて出してくるものが、本日に教育の将来にわたって教育政策として立派なものが出てき得るのかどうかということが論議されているのです。

これに対して、清瀬一郎文部大臣は本日に困っているのです。困って、その答弁内容を見てみますと、年中行事ではないのだから、一遍思いついてやるだけだ、それが済めば退却するのだという言葉も使っておるわけでございます。こういう形では本日に教育を論ずる審議会と言えるかどうかということが、もう二十八年前に論じられていたわけですが、私もその点は心配をいたしたします。これは文部大臣、どうでしょう、本日に可能でしょうか。

○森岡委員 議論というのは、審議というのはどれだけでもって長い、どれだけでもって適量である、そしてどれだけが短いというようなことはなかなか難しい判断だと思います。ただ、今お願いをいたしております臨時教育審議会の設置法案につきましては、三年間というふうに規定をしていくわけでございますが、その三年間御議論をいただく、どういう形で、あるいはどのようなペーファでするか、これは当然審議会の皆様方で御決定をいただくことでは、大体そう短いというふうには私は判断できない年限ではないかな、こう思

います。

それから、これも国会で、私はこの委員会でも御答弁をさせていただきました記憶がございますけれども、単に御議論をいただくというのではなくて、従来積み重ねてまいりました、例えば中教審の答申を踏まえあるいはまた多くのいろいろな意見が各界、そしてまた各党から出されている、そうしたいろいろな意見も当然審議委員の皆さん方が耳を傾けられ、御参考になるだろうと予想はできます。そうした御議論の中から教育問題全体を専門的に、あるいはまた集中的に、表現がちょっと適当な表現かどうかわかりませんが、集中的にと申し上げた方がいいかと思います。そういう形で御議論をいただくということになれば私はそう、「臨時」という名前がどういう形であつたか、これは法的に後ほど事務局からでも御説明をいただければいいかと思ひますが、専門的に集中的に御議論をいただく、しかも三年間に御検討をいただく。それから、先生も今おっしゃったように、いろいろな専門委員等、専門的な資料も寄せられていく、そういうふうに考えますと、名前が「臨時」でありますから、教育の論議を臨時的にさつとやってみようというものには当たらないと私は考えておるところであります。

○山原委員 もう一つの問題で論議されたのがあります。それは中教審との関係ですね。

これは今度の国会でも今までも予算委員会や本会議で質問がなされておりますが、ちょうどこの三十一一年のときにもそのところが随分論議されておりました。中教審、中央教育審議会令は一九五二年六月六日にできておるわけでありましたけれども、それには「文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な制度その他教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。」この中教審の場合も、教育の基本的な制度その他について審議をし、そして建議をする、こうなっております。現に法令として存在する中教審と臨時教育制度審議会との関係は一体どうなんだ、

これも随分論議をされております。

きょうはそれはやりません。それはこれから論議されるところだと思いますが、この際も清瀬さん困ってしまつて、つまりどういふことを言っているかという、教育刷新委員会、これは御承知のように戦後でしまして、六・三・三制を確立するときの南原繁さんや田中耕太郎さんあるいは城戸幡太郎さんたちが加わつたあの審議会ですね。あの審議会というのは、六・三・三制の問題につきましてアメリカから押しつけられたと今言っていますが、あの報告書を見ますと全部自主的なんです。むしろ教育基本法についてはアメリカ側から全く示されたものはなかったわけで、アメリカ側の資料を見ましても、教育基本法の作成に当たつてはアメリカ側が全く立ちおくれしてしまつたということを言っているぐらい自主的に教育基本法ができています。それが教育刷新委員会の中身なんです。これは何だと言つたら、これは戦後、教育の組み立てをやつた、大工さんの仕事をしたのだ、その次の中教審はどうだと言つと、中教審はその建てた家を保存するためにつくられたものだ、じゃ今度あなたが提案している臨時教育制度審議会は何だと言つたら、もとに戻つての研究をする会だというふうに言い分けて、非常に苦しい答弁をせざるを得なかつたわけでございます。

私は、そういった問題がこれからも論議をされまして、もし政府が今度の臨教審を審議するならば、この辺の問題もひとつ明確にしておかなければならぬ問題だと思います。

そのときにもう一つ論議されたのは、中教審と
いうのは結局何だということになってきまして、
中教審は現行制度に手を加えるものだ、そういつ
た論議がなされて答弁もなされておるわけござい
ますけれども、結局この考え方は中教審という
ものを——私は中教審の存在をいいとは思ってお
りませんけれども、法令として存在する限りはこ
の性格は明確にしておかなければなりません、
どういうふうに言っているかというと、結局中曾

根さんの発言では、文部省の中教審というのはスケールの小さい技術的な改革をやるにすぎないのだから、こういうところから改革してね。しかも外来種の教育制度を小刻みに改革しておるにすぎないのだと言ふ。これは大変問題になったのです。中曽根さんの発言でなくて、清瀬文部大臣の当時の発言が問題になって、それは中教審に対する輕蔑ではないのかということも論議されておることを今ここで申し上げておきたいと思うのです。時間がありますから、問題点だけ申し上げておきたいと思ひます。

それから、もう一つの問題は一教育基本法の精神にのっとり」と書かれておりますが、一つだけ確かめておきたいのです。今度首相の私的諮問機関であるいわゆる文教懇、この中におきまして、御承知のように提言が三月二十二日になされました、これを今度の臨教審の参考にするということと

を中曽根首相もしばしば言っておられます。その文教懇の中で、個人的意見として田中美知太郎京大名誉教授が教育基本法廃止論を主張いたしておられます。そして、この個人的見解を事務局当局に対して提出しているのです。ところが、この提出を待たをかけて抑えておられます。それが明らかにされたのが四月十六日のことでございました。その調整のために教育基本法にとらわれず論議したという文言があつた提言の中に出てくるわけです。ここで調整を図ったわけですね。教育基本法にとらわれず論議をしたのだということで、田中美知太郎教授の教育基本法廃止論をここで調整を図った。そして、鈴木健二さんと山本七平さんと曾野綾子さんの三人の個人的見解が併記される、こういう結果になっていることが一部の報道から見られるわけですが、そういう事実はございませんでした。どうか。

○森岡務大臣　ただいまお尋ねの、私は文化懇、
こう言っているのですが、これは総理の私的諮問
機関でございますし、総理が文化、教育に関して
の意見を勉強される、そういう懇談会であると私
は理解しております。したがって、文部省は

これには直接のかかり合いを持っておりませんので、今御指摘がありましたような事柄につきましては、事実関係は私も全くわかりませんので、文部省としてはそのことについて、その当時の実情、またそのまとめられましたことにつきまして、私どもから見解を述べるという立場ではございません。

ただ国会でも、この委員会でもこの点につきましてたびたび御指摘もございましたが、あくまでも私的諮問機関でございますから、その意見は恐らくこれから選ばれる委員の皆さん方がある程度参考にはされる場合もあるのかもしれませんが、そのことは臨時教育審議会と直接のかかわり合いといえましょうか、参考にするとか、そういうことを臨時教育審議会として考えるべきものではない、このことを私はこの委員会ではしばしば申し上げているところでございます。

○山原委員　こういうことが後になって、三月二十二日にこの文化懇——私どもは文教懇と呼んでいます、大臣は文化懇とこの間からおっしゃっていますので、文化懇の提言が報告をなされました、四月十六日にこの事実が新聞に一部出るわけですね。そして、田中美知太郎先生は個人的意見として事務当局に提出をした。事務当局というのはどこですか。

○齊藤(尚)政府委員　これは総理の私的諮問機関として内閣に置かれたものでございますから、内閣審議室というふうに考えていただいてよろしいかと思ひます。

○山原委員　私は、ここにも問題があると思うのですね。非公開でやられた場合にこういうことがあつて後から出てくるわけでして、しかも教育基本法問題が、国会の本会議でも委員会でもずっと論議されて、一番基本の問題が、三月二十二日の答申の中に出でてこないで、それが後になつて、四月十六日になつて明らかになつてくるといふやうなところに、非公開の審議というものがいかに真実とゆがめるかということ。私は、これは私的諮問機関ですから教育基本法を廃止するという意見が

出てきても、それは出てくる可能性も高いだろうと思いますよ。でも、それが政治的な圧力であるいは政治的配慮のもとに、蒸し返されて後になつて出てくるなどというこの非公開制というものが、教育を語る場合に全くふさわしくないものであるということの証明としてこれは申し上げておきたいと思うのです。

そして、今度も首相はたびたび、この文化懇の提言に基づきまして、これを参考としてやっていますということをおっしゃっているのです。ところが、一方では、文化懇そのものは、教育基本法にとらわれずに論議をしたのですという報告になつておるわけです。そうしますと、この臨教審の法律に書かれております「教育基本法の精神にのつとり」というこの大前提が非常に怪しいものになつてくるということを考えざるを得ません。

それから、先般、森文部大臣が細川隆元さんと
対談されたのをたまたま私も見せていただいたの
ですけれども、あのときもたしか、教育基本法の
問題に触れれば入り口のところから紛糾が起ころ
のだから、こういう政治的配慮のもとに教育基本
法の問題については触れないといひますか、そう
いう御発言があつたように思ふのです。気持ち
わかりますけれども、そういうオブラートに包ん
だり、あるいは何となく世間を政治的に納得さ
せる配慮、そんなもので審議会が発足したので
は、非常にあいまいなことになつてしまふとい
ふこと、私はこれも指摘しておきたいと思ひま
す。

それからもう一つは、教育改革をやるというならば、それなりに決意が要すると思うのです。例えば財政問題。今度の特徴は、総理の発言を聞きましても森文部大臣の御答弁を聞きましても、財政問題についてはほとんど触れられない。文化難の問題の中にも財政問題は出てきません。

教育改革には金が必要なのです。例えば幼保一元という言葉が出て、昨日もNHKでやっておられ

ましたけれども、保育園には保育園、幼稚園には幼稚園、それぞれの経過がありますから、それを本当に幼保一元という——これは今までも方針が出ていたわけですから、何も今度臨教審をつくってやらなくても、国の方針としては幼保一元という方針は何通も今まで答申が出ているわけですね。それをやるためには、それなりの条件整備をやらなければならぬというところはできない問題なのです。そこにも経費がかかる。ところが、今度の臨教審の大きな矛盾は、一つは、行政改革あるいは第二臨調の路線はこれを最大限に尊重するという一本の路線があります。第二臨調の考え方というのは財政削減あるいは縮減、しかも聖域を設けないというのが原則です。すなわち、お金をできるだけ使いたくないというのが原則です。その原則と二十世紀に向かつて教育大改革をやるというこの路線には猛烈な矛盾がある。私は、そこをこの本当に今論議されなければならぬところだと思っています。

そういう意味では、例えば四十人学級の問題。今、坂田先生おいでになりますけれども、昨日、きょうと先生のインタビューが毎日新聞に出ています。私はこれを読まして、本当に坂田先生が四十人学級の問題で——私が国会に来たとき、坂田先生が文部大臣だった。一番最初の文部大臣だった。そういう意味で私は一番親しみを持っているのですが、あのときから四十人学級の問題を提唱してこられた。きのうの毎日新聞もそのことを書いておられます。例えば「教育改革をやる、といいながら、そういう（改革に）不可欠な条件はやらないうような政府の答弁では、ボクはどうも納得できない」ということを言われているのです。本当にそうだと思います。そしてさらに、「四十人学級は実現しなければいけないが、さりとて教育は条件整備だけではない。やはり教育は人、人格」の問題というのが出ておられます。それはきょうは論議する時間はありませんけれども、例えば「四十人学級も財政難のおおりでなかなか実現しようにありません。いまの四十五人学級で

は授業改革の工夫もやりにくいようです。」まさにここにその問題があります。

四十人学級ということに、何だ、いつまでたっても四十人学級とおっしゃる方がおいでになりますけれども、例えば、今から七十年前に成城学園小学校、成城小学校と言われる、あの創立の趣意書を見ますと、六十人、五十人では教育はできないのだ、本当に配慮のある子供の個性を育てるためには三十五人でなければならぬと七十年前に書いています。それを実現するため努力しなければ本当に子供の個性を伸ばすことはできないのだ、多様な教育体制はできないのだということをおとりに書いています。また、私はそのとおりだと思います。

国際的に見ても、本当に四十人というのは群だ、群れだと書いていますね。三十人以下で初めて集団としての教育ができるのだということを書いておられます。そして、私は一度申し上げたことがあるかもしれませんが、最近ある小学校の改革の問題があつて行きましたら、三年生のときは四十五名で一クラスで教えておったのです。ところが、去年の四月にこの組へ転校生が一人入りまして四十六名になった。だから、去年の四月からこの子供たちは四年生になっているのですが、四十六人ですから、四十五人学級で今計算ですから、四十六人になりますとこの組を教室を二つに分けています。二十三名、二十三名です。校長先生がどれほど喜んでかわかりません。二十三名と二十三名の教室でいろいろなことができません、何でもできます、落ちこぼれをなくするためいろいろな手が使えます、こんなうれしいことはありません、三年生のとき四十五名、いっぱいのは本当にそう思いますと、四十人学級というものはそういう意味で非常に大事な中身を持つておるわけでごいまして、何でもできる。

高等学校に至っては四十五名で計算されておりますから、何通もここで論議されましたように、一つの教室で高等学校の生徒が四十五名入ったら

教育はできません。私は高等学校の教師をやつておりましたけれども、この間、岩手県教育委員会の調査によりまして、一番つまづきの多い数

の点では確信を持つておるわけですね。そういう意味で、一学級における生徒数というのは非常に大事な中身を持つておるわけですね。かつて過去においては五十名で教えたこともあるじゃないか、今四十五名だから前進しておるじゃないかという意見もあります。私は、戦前は小学校の教師をやつておりました、男の子ばかり五十三名の子供を教えました。それは苦勞したのです。苦勞したけれども必ずしもそれをやつたわけでは、しかし、それでは必ずしも落ちこぼれが出てくるのです。小学校二年生、四年生を教えたのですけれども、作文を書かせても、これを見るのには体力の限界が来ます、まだ私は若いときでございましたけれども、そういうことを考えますと、本当に心の通った教育、教師には人格が必要だ、情熱も必要だということ、これはもうだれも否定しません。今、教師にとつて必要なのはやはり情熱です。そしてまた、子供たちに対して公平に接触をする教師が今望まれているわけですね。そのためにこのような条件整備というものがどれほど必要なのであるか、それがどれほど全国の教師を励ます結果になるかというのを考えますと、この坂田先生がおっしゃつておられる四十人学級の実現というのは、これは本流の外に置かれた問題ではなくて、教育改革の本流なのです。マンモス学校の解消の問題もそうですし、そういう意味で、これから臨教審の論議が始まりますけれども、本当に徹底して、声高にお互いに大改革をやるんだ、だめだということだけではなくて、日本の子供たちをどうするかという意味で、本当に静ひつな場でお互いの経験を出し合つて論議していく、あらゆる経験が国会の中にも集約されるような体制をつくる必要があるのではないかということを痛切に感じるわけ

でございます。いよいよこれから審議に入る段階でそのことをあえて申し上げた次第でございます。

この点について大臣、私の気持ちがわかりになりますかね。

○森岡大臣 大変よくわかります。まず、坂田先生が、ちょうど山原先生が御当選されました、当時文部大臣で親しみを大変持つておられますということですが、その四十人学級を推進する自由民主党の責任者が私であつたのですから、どうぞ私にも親しみをぜひ持つていただきたいとお願ひをしたいと思います。

この間、中西先生にも先般の委員会での問題で御議論させていただきました。私自身も四十人学級をやりたいと一週も言つたことはございませんし、十二年計画というとてもないものでございまして、全体計画と最終目標は何となくして実現したい、そういう気持ちでおりますので、今先生が大変情熱を込めて御発言をいただきました件につきましては、立場はお互いに違いますが、けれども、学校の教育現場をよくしたい、そういう情熱につきまして心から敬意を表する次第です。し、私自身もまた同じような考え方です。今日まで文教施策をお手伝いしてきた一人でございます。まさにそういう意味では気持ちが一つになつて、こう思つておるわけでございます。

ただ、臨時教育審議会、これの問題をやるのが先ではないかという御議論でございますが、予算委員会やまたこの委員会でも発言をしておりますし、私も発言をいたしました。今、この段階で臨時教育審議会がどのような財政措置をするのかとか、そうした問題を今私がここで言及するということとは極めて困難でございます。どのような教育の制度をつくるのか、それに対してどういう経費がかかってくるのかというところもやはり当然議論の中に出てくると思ひますが、いまの段階で私がどうこう申し上げるということは、これは越権でございます。したがって、これから御議論をいただいて、そしてその中で臨教審設置法

案の第三条におきまして、審議会の「答申又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない」というふうに規定をされているわけでございます。例えば、例えばです、これは私が大臣という立場で申し上げると、またいろいろとひとり歩きをして御迷惑をかけるかもしれないが、例えば臨時教育審議会の皆さん方が幅広くいろいろの御議論をいただく。二十一世紀の教育制度というのは、学制制度はこうあったらいいだろう、例えば今先生がおっしゃったように、一人の教師がどの程度の生徒を抱えていくというのはこういうことじゃないか、やはり四十人学級というのは正しいのだという意見がそこで出てくるかもしれない。そして先生は、臨調とは矛盾するんじゃないかということですが、私はそれは思わない。臨調というのは、聖域がないのだということと今日まで進められておった、各行政部門のいろいろな施策について臨調が上からかぶさっているわけでしょう。しかし、そういうことも踏まえながら臨時教育審議会の中で、例えば四十人学級の議論が出て、かくあるべしだという答申が仮に出るかもしれない。私は、むしろ四十人にこだわることにはありませんが、本間に二十一世紀、すばらしい教育制度を子供たちにレールを敷いてあげられるというようなことがお互いの議論の中に出たら、場合によればもっと素直なものが、我々が期待する以上のものが出てくるかもしれない。私は、むしろそういうことをこの審議会に期待したいのです。ですから、そういう意味では、先生がおっしゃるように矛盾をしたり、そのことによって抑えつけられたり、そんなものでもありません。

それから、先生が、それをやる前にもっと金をかけてやるべきだ、こうおっしゃいますが、国民全体が、やはり教育には金がかかるものなのです、こういう経費をかけてやるべきなのですよという幅広い国民的な合意がまた議論の中から生まれ出てくることによって、これからの教育行政が、えって円滑に進んでいくということもあり得るのではないかと。私は今、これは想定でございますから、そういうこともむしろ期待をしてもいいんじゃないか。

そういう意味で、この臨時教育審議会が一日も早く設置をされて、その中でいろいろな考え方を持った人たちがみんなお集まりをいただいて、そして今のような教育の現場あるいは制度、教育の環境、そしてまた特に今度の問題は、先ほど中教審のお話もございましたけれども、中教審が文部省固有の事務を進めていく、そのために必要な改革をいろいろ御建議をいただいたものだ。しかし、これからは、私も常に申し上げているように、社会の急激な変化あるいは量的に拡大した現実の教育問題、そんなことをすべて、今の教育ではなかなか対応できない問題も出てきている、そしてかなり各行政部門にかかわり合いのある問題がある、そういう意味で政府全体が全体の責任において長期的に展望して、そして何とか二十一世紀にふさわしい教育制度全体を御議論をいただく、こういうことでございますので、私は先生が御心配をいただくようなそういう矛盾点はない、むしろいい方向に進んでくれるのではないかと、そういう大きな期待を持っているところでございます。

○山原委員 大臣がおいででなかったら、時間が延びますが、一分、二分過ぎただけで、あとちょっと……

一つは、私はこういう言い方をするのはどうかと思いますが、教育は聖域であってよろしいというぐらいに思っております。というのは、教育は百年の計とも言われますし、また本間に財政が厳しいときに人間を育てることにしてお金を使う、あるいはそれに對する心を配るということですが、行政の性格が試されるとさえ思っているのです。いつでも我が国は満足すべき豊かな国ではないわけですから、私も子供のときは、日本は貧しい国だと言われてきたわけですね。そういう貧しさの中でおかつ将来に向かかって人間を育てることに對して、苦勞しながらでも金を出していく、まあ金といったらおかしいですけども、そういう意味での教育の充実を図っていく内閣は私

は信用するに足る内閣だとさえ思っています。そういう意味では、聖域はないんだという言葉のもとに教育予算がひとしく削られていくということ、私は大変残念なことだ。しかも、四十人学級なんというところは、本当を言えば大した金じゃないわけですね。試算してみても、文部省も試算されていると思いますが、本間に年次計画で言えば微々たるものです。それが何で削られて、それでおかつ二十一世紀に大改革と幾ら中曾根さんがおっしゃっても、じゃあここで今そのあかしを見せてくださいと言いたくなるくらい、今の状態は残念な事態だと思っております。これは文部大臣の責任じゃないかもしれません。

それからもう一つは、今度の臨教審、一体何をやるのかということになってくると、私はますます中身がわからなくなってくる。中曾根さんは、今までの教育は画一主義だったと言う。その画一主義がどこから出てきたか。例えば学習指導要領の法的根拠があるという文部省の見解、これは画一主義を生み出す一つの大きな要因になっていきます。教科書の検定もそうです。それからまたさらには、例えば五段階相対評価、これなどについて、どれほどこの委員会が議論をしたかわかりません。子供たちに点数をつけて、一から五まで正規分布曲線で必ず一と五が少数でもって出てくる。全部の子供が五になるように教育できる体制を、あの五段階相対評価というもので押しとめてきたのです。それを押しつけてきたんだ。さまざまな通知表の研究や実践はなされてきましたけれども、全体としては五段階相対評価を押しつけてきた。こういうものが画一主義をつくる大きな基礎になっているわけですね。

多様化の問題にしてもそんなんです。教育の多様性、それは必要なことです。さまざまな工夫をするということは必要なことですけれども、それだつて今言っている多様化というのは何かというと、多様化のように見えて人生のコースまで決められる。言うならば、むしろそのコースの中に幼いときから子供たちの能力が判定をされて固定化

されて、その道しか歩めない中に子供たちが送られていく。むしろこのままでいくならば、今よりももっとと學歷社会のすごいのが出てくる可能性だつてあるわけでしょう。そういう問題について本間に政府が一度反省をすべきだと思つて、こういう点について反省をしなければならぬというものがまず出てきて、だからこれは改善するんだということが出てくればまだ人は納得します。また日教組に對しても、日教組のこういうところには問題はないから大丈夫かということ、日教組自体も反省をされているし、そういう発言は研究集会その他たくさん出てきているわけですが、けれども、政府も戦後三十八年の間に反省しなければならぬことはなかったのか。そのところが出てきて初めて教育に対する改革の基礎が生まれてくるわけでしょう、そのところが何もなくて画一化だ、平等主義だ、親が平等主義に陥っているからだめなんだということ、客観的に、何か他人ごとのように戦後教育を批判するという立場では問題の前進にはつながらないということを申し上げておきたいと思つています。

もう時間がなくなりましたのでこれでおきますが、委員長にお願いしたいのですが、二十八年前におきまして内閣文教の合同連合審査が相当綿密に行われていました。そしてこの委員会は、各党の議員さんとも教育問題については今まで論じ合ってきた間柄です。教育の問題については皆ベランです。そのベランが、臨時教育審議会というこの法案について本間に審議する場所はこのではなくて別の委員会になったというこの段階で、連合審査と申しましょうか、ここにいらっしゃる委員の皆さんがこの臨教審設置法案について十分審議をできるような体制を、ぜひ決意を固めて委員長も御努力をいただきたいということをお願いしたいと思つています、委員長の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○愛野委員長 ただいまの山原委員の申し入れにつきましては、後刻理事会で検討いたします。

○山原委員 終わります。

○愛野委員長 江田五月君。

○江田委員 教育改革を目指してのすばらしいやりとりが続いており、多少角度を変えて、今の教育の持っている抱えている問題点について伺ってみたいと思うのですが、それは視聴覚教育という点なんです。

視聴覚教育の重要性が認識され始めてもう随分久しいんだと思います。大臣の小学校、中学校時代はどうでしたしょう。多分私の中学校のころに幻灯か何かあって、断層であるとか地層の反転であるとか、理科の地学ですか、そんなようなものを幻灯で見たようなことをうっすら覚えておりますけれども、最近はどうもそんなものじゃ恐らくないんだらう。どんどん進んで、幻灯あるいは八ミリ、十六ミリ、そういうものはもうとくなく、今はもうテレビがどこでもあるという時代なんだろうと思います。教科も、理科はおろか、もうありとあらゆる教科に行き渡っているんだらうと思いますが、そういう時代に、恐らくもっともこれが進んでいくときになっていくんだらうと思う。科学技術がどんどん進んでいく。エレクトロニクスの発達であるとかニューメディアの時代であるとか高度情報化社会だという、そういう新しい時代に入ろうとしておる。

そういう中で電電三法がきのう、本会議で趣旨説明があったわけですね。電電三法についての問題点はいろいろあるので、大いに議論しなければいけません。しかし、そういう電電三法が出てくる客観的状況、条件というものが出てくるを得ない一つの大きな時代の変化というものがあつた、こういう新しい時代、高度情報化時代というものが学校教育の中にもこれからどんどん入ってくるんじゃないか。例えば通信が自由化されることになる、そういう第三の波といいますが、新しい波を学校教育もかぶらざるを得ない、あるいはもうすでにいろいろなところに入ってきているんじゃないかという気がする。そのあたりの具体的なことが一体どうなっているかということ、少しずつ聞いていきたいと思います。

まず、テレビです。これは今、小中高等学校でどの程度普及しているのか。いかがですか。

○宮野政府委員 五十八年度の調査で申し上げますと、テレビ受像機がある学校は、小学校は九八・六二%、中学校は九八・〇三%、高等学校は九八・五三%の学校が持っていることになっております。これは抽出調査でございますが、抽出調査の結果、推計したところではそういうことになっております。

○江田委員 テレビはディスプレイの装置ですが、それだけでは足りないのです。NHKその他に現に放送されているものを聞くだけならそれはテレビだけあればいいのですが、恐らくそれだけじゃなくて、ビデオデッキも相当行き渡っているんじゃないかと思えます。ビデオデッキの方はいかがですか。

○宮野政府委員 ビデオテープレコーダーは各学校にかなり普及しております。小学校については八二・六四%、中学校については九二・二七%、高等学校については九八・四〇%ということになっております。

○江田委員 これはおもしろいですね。テレビの場合は小学校の方が多くて高校の方が少ない。ビデオテープレコーダーの方は小学校よりも高校の方が多くなっている。これはどうしてそうなるのですか。

○宮野政府委員 いろいろな事情があるかと存じますけれども、テレビ受像機を各教室に置きましてテレビを視聴しながら授業を進めるということにつきましては、実際に放送局で教育番組をやっているわけでございまして、基礎条件になるわけでございまして、小学校、中学校の義務教育につきましては、カリキュラムに従って比較的どの学校でも見られるような視聴番組が現実に行われているわけでございます。それに対して、高等学校になってきますと、NHK等でもいろいろ試みていただいておりますけれども、それぞれの学校によって教科課程というのが、科目も多様化してまいりますし、内容もいろいろなレベルのものが出

てまいりますので、現実にはテレビを視聴して視聴覚教育を行っているということになりますと、やはり小中学校の方が実際には行われているというのが実態であります。

それに対してビデオの方は、ビデオを使いまして実際にそれぞれの学校で先生が、こういうテレビ番組は生徒に見せたいんじゃないかというところで録画してやるようなことがかなり自由に行われますので、学習内容がいろいろ多様化している高等学校なんかにはそちらの方が進んでいるんじゃないかというふうに推察するわけでござい

ます。

○江田委員 ついでに、コンピューターの普及率はどうか。これは学校運営とか教師の給料のこととか就職状況とか、そういうことじゃなくて、教材としてコンピューターがどの程度入っているのでしょうか。

○宮野政府委員 先ほど申し上げましたテレビやビデオに比べてコンピューターは、特に小中高の学校ということになりますと、大型のものではなくてマイクログンピューターということになります。この保有状況はまだ進んでいる状況ではございません。これも昭和五十八年度の調査でございますが、現実には今持っておる学校という保有率は、小学校では〇・五八%でございます。中学校がややふえまして三・〇九%でございます。それに対して高等学校は五・六三%ということになっておりますが、この間の事情は、高等学校へまいりますと、例えば職業高校では、商業科とか工業科では、コンピューターに現実には授業の中で取り組んでやっている学校が多いものでございまして五・六三%ということになるわけ

であります。

そこで、今申し上げました数字は、コンピューターのハードをどれだけ持っているかということでありまして、その使い方のことにはなりません。と、先ほど先生のおっしゃったように三種類ほど使い方があって、一つはCAIと申しましてコンピューターを使って授業を進めるという、

コンピューターを授業を進める道具にするという使い方でございます。それから、いろいろな成績管理とかいう学校の管理運営の方に使うというやり方がございます。それから、直接コンピューターについて児童生徒に教えるというコンピューター学習という三種類ぐらゐの使い方があっておられるのは、恐らく一番最後のコンピューター学習ということをご想定しておっしゃったのではないかとと思いますが、それについてはまだまだこれから問題ではないかというふうに総括的には思

うわけであります。

○江田委員 こちらの意図まで酌んでいただきましてありがとうございます。そうじゃなくて、そこまで基礎がずつとできてきているので、これから教育の方法が変わってくる基礎が整いつつあるんじゃないかということをお願いしたいのです。

つまり、先ほどテレビの場合に、教育番組の放送がなされていることが基礎条件とおっしゃいましたけれども、そうじゃないんじゃないか。今まではテレビが放送される、それをキャッチしてディスプレイに映像が出てきて、そのときにちょうど生徒が見て、それが授業時間に組み込まれていた。そうじゃなくて、これから基条件としてコンピュターまで入ってくると、基礎条件というものが放送されているかどうかじゃなくなつて、もつとがらつと変わつてしまふ。ビデオソフトの利用の可能性が質的に飛躍する、ふえてくるわけですね。しかも、それがもつとこれから、今の通信の自由化というふうなことになるわけだとまだ変わつてくる。学校にそれぞれビデオソフトがあつても、あるいは学校にそれぞれ置いておくこと自体が非常に不経済になつて、どこかにビデオソフト自体は集中的に管理をしておつて、そしてそこから、コンピューターがあれば、ディスプレイの装置があれば、後はもう端末機一つの操作でどんどん出てくるようになるわけですね。そこまで変わってくるんじゃないか。そういう動向、

そういう一つの傾向がこれからだんだん明らかになってくるんじゃないかと思うのですが、そういう大きな方向についてどう判断をされておるか。壁かけから紙芝居、さらに進んで幻灯、そして映画、それがテレビ、ビデオが入ってきて変わってくる。そこまではまだ教育の現場としては受ける側ですね。だけれども、さらに変われば、今度は教師の方もそうしたさまざまなメソッドを自分で自由に操って、自分が一つのソフトをつくる技術を持たなければならぬというところまでいくんじゃないか、こういう大きな変化の時代にあると思うのですが、大臣、感想といいますか、どんな感覚をお持ちですか。

○森岡務大臣 私には科学の方は大変弱い方でございまして、江田さんのときは幻灯というのを出してありますし、私の時代は視聴覚らしきものは何があったかな、紙芝居くらいあったかな、そんな思い出はありますが、基本的には文部省としては、視聴覚教材を教材あるいは教具に計画的に利用することを奨励いたしておるわけでありまして。そしてまた、視聴覚教材を使用して教育が行われている、科学技術の発展に伴って学校教育の中に利用されていく、それがまた多様化している、そういう意味において適切に利用した教育の促進を図る、これが文部省の考え方でございます。

ただ、今あえて江田さんが感想はとおっしゃってくださったので、おしかりをいただくかもしれないが、正直な気持ちを申し上げると、そういう教材、コンピュータやテレビあるいはワードプロセッサみたいなものを一体教育のために使うのか、そのところをどうも私は納得していないのです。もちろん小学校から高等学校までありますから、社会の中がコンピュータ化時代ですから、それに対応して、社会に出ておろさないようにワープロやコンピュータやそんなものが駆使できるように技術を身につけて出なさいよ、そのことを小学校から順を追って、心身の発達に度合いに応じてある程度マスターさせてい

きますという親切な教育が必要なのか、それとも、実際には先生がやるべきことを、そうした教材のある程度使って先生の仕事が少し楽になっていくからいいのか、私はもちろん、これは小学校段階をある程度頭に置いておるのです。

この間、国会でも答弁したのですが、総理と仙台的太田小学校へ行つたのです。一年生がみんな机にそれを持っておるのです。それでピッピッピッピッやっているわけですが、何をやっているのかわからないのですが、何かゲームみたいなことをやっている。そういうことに非常に敏感な子供達が出てくることは、将来社会に巣立っていくためにはいいのかもしれないが、ボタンを押すことよりももうちょっと、ボタンを押すためへの判断を、よく共通一次試験の批判が出るように、あるいはマル・バツ式の試験の批判がよく我々の時代は出たわけですが、何か瞬間的に判断をすることはかなりが上手になるというよりは、ボタンを押してどうなるかということをも十分頭で考える、そのことが教育じゃないかと私は思っています。カシオミニでばんばん——固有名詞を使っているのかどうかかわかりませんが、ばんばんと出てくることよりも、そろばんの玉を四つ積み上げて、もう一つ積んだら、四つしかないから、線を引いた上が五つに値する玉だから、それを入れて下へ四つおろした。六足すときに、下へもう一つ入れたら五と五が重なったから、これは外して隣の十桁の一つを上げた。私は、そういう考え方をやっていくことが教育だと思っているのです。

もう一つは、私は常に申し上げておるのですが、教育というのは、教科書と学校という場所を利用して先生の人格に触れることじゃないかと思うのです。だから、余りにもそういう教育器材、近代化的なものが先行しますと、今言ったような考えること、判断すること、そして先生が教科書やその教科書に書かれていることを一つの中心にして、先生の人格や先生の持つておられるいろいろな知識を子供たちにどんどん継承させていく、そ

ういうことが逆になおざりになっていくのじゃないか、私はそういう点で非常に心配をしておりますので、「読み書きそろばん」という一番基本的なことをもって大事にしていく教育でなければならぬのじゃないか。コンピュータ時代に進めば進むほど、それに余り乗るのではなくて、そこにどうせ入っていかねばならぬのですから、技術的な習得はいつだって、高等学校へ行ったらできるわけで、中学の後期だってできるわけですから、むしろそういう、社会に入れば入るほど人間としての一番大事な基本的なことをもって教えることの方が大事じゃないか。これはあえて感想を言えとおっしゃったから、その論議について私は感想を申し上げさせていただきます。

○江田委員 大臣が力説されることは私はよくわかるのです。そのとおりだと思います。しかし、恐らく誤解があるのだからと思うのです。

新しいさまざまな教育のメソッドがどんどん進んでいく、それが教師の省力化につながっていったら、それで教師はどこかに寝ていていいんだ、テレビのボタンをばんと押しておけば後は一定時間テレビが生徒を教えてくれるのだ、そういうことになったらこれは教育じゃないですね。まことに無味乾燥なものになってしまふ。しかし、時代としてはそういう新しい技術が学校の中に入ってくる。それは教材の業者なんかしょっちゅう学校へ来て売り込んでくるようなところに——今家庭にどんどん売り込んでいますが、教育ママなんか教材屋さんにおどされたりして随分高い金を払ったりしていますけれども、そういうのが学校にどんどん来るでしょう。そういうことになつて、なおかつ学校教育というのは生徒と先生との人格的なぶつかり合い、つながり合い、そういうものがこれからどうやって保っているのだろうか。

そうすると、教師の省力化じゃなくて教育の方の多様化といえますか、ただ教師と生徒、教師が口でいろいろ言う、あるいは黒板に下手な絵をかくだけじゃなくて、もっとさまざまな方法を使

っているいろいろなことを、生徒に知識の伝達にしても教えていける。あるいは単に知識の伝達だけじゃなくて、例えば道徳なら道徳にしたって、教師が妙なお説教をするよりは、すばらしい映画か何かを見せた方がよっぽどいいということがある。それも、今度は一つのカセットをばんと入れて終わるまでというのじゃなくて、時々区切りながら、あるところ画面をばつと出したら次には教師が自分で出てくる。教室のぐあいによつてこはやはり画面じゃだめ、自分が出なければだめというときには、すぐ教師が出てこれるというノーハウを身につけていかないと、今のようなエレクトロニクスの時代に学校教育はむしろ立ちおくれ

てしまつて、それなら塾の方がいいじゃないか、学校は行って適当に時間を過ごして寝てくるころ、本当の教育はどこか塾でもっときめの細かいものでやっていくということになつてしまつたらどうするのですか。これはそれこそ文部大臣として、この大きな変化の時代に取り残されてしまつてえらい責任を負うということになつてしまふのじゃないですか、どうでしょう。

○森岡務大臣 私は誤解はしていません。そういう教育機器を使うということにはいろいろな面があるでしょうということを申し上げたわけですから。

その一つとして、例えばそのことが先行してしまつと先生との触れ合いがしろにされるといふ面も心配されます。便利になつて、先生がある意味では省力化になることもいいと思うのです。その省力化になつて残った時間をいろいろな形に使えることはむしろいいと思います。しかし、ともすればそういうことだけが前に先行してしまふのじゃないかというのを恐れるのです。確かに将来、これからの子供たちの時代は、もう本当にコンピュータが駆使される世の中になるでしょう。だから、そこに入っていくべきです。やるには基本的なことを教えなければなりません、そういうコンピュータやロボットの世界に入るにしても、人間なんですから、一番大事な

人間の基本的なことだけはしっかり身につけておかないと、むしろかえってコンピューター化時代に間違っているのじゃないか。

簡単なことを選べば簡単です。最近ではピアノなんかは弾かなくても、ピッチピッチとラングがついて、そのラングのとおり押していってたら、ジャイアント馬場が「僕も弾けます」なんてテレビでやっていましたけれども、それも一つの楽な方法で、ピアノが弾けない我々から見れば大変な機器だけれども、それじゃみんながそれをねらったら本当のピアノは出てこないわけですから、ピアノはピアノになるか、将来はピアノなんかをやらないで電子機器だけでやるか、有島先生なんかはお得意のピアノをやっておられますけれども、それは子供のころにある程度先生に憧れて実際に苦労することを学ぶことが大事だと私は思うのです。そして中学や高校、だんだん進むに従って、僕はピアノになろう、音楽家になろうと思うかもしれない。しかし、最初から電子機器で簡単なことを教えられるようになったら、そういうことをやるうとする人が出てくるんじゃないかと思うのです。ですから、確かにおっしゃるのとおり、コンピューター学校や何とか技術院や専修学校へ行けばそれでいいのかもしれないが、だから学校をやめてそちらに行くというのじゃなくて、それはそういう時代に専門的に進むならそういうのをやればいい。

そういう難しい社会になればなるほど取り残されるのじゃないかと江田さんは御心配になったようですけれども、取り残されないために、人間として一番大事な基本的なことはどんな社会に入っても同じだろうと私は思うのです。そのことをもつとできるだけ初等教育の中に、さっきから何回も申し上げていますように、断っているように、中学校、高校と発達段階によって違いますが、初等段階はできるだけ基本を教える方がいいのじゃないかということを、感想を言えとおっしゃったから私は感想を申し上げたのです。

○江田委員 大臣の言っていることを否定するの

じゃないのです。しかし、誤解じゃないのだけれども、どうも何か理解が足りないのか、ちょっと違うような気がしてしょうがないのです。

これは時間を余りともいけません、こういうさまざまな副教材がこれから山ほど出てくる。しかも、その副教材も固定された副教材じゃなくて、ある程度情報のフローとなって学校の中に入ってくるような時代に、よもやこれを中身にいつて規制をしていく、あるいは検定をその副教材にまでやる、そんなお考えは毛頭お持ちでないと思いますが、いかがですか。

○森岡大臣 そうした補助教材は、文部省として検定するという考えはございません。

○江田委員 さて、私がさっきから言っているのは、生徒に今のコンピューターとかその他の新しい技術を早く習得させることをやれと言っているのじゃないので、そういうものがふえてきているときに、教育の方法が今までのような方法、教師と生徒の対一のやりとり、一対一というか一対四十なり四十五なりという、これまた問題ですけれども、そういう方法のほかにいろいろな方法が出てくる。さまざまな方法を駆使できるような先生にならなかつたら、これからやっていけないのじゃないかというのを言っているわけなんです。そういうさまざまな教材の購入といいますが、学校と教材とのアクセスの問題ですけれども、今、義務教育費国庫負担法ですと、これは実際に購入し入れることでなければ小学校はそういうものを備えることができない。しかし、これからもうそうじゃなくて、例えばリースであるとかあるいは使用料を払うというような方法であるとか、そういう教材購入のシステムをそろそろ見直さなければならぬときが来ているのではないかと思ひますが、いかがですか。

○高石政府委員 御指摘のように、教材につきましては国庫負担制度を持っておりまして、一定の教材基準をつくってその範囲内で二分の一の負担をするという仕掛けにしてあるわけでございまして、したがって、その対象としてどういう視

聴覚教材を対象にするかというのは、時代の変化で見直していかなければならないというふうに思っております。現在の時点では、いろいろな視聴覚器具としてのテレビ関係、それから録音機関係、そういうようなものでやっておりまして、マイコンまではいっていないところがあるわけでございます。

ただ、先ほど大臣からお話し申し上げておりますように、そういう機器を導入していくという流れに沿って対応していかなければならないことは基本的にあるわけですが、どういふふうにならぬかというのは、相当考えていかなければならぬ問題だと思っております。

これは教材じゃございませんけれども、例えば鉛筆削り器が家庭、学校、全部整備された結果、ナイフを使わない、リンゴの皮がむけないというふうになつたわけですね。やはり、これはそういうものに全く依存してしまうような体制が行われるということになる問題だから、視聴覚教材の導入についてはそういう教育効果というのを考えて慎重にやっていかなければならない。しかし、時代の変化で改善していくべきものは改善していかなければならないというふうに思っております。

○江田委員 そうですね。鉛筆削り器でも、鉛筆削り器という大きな流れがある。そういう流れのプラスとマイナスをよく見て、ナイフが使えなくなるという。しかし鉛筆削り器は入って来ると、鉛筆削り器は入るな、ナイフで削れと言つてもそれはいかぬ。そうすると、ナイフを使うことを一体どこで覚えさせるかという知恵を絞らないと、入ってくるなと言つたて入ってくるわけですから、これは本当に慎重といえども慎重、しかしある意味では大胆にやっていただきたいと思うのです。

次に、もう時間がなくなつてしまいましたが、社会人入学について前回聞きました、文部大臣からも積極的な答弁をいただきましたが、先日ある

通信教育を受けている感心な青年から、一遍スクーリングというのをぜひ見てくれ、今の普通の屋間の大学と比べてスクーリングに来ている生徒は、皆もう目を輝かせて一生懸命やっている、ここに教育があるのだ、そういう訴えを聞きまして感心したのであるが、そんな話をしながら、彼は、それにしても大変なんだ、スクーリングに行くのに同僚からの目もある、そう皆が歓迎してくれるわけじゃない、それにまた費用としても、かかる費用自体は仕方ないけれども、その間は休まなければならぬ、随分給与をカットされるんだ、何とかならぬかという訴えがありまして、これは通信教育にしても放送大学にしても、スクーリングを受ける間の給与のカットはやはりどう考えてもかわいそうだと思うのです。いろいろな方策をお考えかと思いますが、文部省はどういう方策をおありですか。

○宮地政府委員 お話の大学における通信教育については、スクーリングは通信教育では三十単位が必要なのでございます。それに対する文部省としての施策はどうかというお尋ねでございますが、このスクーリングに出席することが通信教育の学生にとって大変なことではございます。一つは、毎年度、通信教育の学生が在職する官公庁、会社等に対してまして、出席希望者に対して便宜を与えていただくようということで、大学局長名で依頼の通知は出してあります。大体七千社くらいのところに各大学を通じて出してあります。

それから、スクーリングの実態に就きまして日本育英会の奨学金を貸与いたしております。五十九年度で申し上げますと、夏季等特別の時期のスクーリングの場合は一期間について六万五千円、通年スクーリングの場合は私立大学と同額の、自宅通学にあっては月額三万一千円、自宅外通学にあっては月額四万一千円を貸与するということになっております。

具体的にはそのような施策でございますが、例えば労働省で実施をいたしております生涯職業訓

練促進給付金制度というようなものもあるわけでごいまして、私どもとしても、そういうようなものももっと積極的に活用をいたさうなこともあわせて今後通知の中に盛り込むとか、そういうようなことで、より一層積極的な対応をいたしてまいりたいと考えております。

○江田委員 労働省にも同じことをお伺いいたします。どういう方法を用意されておりますか。

○金平説明員 労働行政としては、去る五十年から有給教育訓練休暇奨励給付金制度というのを設けております。これは公共職業訓練とか、それから学校教育法による高等学校、大学、高等専門学校のような学校教育、それから専修学校とか各種学校の行うような教育で、職業人としての資質の向上に資すると認めて労働大臣が指定するものとか、ほかにもございしますが、こういったものを労働者が受ける場合に年次休暇以外に事業主が教育訓練休暇を有給で出す、そういう場合を助成するという意味で給付金制度を設けているわけでごいします。昭和五十六年度まではそういう休暇制度が、事業所内で就業規則とか労働協約という形で行われる、そして結果的には事業所内における一つの私的な権利のような関係でございまして、奨励されるようにということで考えておりましたところ、なかなか実態には合わないということで利用が進んでいなかったわけでごいします。

そこで、昭和五十七年から制度改正をしまして、事業所内で労働組合の意見を聞いて決めた事業内の職業訓練計画をもとにそういう休暇を与えるような場合には助成金を出すというふうに改正しましたところ、五十七年に比しまして五十八年は、まだ完全に集計いたしておりませんけれども、約四倍ぐらいいに利用がふえてきています。例えば利用する企業数は五十七年が三百八十ぐらいいにふえてきています。金額的にもふえてきています。四倍ぐらいいになっております。そういうことで、一つは制度改善の効果が非常にあったというところで喜んでおります、その利用促進を一層

図ってまいりたい。こういう制度があるということとをまず知ってもらおうということで、PRが大事だと思っております、いろいろなところで行う。また、この事務を現在のところ県に委託してやっていたらいいと思っております、県の主管課長会議の際などには、少なくとも今年度あたりは県内に約九千八百人という大規模事業所、これは全部だつて利用を促進しろというように徹を飛ばすとか、工夫改善をいろいろやっております。

○江田委員 もう時間がなくなりましたが、今のちよつとした工夫で、五十七年から五十八年には有給教育訓練休暇奨励給付金が四・二四倍にふえる。どこにネックがあるかをよく見て、いろいろこれからは工夫をして、さらにふえるように、普及していくようにしていただきたいと思ひます。先ほど、教育は聖域であるべきなんだ、教育が一体どの程度大切にされているかがその内閣の質をはかるバロメーターなんだというお話がありましたけれども、どんどんふえたら困るんだと大蔵省はひよつとしたら考えているのかもしれないが、そういうことに負けずに、こういう有給教育訓練休暇奨励給付金制度などというものは必ず守って、さらにふやしていただきたい。

それから文部省も、これは労働省の方の仕事だからということではなくて、事業所に、ぜひ通信教育などに行かしてやってくれというようになことをお願いしたりするような際には、ついでにこういう制度もありますよとか、そういう労働省の制度なども、よその省のことであっても、やはり通信教育などを安んじて受けることができるようにいろいろな工夫をしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○愛野委員長 午後一時四十五分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二休憩

午後二時一分開議

○愛野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。中西續介君外二名提出、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○藤木洋子君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤木洋子君。

○藤木委員 この委員会におきまして、長期にわたり懸案となつておりました実習助手の問題について法案を御提出になられました提案者の皆さんに敬意を表明するものでございします。

議員立法そのものの審議は極めてまれなケースのようでございますが、年来の実習助手の問題について、提案されております法律案を正當に論議し、その重要な問題を深めて、さらにこの法律案の持つ意味を確かめることが議員立法の審議が果たす大切な役割であろうと存じ、質問を行うものでございします。

最初に、提案者の中西議員に、高校の実習助手の勤務の実態についてどのようにとらえておられるか、お伺いをいたします。

○中西議員 ます、実習助手の勤務の実態でございしますけれども、現行制度のもとにおきましては、実習助手の身分あるいは職務につきましましては、学校教育法第五十条の二、三項に位置づけられております。職務内容としては、「実験又は実習について、教諭の職務を助ける。」となつていま

す。

この条文による一般的な実習助手の職務内容としての中身は、まず第一に、実験・実習の準備や後片づけ、そして二つ目に、教材の維持・管理や備品の整理などが挙げられます。しかし、学校現場における実態は、ただいま申し上げた一般的に言われている補助的な職務内容にとどまっておりますとは不可能でありまして、実験・実習の準備や後片づけ、教材の維持・管理などについても重要な職務内容の一部であることは言うまでもありません。実習助手はこれらの職務を十分果たしつ

つ、実験・実習教育において教諭と協力、分担しながら、例えば一つの班を受け持つて、指導書の作成、実験・実習についての直接指導、そして評価まで、実験・実習の教育に直接かかわつておるわけでありまして。実習を幾つかの班に分けて行うことが一般的になつていいる工業あるいは、私は以前農業高校に在職をした経験を持つておるわけでありまして、こういう農業高校などにおきましてはこの状況は一層顕著になつておりました。その中において果たしておる役割というものは、産業教育手当支給規則の精神からもしやうことがうかがえるし、さらにまた学校教育法に言う「教諭の職務を助ける。」にこだわらずに、解釈し、実習助手の職務内容を補助的業務のみに限定するならば、実験・実習教育そのものが成立しないと言つても過言ではなくなつてきております。

したがって、この実験・実習とは直接関係のない分野においても、実習助手は重要な役割を担っている。言いかえしますと、今大きな問題になつておる非行だとか低学力の問題などにつきましましては、教育現場の克服のための生徒の指導、校務分掌の分担、部活動の指導など、学校教育全般にわたつて教諭と協力し分担し合ひながら重要な役割を果たしておると私は指摘できるところと思ひます。

以上です。

○藤木委員 私も全くそのとおりだと思ひます。まして、実験・実習というものは小人数で行われることが望ましいというふうにも思ひますので、ただいまの実態は本當に早急に改善をしなければならぬ、そんなふうにも思ひます。

盲学校や聾学校、養護学校の教員の免許状の種類については、現行の教育職員免許法第十七条及び同条二、三にかかわつて「文部省令で定める」となつています。今回提案されていいる法律案では、第三条の十六の末尾にあります「文部省令で定める資格を有するものに対して授与することが出来る。」というところに直接関連することにな

ります。私は今回、特に盲・聾・養護学校に勤務する実習助手問題に絞ってお伺いをしたいと思ひます。

文部省にお答えをいただきたいのですが、盲学校、聾学校、養護学校の高等部におられる実習助手について、それぞれの職業学科に全国では何名ずつの実習助手がいるのか、最初にお聞きをしておきたいと思ひます。

○高石政府委員 昭和五十八年度の基本調査によりますと、盲学校が二百十八、聾学校が三百三十七、養護学校が七百七十四、合計千三百二十九人でございます。

この配置の考え方は、高等部のみを置く学校には一、また、専門学科数に掛ける二という、いろいろな小さい配置基準がございますのでその内容は省略いたしますが、現に在る数は、以上申し上げたとおりでございます。

○藤本委員 障害児学校の実習助手のうち、農業、商業、工業など高等学校にある職業科の実習助手については、免許法の附則十一項で、経験年数六年、修得単位十単位で教諭の免許状を取得できると思ひますが、文部省、いかがですか。

○宮地政府委員 職業科の実習助手については、御指摘のとおり取得が出来ます。

○藤本委員 続いて文部省にお尋ねします。

免許法施行規則第十章、特殊教諭の実習助手の場合ですが、例えば聾学校の特殊技芸の場合、これは美術、工芸、被服と分かれておりますけれども、この特殊技芸という単位名での認定講習は国や都道府県でやっているのでしょうか。ないというふうに思ひます。また、美術、工芸についてないということがあります。被服の場合、家庭科と読みかえることが可能なのかどうか、またその認定講習があるかどうか、いかがでしょうか。お答えください。

○宮地政府委員 ただいまのところ、認定講習は理療について実施をしておりますので、御指摘のような分野については実施がされておられません。

○藤本委員 いずれにしましても、認定講習を受

けて単位を取り、教諭へという道は非常に狭いものがあります。理療科の実習助手も、筑波大学附属の理療科の教員養成課程を受けるために退職するか、夜の理療科の専門学校に三、四年通うかしなければ理療科教諭の免許状は取得できません。特に理療科の夜の専門学校は、東京など幾つかの大都市にしかございません。理療科の実習助手が教諭になる道も、これまた大変狭いものでございます。免許状を取得するための教員資格認定試験さえも各都道府県教育委員会はしようとしておりません。教諭の枠に空席ができた場合でも、在職経験年数が豊富な実習助手が教諭の免許状を取得しているにもかかわらず、その職業科の教諭に採用されないという例がございます。

特殊教諭の実習助手の教諭への道はどのようになっているのでしょうか。極めて狭く、問題点を含んでいるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高石政府委員 特殊教育諸学校の高等部には、一般の高等学校と同様に、家庭実習や農業実習のための実習助手が配置されているわけでございす。先ほど御指摘のありましたように、経験年数六年、十単位を修得すれば実習教諭としての取得が可能であるわけであります。しかしながら、理科や特殊教科については、工業の実習助手などと異なり理論と実験とを一体として行うという必要があるために、実験・実習のみを担当する教諭の免許状を設けることは現在のところ考えられていないわけでございます。

こういうように一定の手続を経て上級教諭の免許状を得れば教諭に採用の道はあるわけでございす。具体的な採用はそれぞれの府県が実施をするということで、府県はそれぞれの教科構成等を考へて、その欠員があった場合にだれをどう採用するかというのを考へて対応するわけでございす。

○藤本委員 高校教職員定数法第七章の「公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準」、この第十九条二号で、専門学科がなくとも養護学

校に二名の実習助手が配置されております。精神薄弱養護学校の場合、学習指導要領でも、職業科設置とその教育課程については何ら記されておられません。

学校教育法第五十条三項で、「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。」と定められております。精神薄弱養護学校高等部の実習助手をしていました場合、免許法附則第十一項の経験年数六年、十単位で教諭の道が開かれると思ひます。しかし、その場合、精神薄弱養護学校では本来職業科はないのですから、何を以て計算をされるのか。在職経験年数があっても何の職業学科の経験年数として計算をされるのか、その点がはっきりいたしません。実質的には教諭になる道がないのと同様ではないかというふうに思ひます。その点について、お伺いを申し上げます。

○宮地政府委員 教科等の区別がないという点については御指摘でございますが、免許状取得のために必要な勤務年数の証明というものは、最終的には所轄庁であります教育委員会が行うわけでございす。しかしながら、第一義的には勤務校の校長が証明をするということにならうかと思ひます。

そこで、精神薄弱児の養護学校の高等部等において、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習等の実習が、いずれも幾つか合わされて実施をされるということがあるわけでございす。これらを担当した場合の経験年数の通算について、その実習の授業の実態等に依りて学校長が適切に判断すべき事柄であらうかと考へております。

一般論でございますけれども、免許法の在職年数については、当該教科の授業を年間を通じて常時担当し、所要の年数を満たせば要件を満たしていることになるわけでございす。一週のうちは何時間担当するかとか、あるいは年間何時間担当しなければならないかというところまで厳密に適用はされないわけでございます。したがって、先ほど申し上げたような事柄で判断をさ

れることにならうかと思ひます。

○藤本委員 精神薄弱養護学校高等部の実習助手の教諭への道は、今もお伺いいたしましたけれども、実質上は閉ざされているに等しいのではないかとこのように思ひます。専門学科、職業学科の実習助手の枠が二名のところは、本来教諭を配置すべきではないかというふうに思ひますが、その点はいかがでございますか。

○高石政府委員 公立高等学校の教職員定数標準法におきましては、特殊教育諸学校の高等部には、専門教育を主とする学科及び養護学校の普通教育を主とする学科について、各学科ごとに御指摘のように二人の実習助手を措置するということがなっております。これは、専門教育を主とする学科における専門教科について、実験または実習を必要とする教科でございます。また、養護学校の普通教育を主とする学科における商業、家庭等においても実習を伴う教科があるわけでございす。そういう実験・実習を必要とする学科であり教科でございますので、「教諭の職務を助ける」という観点で実習助手を配置しているわけでございす。

したがって、その必要性は今後も続くというふうに考えられますし、職務の内容が本来の教諭の職務の内容と違った観点での仕事があるというところから、現在の実習助手の制度を教諭をもって切りかえるという考え方は適当でないと思ひます。

○藤本委員 しかし、現在配置されている実習助手の方の教諭への道を保障することは必要じゃないでしょうか。私は必要だと考へますが、その点はどうでしょうか。

○高石政府委員 先ほど議論がございましたように、教諭資格、教諭の免許状を取得する道があるわけでございす。その教諭の資格を取得すれば、教諭に採用される道は当然あるわけでございす。具体的に採用を決定するのは都道府県の教育委員会が決めるところになっておりますので、実習助手という職制を学校に置かなければな

らないという存在理由と、その人たちが教諭の資格を得た場合に教諭に登用されるというのはまた別個の問題であるし、後段の教諭への登用の道が開ざれているというわけではないというふうに思っております。

○藤木委員 これまでの質疑で明らかになってますけれども、現在の教育職員免許法施行規則の官・職・養護学校高等部の実習助手に関連する部分につきましては、極めて矛盾も多く、どうしても改正が必要になってきているというふうに思います。

そこで、提案者の中西議員にお伺いをいたします。今回の法律案でいった場合、文部省令改正試案を具体的に考えておられるのかどうか、もし考えておられれば、その内容についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中西(續)議員 ただいま文部省の方から答弁がございまして、教諭と別の職務として助手が必要だということと教諭の登用をしなければならぬということとは別問題だという論議をしておりましたけれども、私は、現状から見る場合に、そこに大変な矛盾があると思ひます。したがって、少なくとも今回の場合、提案をし、これが改正されていくということの私たちの目標は、何としても現状認識をどう踏まえるかということが一番問題としてあると思ひます。その上に立つてこれから後の、それぞれ農、工あるいは障害児学校、普通高校等、たくさん学校があるわけでありまして、けれども、そこにおける多くの実習助手の皆さんを登用する道がふさがれておるわけですから、それを開くと同時に、手厚い教育がどうすれば拡大し、そしてまた私たちが期待をするものがそこに実現できるかという教育の面におけるものとあわせて教諭の登用問題、この二つをあわせて考えた場合に、私たちが今提案を申し上げておるような改正をぜひ行いべきではないかということを考えたわけでありまして、出てまいりますその中身というの

は、今指摘のありました問題をすべて解消するよう、第三条にありますように教育職員免許法の一部改正を提起いたしまして矛盾を解消していこうと思っております。そうすることによって、今まである身分保障の問題としてさらにこの登用の問題、それから希望する多くの人々の期待を実現するために、さらにまた、今まで職場におきましてはそれぞれ助手と教諭との関係の中でよくしやくしたのもあったわけでありまして、そういうことをすべてを解消しながら、私たちが期待をする教育現場、その中で手厚い教育をということをやねらう提案しておるということを御理解いただければ、こう思っております。

○藤木委員 では最後に、実習助手がいなくなった場合どうなるのか、この問題も随分議論されてきたところですが、文部省側もこの点について不安を持っておられるということもございまして、今後お互いが合意に達する、理解の度を深めていくということからいって、明確にしておくことが非常に大事ではないかというふうに思ひます。

そこで中西議員にお伺いをいたしますが、実習助手制度が廃止をされ、実習助手がいなくなる状況で、実習や実験の指導、学校運営に支障がないのだろうか、また、実験や実習教材の維持・管理、準備、片づけはだれがすることになるのか、これらの問題についてもお考えをお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○中西(續)議員 この改正案におきましては、学校教育法及び教職員定数法の中の実習助手にかかわる項を削除しまして、定数については、教諭定数に加えて現行実習助手の数を実習担当の教諭として加えますので、その合計数を教諭定数とするわけでありまして、したがって、制度改正が実現いたしましたならば、経過措置期間の後はずべて教諭になるわけですから、教諭とするわけですから、当然、他の教諭と同様に、免許法に基づき高等学校普通二級免許状を所有したものとすべきでありまして、けれども、その際、同じ実習助手の中で現行の免許法では免許状が取得できない理科あるいは障

害児学校関係実習助手にも、それぞれ該当する免許状が取得できるように措置をすることによって、一定の学校種別によつて差をつけるというようなことを完全になくしていく、一様にそうした状態というものをつくり出すわけでありまして、これも、今指摘のありました、実習助手が廃止になった場合、学校運営に支障が生ずるのではないかとこの声が全くないということはありません。確かにございまして。

まず、御理解いただきたいと思ひますのは、第一に、制度改正が実現した場合におきましても実習助手は実習担当の教諭になるわけで、現に行っている職務の一部としての実験・実習の準備あるいは後片づけ、教材の維持・管理など、職務は放棄するのではなくて、引き続き実験・実習指導に付随する当然の職務として行っていくわけでありまして、その心配はないものと私たちは理解をします。

そこで二番目に、現に実習助手の学校現場における実態というものを考えてまいりますと、現行制度を超えまして、現在におきましても実習助手は実験・実習の指導その他教育活動について制度的にも保障し、また本人たちにもそれだけの自覚と責任を持ってもらうということが、より充実した分厚い指導体制を確立することができ、こういうように私たちが理解します。したがって、支障を生ずるところか、教育的には大きなプラスになると考えています。

また、新たな職員の配置が必要なのではないかといういろいろな御意見もありませんけれども、これは、今申し上げましたように教諭プラスの実習教諭の皆さんで、教諭という職務の中で十分果たしていくことができるわけでありまして、特別これに加えて定数を配置しなくてはならぬということとは起こってこないし、また私たちは、そのことが、今までより以上の教育効果を上げることでできるんだというように考え、このようにして提案をしておるということを御理解ください。

○藤木委員 ただいまの御説明で非常によくわかりました。今までと同じ仕事をしておられまして、それが教諭であるという身分や資格が保障されるということで、一層責任感を伴った仕事ができるであろうという点では全く同感でございまして、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○愛野委員長 江田五月君。

○江田委員 冒頭、まず敬意を表したいと思ひます。

実習助手の問題は、第九十四国会に提案をされ、昭和五十六年ですか質疑もあつたようで、長い間の懸案でございまして、この問題について提案をしてくださいました提案者の皆さんにまず敬意を表したい。

と同時に、議員立法についてきちんとして質疑の場を設けてくださいました委員長にも、敬意を表したいと思ひます。

議員立法をきちんと質疑をし、検討を加えていくという当委員会の慣行というのは、これからも大切にしていかなければならぬと思っております。

さて、この実験とか実習とかの役割なり意味というものが、時代の流れに伴って最近ますます増大をしております。科学技術が非常に進んでいて、恐らく科学技術の進歩の度合いというのは、日進月歩というよりもむしろもう秒進分歩というようなものじゃないかと思うのですが、こうやって科学技術が進歩していけば、そういうものに追いつくための能力を大いに学校教育でも涵養していかなければならぬ。実験とか実習とかいうものはまさにそのための役割を果たすのじゃないかと思うのですが、学校現場でも恐らくこの実験・実習の役割が増大しているんじゃないかというのを探ってみるために、幾つか質問をしてみたいのです。

まず第一に、きょう午前中も伺ったのですが、高等学校でコンピュータが一体どの程度入ってきているか、これは文部省の方、お答えください。

い。
○高石政府委員 これは昨年一月の調査でございますが、コンピュータの設置されております学校は、公立学校で四九・八％、私立学校で三二・二％でございます。特に工業や商業の学校ではその設置率が多くて、例えば公立の商業科でのコンピュータを設置している学校の割合は七五・七％になっております。

○江田委員 もちろん、そこに入っているコンピュータがすべて教材として使われているわけではないのでしようが、つまり学校の管理運営に使われているというコンピュータもあるのではありませんけれども、やはりそこに一つの大きな時代の流れが見られる。

もう一つ、これも私は全く素人でよくわからないのですが、例えば遺伝子工学が随分発達してきている。遺伝子工学自体の持っている問題性はいろいろあるにしても、この遺伝子工学の発達というものは、例えば農業高校の実験・実習に影響を与えないものでしょうか、あるいは何か与えるところがありますか、どうでしょう。

○高石政府委員 遺伝子工学の事例で申されましたが、いわゆる先端技術と高等学校の教育のあり方の問題だと思えます。

高等学校レベルの職業教育においては、先端技術まで教えるということは現実問題として非常に無理があるわけでございます。したがって、その前の基礎、基本的な内容、先端技術を将来学び、ないしは利用することのできるための基礎、基本的な教育をしっかりと身につけさせるということが教育上必要であらう。そのために必要といういろいろな器材とかないしは教育をいくというような形で、高等学校における職業教育は展開しているわけでございます。

○江田委員 素人ですからよくわかりませんが、けれども、例えば種なしスイカなどというようなものをつくるということになりますと、これは染色体のことや何かをちゃんと勉強しなければどうしようもないわけですね。あるいは最近ホルモン剤も

随分あって、トマトに、花にちよつとかければ必ず上手に実をつけるとか、接ぎ木の細胞の活性剤を使うとかいろいろな技術があつて、そういうものが先端技術とどういうふうにつながっていくかというようなあたりまできちんと、少なくともそういう広がりを持った実験・実習であるという観点を持っておかないと、これからの実験・実習になっていかないんじゃないかと思うのです。そうやって科学技術が大いに発達をしていくと、実験とか実習とかに携わる教師の側、それが教諭であれ実習助手であれ、自己啓発といいますか研修といいますか、大いに自分自身を高めていく、勉強していく、そういう必要が今高まっている、そういう時代だと思ふのですが、文部省の方ではどう認識されていきますか。

○高石政府委員 その点については御指摘のとおりだと思ひます。

○江田委員 教諭だけ頑張ってもらえばいい、実習助手は補助の仕事だからいいんだということではないですよ。今の答えはそういうことでよろしいですね。—それなのに、この実習助手の皆さんに、そうした今の大変な変化の時代に追いつき、これを自分のものにしていくために努力をしなくてもならなければならないのに、努力に報いるような制度になつていないのではないかと、こう思ひます。

例えば給与の点は一体どうなつていくか。教育職俸給表の第二表三等級、このカーブはほかのカーブと違つて随分低いじゃないですか。文部省、どうですか。

○高石政府委員 時代の変化に応じて実習助手の受け持つ領域が広がつていく、そしてより研修を積み重ねなければならない、御指摘のとおりでございます。そこで、そういう事態に応じてちゃんとした希望が持てるような形で処遇をしていくことは基本的に大切なことだと思ひます。

具体的には給与のことにならうと思ひます。基本的な身分保障は先生方と同様な形で保障されておりますので、あとは給与の問題だと思ひます。

したがひまして、三等級の格付が教諭に比較いたしまして低いというのは、またそのとおりでございます。また、一般の事務職員との対比においても若干不利になつていのではないかと、いう点もございします。したがひまして、そういう面の給与上の待遇改善という点については、文部省も力を入れていかねばならないということで、人事院に対してその処遇改善、三等級が頭打ちになるのをもう少し起こしてもらうように一昨年来お願ひをして、今努力を続けているところでございします。

○江田委員 しかし、なかなか明かさないですね。給与の面というだけじゃなくて、教諭への道を開いておかなければならぬ。教諭への道は開かれておるのだという先ほどの答えもありましたけれども、実習教諭の免許状を取得する道は開かれておる、それも全部じゃないけれども開かれておる。しかし、免許状を取つたからといってすぐに教諭になれるわけではない。そこは都道府県の問題だとおっしゃいますけれども、提案者の方にはそれは逃げだぞ、こうおっしゃる。都道府県の問題ということだけで済むのですか。教諭への道は本当に開かれておると文部省の方ではお考えなんでしょうか、どうなんですか。

○高石政府委員 先ほど来議論がありましたように、学校に教諭の職と実習助手の職が今後とも必要である、そういう前提が一つあるわけでございします。したがひまして、実習助手という形で学校に必要な職種として存続し、設置をしていく以上は、その実習助手を全部なくして教諭にしてしまふということとは適当でないというのがまず前提にあるわけでございします。しかし、今度は実習助手個人の立場になりますと、将来教諭への道が開かれていくということになれば、そのための免許状を取得していくという動機も出てくるのでありましよう。そしてその結果、教諭の免許状を取得すれば具体的には教諭として発令されていく、採用されていくというような道が開かれていけば、そこである意味では教諭と同じような形の処遇が得られ

るといふことになるわけです。

そこで、各県が具体的にどういう形でそういう具体的な免許資格を取つた人々を教諭として採用するかしらないかというものは、これは県内の事情がいろいろあるわけで、文部省が一律にそういう者を全部教諭に採用しろと言つてもこれはなかなかできぬ話でございします。そこはそれぞれの県が、欠員の状況とか教科構成等を考へて採用の道を考へていくということになるわけでございします。取つた以上は全部教諭になれる、その保証はあるかという質問を受けると、それはそこまでの保証はございしませんということをお答えしたわけでございます。

○江田委員 今の局長のお答えですと、実習助手というものはどうしても必要なんだ、だから教諭への道を開いたつて、今までは教諭の枠の中へ潜り込むならどうぞ潜り込みなさい、だかど潜り込む余地がなければそれは無理ですよということですね。一つは、それでは実習助手の、少なくとも私が聞いている限りの現実を十分認識していただいていないということ。もう一つは、やはりそういう将来の励みというのだと、これは青い鳥をどうぞつかまえてください、だかど青い鳥はどんどん逃げますよ、馬の前にニンジンをおぶら下げるならどうぞぶら下げてくだささい、だかどニンジンはどんどん前にいきますよというのと同じことで、それではやはり励みにならないと思ふのです。実習助手は必要なんだという今の話ですが、実際問題、実習助手と教諭と職種が一体どの程度違ふというふうに御認識ですか。

○高石政府委員 これはそれぞれの学科によつて違ふと思ひます。例えば農業であるとか工業であるとか、それぞれその内容によつて違ふと思ふのです。

したがひまして、具体的に実験や実習をやる場合の必要な教材の維持・管理ないしは薬品等の整備、それから實際上、例えば農業でございしますと農業で具体的なものを、植物を植えるとか栽培するとか、そういうものについての仕事を根本とし

て示す、いろいろあるわけでございまして、一般的な教諭の持つてゐる職務内容のほかに、ある意味ではそれを補助していく職種が必要であるというところで、明治以来と申しますか、旧制中学校ができて以来ずっと置かれてきた職種であるわけですから、教諭と全く同じ仕事をやるわけではなくいわけですね。やはり教諭と違った、教諭の職務を助けるというような形の職務内容があるわけでございますので、そういういわば実態の必要性から実習助手というものが置かれておりますし、大学においてもそういう形での理工系なんかでは助手というものが置かれていろいろやっているわけでございますから、高等学校レベルにおいてもそういうことが当然あるわけでございます。

○江田委員 大学の例をお出しになっておっしゃるのですが、これはかなり違うんじゃないですか。

それと、薬品の管理とか整備とかあるいは農業においても植えるとかおっしゃったのですけれども、教諭はそんなことはなくてよろしい、実習助手がやるんだ、実習助手は実習・実験の準備とか後片づけをやるんだ、本当にそうなのですか。実習助手というのは実習の準備、後片づけをやる職務なんですか。もう一遍ちょっとはつきりお答えください。

○高石政府委員 これは学校教育法五十条で、「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。」というわけですから、当然教諭が実際に当たる場合があるわけでございます。それを助けるという形の仕事をしていくので、教諭は一切そんな実験・実習に関与しなくていいということには考えていないわけでございます。

○江田委員 職務を助けるというのですが、確かに「助ける」と書いてある。それは助手という名前だから助けるということになるのでしょうかけれども、助けるなんという概念は非常に多義的な概念なんです、私はむしろ実験とか実習とかというのは一体何だろうかということを考えたら、例えば今の薬品の管理、整備、発注したりすることは

生徒じゃできないでしょうけれども、農業にしても植えることや何かは、何か今の話だと実験や実習の外にあることのような認識のようですね。でも、そうじゃなくて、実験・実習の周辺のさまざまな仕事ですね、準備をしていくあるいは後片づけをする、そういう実験・実習そのものの周辺にある皆さんの仕事というの、学校教育の中で非常に重要なんじゃないだろうかという気がしているのです。

一体、実験・実習というのがどういう意味で教育なのかということですね。私は、実習なり実験なりというのは、一つの切り刻まれてカセット化された単位を学ぶのじゃなくて、準備の段階からずっとあって、そして実際にいろんなことをやって、結果を見て、その後ちゃんと片づけていく、そういう包括的な体験をするということ、これが大切なんで、実験・実習の倫理というのはまさにその包括的な体験をするということにあるんじゃないかと思うのですが、文部省いかがですか。

○高石政府委員 現に農業とか工業の実験で言いますと、教諭の人と実習助手の仕事が全く同じであるというふうに現場で思っている方はいらっしゃる方はいらっしゃるのです。やはり教諭は教諭としての一つの役割分担を持ち、実習助手は実習助手としての役割分担を持って仕事をされているのが現実だと思ふのです。したがって、そういうところに着眼して、教諭の資格を持つ教諭とその手助けをする実習助手を伝統的に置いてきているわけでございます。

問題は、そういう実習助手の方々の将来の処遇の改善であるとか待遇の改善であるとかいう点については、これは前向きに積極的に対応していかなければならないというふうに思っている次第でございます。

○江田委員 私が聞いたのは、実験とか実習とかというのを、そういうふうな準備や後片づけを全部切り離して真ん中のところだけとらえて、それを先生と生徒はやればいいんだ、後は全部実習助手に任すんだ、そういう実験・実習のとらえ方は

いいんですかと。もしそれがいけなくて、そして現に学校の現場では、準備や後片づけは全部実習助手がやっているというんだら、これは変えなければならぬと思う。学校の現場では実はそうじゃなくて、もう準備も後片づけも、生徒も先生も一緒にやってやっているんだということなら、それはそういう方向へ大いに伸ばしていかなければならぬということになるんで、実験とか実習とかをどう認識されておりますか、どういふものがあるべきだと考えていらっしゃいますかということをお願いいたします。

提案者の方に伺いますが、文部省の方は何かそういう厳然とした違いがあるんだというお答えですが、現実を提案者の方はどう認識されておりますか。

○中西(議)議員 今、文部省の局長の答弁を聞いておりますと、言葉にもありましたように、明治以来こうしたことが続いているということを言われたわけでありまして、私はここに問題があると思ひます。

と申しますのは、以前は教諭と雇員との関係ですね。教諭ではなかったわけですね。したがって、教諭と雇員との関係を依然として頭の中に描いて、そのための職種としてのあり方を追求していけば、今の文部省の局長の答弁のようにせざるを得なくなってくるわけですね。ところが、近來とみにまたそのことが復活しまして、実習助手の諸君は何をしてはならない、何をしてはならないというところで、実際に教育活動の中で大変重要な役割を果たしておたのですけれども、それを全部切斷をし、枠をつくって、その中には入れないという体制をつくり始めておるわけですね。こういうところに今、文部省が答えましたようなかたい殻が依然としてあるとしか言ひようがありません。

そこで、私たちがこれを提案しましたのは、先ほども申し上げましたように、例えば農業高校における実態がどうか、工業高校における実態がどうか、あるいは先ほど出ました障害児学校における実態がどうかというようなこと

で、ずっとそれぞれを追求してまいりますと、まさに指摘ありましたように、教師と実習助手が一体的に授業時間を構成し、その中における実習助手の役割あるいは教師の役割というものが厳然としたものでなくなってきたわけですね。そのことは、例えば職業高校なんか一番いい例なんですけれども、班編成をして、その中で教師と実習助手の皆さんが一体的に授業を、教育活動を支えておる、その中で初めて実現できるものがたくさんあるわけです。ところが、今指摘されるように、もし分離をしたような形でやったらしますならば、実験・実習というものはほとんど不可能になつてくるのではないかと私は思っております。

そういうことで、今御指摘のとおり、私たちが今まで長い間積み重ねてきたこうした実態をさらにどう助長し、そしてその中における人間的な取り扱い、さらに身分の問題からすべての問題が解決していくようにすることによって、今問題になつておる非行の問題においてもあるいは暴力問題においても、すべてがそういうところで一体的になつたときに解消できるし、真のねらいがそこで解消できると私は思っております。

○江田委員 私は、今高石局長のお答えを聞いていますと、文部省に非常な失望を感じます。実験とか実習の準備は助手の仕事です。そしてもうきちんと前もって点検された器具に、例えば薬を注いで、試薬を入れて何か起こるのを見て、後片づけするのは助手の仕事ですと、そういう教育の思想が随分過ぎたから日本の教育は変になつちやうたんじゃないか。そういう周辺の事情を全部切り離して、はい、これが内容です、このことだけ覚えればよろしい、このことだけやればよろしい、そういうことが教育を随分分けてあげていけるのではないかと。むしろ、実験なら実験でも、前もって器具の点検をする。器具に異常がないかを調べる。器具に何かちよつとおかしなところがあった場合に、それがおかしいのか、おかしくないのか、自分で調べてみる。あるいは、実験が終わった段階では何も起こってなかったけれども、例え

ば後片づけになってほつと見ると、シャーレの中に何となくバクテリアがぶつぶつ動いていたとか。今までの科学の発展の経過というのは、そういうときにあつた驚くような発見をして科学が進歩してきた、発展してきたということが随分あるんじゃないですか。教育というのは、そういう周辺部分までつと含んだ幅広い人間の営みじゃないかという気がするのです。それが何かもう決まり切つた、型にはまつた、そして、こうやれば必ずこうなりますという、一つのでき上がった公式を教えるだけの教育というふうになつてしまつて、いるところに大きな問題があるんじゃないかと思ふのです。そういうことじゃなくて、教育の現場は実習助手も教師も一緒になつてやつて、しかもそれを区別する合理性も別にないということになれば、これはやはり今回のこの議員立法のよな方向で実習助手という制度を廃して、そしてその部分を教諭の定員の中に組み入れて教諭の枠をふやして、そして実験・実習というものの時代とともに増してくる価値をますます高めて間違いないものにしていくという今回の提案は、大切な提案だと思ふのです。

最後に提案者に。これは社会党提案ということですが、ずつとお話をしてくだされば、恐らく自民党の議員の皆さんも、それはそうだとわかつてくださる方がたくさんいると思うのです。私、まだ政治の素人ですのでよくわかりませんけれども、そういう根拠といふんですか、広く共同提案者を募るというところがあるんじゃないかという印象を持っていますが、その点だけ何つて、質問を終わります。

○中西(續)議員 答えします。

今江田委員の方から指摘のありました点、確かに重要であります。ただ残念ながら、私たち過去二回にわたつてこの討論をしてまいりましたし、特に昨年の場合には採決をせむというところで要請いたしたわけでありまして、自民党の皆さん、なかなかそこまでまだ理解をし得ておりませ

んようで、討論いたしました後も後で議事録を見ていただくかどうかかわかりませんし、こうして出席なさつていらっしゃる方は非常に少ないわけですから、これからやはり私たちが手を尽くして十分説得し、そうした中で、今指摘のあつたように、全党的にこうした教育問題についてはぜひ意思統一なりができればしていくことが大変重要でありますから、これから十分私たちが留意をしておきたいと思ひます。

○愛野委員長 佐藤君。

○佐藤(壇)委員 まず最初に申し上げますが、これはいわゆる衆法ですね。閣法も衆法も同じなんであつて、特に国権の最高機関といふ国会の方が上なんですから、その議員が出す法律案ですから、私はきよの委員の出席を見ると、このとおり野党の皆さんはそれなりに出席をされているけれども、与党の皆さんがごらんのとおり大変少ない。これは極めて残念なことでありまして、まず冒頭に委員長にそのことを申し上げますが、所見はどうですか、委員長。

○愛野委員長 定足数は達しておりますから……できるだけひとつ出席を促します。

○佐藤(壇)委員 時間が限られていますからそれにとどめますけれども、委員長の方から与党の皆さんに出席方を要請していただきたいということをお願いいたします。中身に入つていき

たいと思つております。そこで、時間が限られておりますから、最初にまとめて提案者に質問したいと思つております。このたびの改正案は、実習助手の待遇や身分全般にかかわつて、しかもそれに関連する法律案を入れて学校教育法等という言葉を使つて改正しているわけですね。

そこで、あらかじめ私は二点について質問したいのですが、その第一点は、実習助手の待遇改善についての問題です。実習助手の適用される給料表は教育職(表の三等級)だけですね。これは給料表としても極めて問題があるし、また他の教育職(表の二、つまり教諭)ですね、これとの比較にお

いても、あるいは行政職(表の相当する等級と比べてみても極めて悪い、このことが常識になつていくわけですね。したがつて、その辺をどう考えているのか、どのように改善したいかといふ考えられるのか、まず、その点を提案者にお聞かせいただきたい。それが一点。

それからもう一つは、身分の問題ですけれども、これはきよの先ほどから質問の主題にもなつておりました、実習助手の方で教諭の免許状を持つていらっしゃる採用問題ですね。確かにその採用の道は開かれておりますが、実際はほとんど採用されてない、あるいは極めてまれであるというものが実情だと思ふのです。その辺の隘路をどのように解決していくかとするのか、つまり今提案されている法案とのかかわりにおいて、その点についてひとつ見解をお聞かせいただきたい。

以上、二点。

○中西(續)議員 給与の問題でありますけれども、この問題は、今指摘のありましたように、長い間の懸案事項であります。しかも、人事院あるいは文部省自体もこのことを認め、先ほど局長の方から答弁あつておりましたけれども、この矛盾については人事院に要請をする、そして人事院は、昨年の場合でありましたけれども、六十一年に言ひ始めておるわけでありまして、したがつて、多くのことを申し上げませんけれども、最終的には私たちは、待遇改善、賃金だけで申し上げるならば、こうした矛盾といふものを認めるならば、私たちが今こうして提案をしておりますように、教諭という制度に一元化することがまず第一の段階突破であると思ひます。そうする中で初めてこれに伴う二等級給料表の適用をするということ、この二つをあわせ考へてまいりますと、私たち、大体期待をする給料表なり待遇の改善を実現できると思ひます。

それでは、当面のその期間をどうするかという問題になりますけれども、その場合としては、この三等級の給料表を抜本的に改善をしなくてはな

らぬと思つております。その場合には、現在の三等級の賃金カーブを見ただくとわかりますように、高年齢になつてまいりますと、行政職の現業職員の皆さんよりもさらにカーブは寝まして賃金は劣つてくるわけでありまして、こういうところを一番に引き上げていくという特別措置がなされなければ、賃金についての改善なり待遇の改善はあり得ないのではないか、こう考えます。

それと、今指摘もございました教諭任用の何が問題になつておるかといふと、一番の障害点というのは、何と申ししましても定数の枠が、教諭の場合、一定数ありまして、それに伴う実習助手の枠といふことになつておりますから、現在六五%を超える実習助手の皆さんが二級免許を取得はいたしておりますけれども、依然として教諭任用になつておらないということの大きな原因といふのは、この定数枠が全く措置、処理されておらないといふところに原因があるわけでありまして、したがつて、この部分を、先ほど文部省が言つておりましたように、県段階の措置でこれを処理せよといふことを言つておるようでありまして、けれども、これは現場の実態からいいたしましても、教諭の枠といふのは絞られておる中での枠でありまして、そうしますと、座学の関係とかいろいろな関係からいいますと、実習関係の教諭の数を免許取得することによつてどんどん拡大していきますと、結局、座学の方の教諭の定数を食い込むことになるわけですから、現場としてはどうしてもそこまで踏み切れるという条件は出てまいりません。したがつて、やはり私たち提案をいたしておりますように、この教諭の定数と実習助手の定数、これを加へまして合計数、これをもちて定数枠とすれば、今問題になつておる実習教諭、二等級適用をあわせまして可能なわけでありまして、今回この点をぜひ十分な御議論をいただいで、すべての皆さんに御理解と御認識をいただければと思つております。

以上です。

○佐藤(壇)委員 今、実習助手が抱えている待

過、身分の改善策について、提案されました改正法案との関連で具体的に説明がありまして、大変よくわかりました。

そこで、続いて文部省とそれから人事院の事務総局の斧さん、きょうおいでですか。——それじや実習助手の待遇について、まずお尋ねをしたいと思います。

それは、今も本改正案の提案者からありましたように、実習助手の適用される俸給表、つまり(一)表の三等級でですね、これは既に御承知のとおり、五十一歳で頭打ちという、それ自体まず給料表として問題があることは昨年の審議の中でも明らかになっていきますね。それから、(二)表の二等級、つまり教諭と比べても三十八歳ごろからぐうっと格差が出てくる。しかも五十一歳頭打ちですから、その辺からは横並びになってしまふ、したがって格差が大きくなっていく、これは御承知のとおりです。さらに、行政職(一)表の特に四等級などと比べますと、この等級に属する五十歳以上の方は三八%いるんですね。ですから、これは既に昨年のこの改正法案で議論しておりますから細部を除きますが、そういうことで、この実習助手の適用される教育職(一)表の三等級というのは、それ自体の給料表として持っている問題点もあるし、他と比較しても非常に不利になっているという、このことは明らかですね。

そこで、昨年の五月十八日の本委員会での議論のやりとりを踏まえまして具体的に文部省にお尋ねしていきますが、昨年、そういう今私が述べたような状況を踏まえまして、鈴木初中局長は、教育職(一)表の三等級は終身の俸給表として問題がある、何らかの改善が必要だということを言っているわけですね。これは昨年のことですから、約一年間たっている。言ったことは文部省として責任を持ってもらわなければならぬ。したがって、局長は変わっているわけでごいいますけれども、そういう点でどのような検討をなされ、どのような改善をする考えであるか、このことを一つ。それから、人事院の斧給与局長は昨年もおいで

いただいたわけでありまして、今私が述べたことは十分御理解いただいていると思っております。たしか昨年、斧局長は、細部のことは別にしまして、(一)の三等級には問題があるという趣旨のことを言われたやに記憶をしております。今後給料表全体について検討しなければならぬので、職名によって等級が格付されるという俸給表について見直していく必要があるのではないかとというような趣旨を述べられたと記憶しております。したがって、約一年間たちましたので、人事院としても今後どのように検討されていくのか。現在検討されていけば、どの辺まで検討されているのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○高石政府委員 今御指摘のありましたような経緯もありまして、昭和五十八年七月、人事院に対して教育職俸給法(一)の三等級の号俸の増設を要望したわけでございます。人事院としても鋭意御検討をいただいていると伺っております。

○斧政府委員 給与制度の見直しでございますが、これにつきましては、昨年の勧告前に、我が方の制度改正の概略を、使用者側であります各省当局と職員団体、これにお示ししまして、意見を伺いましたわけでございます。大体この一年間で意見集約できましたので、それを根拠にしまして、ことしの勧告前にたたき台をお示ししたい、こういうふうな段取りになっておるところでございます。六十年を目途にということと、さらにもう一年間検討をさせていただきます、こういうことでございます。

なお、つけ加えさせていただきますと、教育(一)の三等級につきましては、先生おっしゃいましたように、生涯その等級で仕事をしていく、こういう方々でございますので、それなりの配慮が現状でも必要であるということで、まあ勧告は値切られるという結果になりました、私たちの勧告した俸給表は実現をしていないわけでございますけれども、勧告に当たりましては平均六・四%の俸給改定を行いまして、最高が六・八であったわけでございますが、この六・八のところを、教育(一)の

三等級につきましては相当範囲の号俸にわたって改善をいたしております、各俸給表の中では最も我々が配慮をした点であるということを申し添えさせていただきます。

○佐藤(直)委員 今斧局長から答弁ありました、具体的にどこがどうなったということはまだ明らかになっておりませんけれども、そのとらえ方と考え方と検討に対する熱意については、私は大変敬意を表しております。あなたも前回そしてこのたびもこの検討の場に出席されているわけですから、今後の改善については具体的に成果が出るような形でひとつ御検討いただきたいというふうな形でございます。また、今調中にありますから、それ以上お聞きしてもそれ以上のことはちよつと無理だろうと私は想定しますので、その程度にして、御要望だけ申し上げておきたいと思っております。それでは、どうもありがとうございます。

それで、文部省に重ねて聞きますけれども、私は、文部省の答弁は極めて不親切であり、冷たい答弁だと言わざるを得ない。と申しますのは、私が先ほど言った鈴木初中局長の答弁は五月の十八日の答弁なんですよ。今あなたは、昨年の四月に人事院に対してこういう要望をしているということを言いました。——七月ですか、どうぞもう一遍……

○高石政府委員 発言が悪かったから四と七が間違ったと思いますが、七月に人事院に対して要望したわけでございます。

○佐藤(直)委員 七月となれば、鈴木初中局長が答弁した後になります、それで、ここでそういう答弁をした後に人事院に対してそういう要望をしたわけですから、その後、追跡的にどういう要望と今人事院でどういう作業をしているか、その辺は文部省としてやっていますか。

○高石政府委員 具体的な検討の内容は人事院でやるわけでございます、その背景その他については我々としては随時説明を行ってきておりますが、今どの段階にいつているかというのは相手の

ことでございますので、ちよつとわかりかねます。

○佐藤(直)委員 それでは重ねて私、聞きますけれども、昨年鈴木局長が、俸給表に問題があり何らかの改善が必要だ、この認識と改善していかねければならぬというこの決意については、現局長はどうなんですか。

○高石政府委員 先ほども答弁申し上げましたように、三等級が五十一歳で頭打ちになるという状況があるので、これは改善していく必要があるというふうに思っております。

○佐藤(直)委員 今、五十一歳頭打ちだけを取り上げて答弁しておりますけれども、私は、他との比較において全体的に、しかも幸い六十年見直しということも言われておりますから、そういう総合的な観点からも改善策を考えるべきだと考えるのですが、どうですか。

○高石政府委員 教職員全体の俸給表を含めて見直し検討が行われると思えます、ただ頭打ちの問題だけではなくして総合的に、三等級のところだけではなくして教職員の俸給表全体についての前向きな対応というのは必要であると思えます。

○佐藤(直)委員 それじゃ続いて、次は実習助手のうち教諭免許所得者の教諭採用について質問いたします。これは先ほどからずっと質問されておりますから、時間の関係上なるべく要点だけ質問していきますので、答えも簡潔にしてください。

文部省に質問いたします。

一つは、実習助手の数及びその中で教諭免許取得者の数はどうなっているか。

二番目は、昭和三十六年に免許法が改正され、現場の実習助手もそれ相当の単位取得によって教諭免許の取得の道が開かれたわけですね。そして昭和三十六年免許法改正以後、免許取得者のうち教諭として採用された数はどうなっているか。

まず、この二点です。

○高石政府委員 五十八年五月一日現在の実習助手の数は一万四千五百二十八名でございます。こ

これは昭和五十年以来は一定した数で推移しております。そのうち、高等学校二級普通免許状を取

得られている方が、これはちよつとデータが古い

のですが、昭和五十五年十月一日現在で約九千三

百余りでございます。したがって、全体の総

数の六四〇程度の方が教諭免許状、二級普通免許

状を所有されております。

なお、実習助手から教諭に採用された員数につ

いては、これはそこまでの掌握をしていないので

ございます。

○佐藤(重)委員 昭和三十六年免許法改正以後の

教諭免許取得者のうち、教諭採用になった人の数

は把握していないのですか。これじゃ文部省

として問題じゃないのですか。去年鈴木局長はお

およそという事で言われたわけですが、毎年百

五十名ない二百名くらいではないだろうか。

そして、この数字ははつきりしないけれどもとい

うことで、おかしいじゃないかと言ったら、改め

て検討したいというのだけれども、あなたのほうでそ

を言っているのだけれども、例えば二百名ずつ採用

したって、大体一万名近くいるんだから五十年か

かるでしょう。五十年ですよ。成人して五十年と

いったら、二十歳の人がある七十歳になつてしま

う。仮に去年の鈴木局長の答弁を前提にして計算

してもそういうことになる。ところがあなたは全

然わからぬ、これじゃ行政当局として余り無責任

じゃないですか。

そこで、制定当時の第三十八回国会、つまり昭

和三十六年四月二十六日、この文教委員会の記録

を見ると、免許法の改正によって、実習助手の方

が単位取得によって教諭免許の道が開かれたとい

う改正なんですね。その改正のときに、今の免許

取得者の採用の問題について議論のやりとりがな

されております。そのときに内務府委員は次の

ように言っているのですね。「たゞいまの御質問

でございますが、」と言って、以下ずっとござい

ます。長いですからやめますが、今のことに関連

した部分で申し上げますと、「そこでせつかく免

許状をとった者が教諭に採用されないという事態

になりますと、これは非常に本人に失望させます

ので、そういうことのないようにいたしたい。若

干ありまして、「免許状をとった者が教諭に現実

にされるように積極的に指導して参りたいと思ひ

ます。」と言つてゐるのです。いいですか、「積極

的に指導して参りたいと思ひます。」と国会の

議事録ではっきり書いてある。この方は後に文部

大臣になったのじゃないですか。それで、

この方が衆議院の文教常任委員会免許法の制定

のときにこのようにはっきり言つてゐるのに、あ

なた方は積極的にどのような指導をしたのです

か。指導したのかしないのかはつきりせぬけれ

ども、指導したとしたら結果の数字もわからぬな

ら、大体こんな話がある話がありますか。です

から、これは指導してゐるのかどうか。指導して

おつても昨年の百五十とか二百とかあんな数字

は、指導の努力が足りなかったのか、どこかに打

開する制度上の隘路があるのか。どうなのでしょう。

○高石政府委員 こういう問題についていろいろ

な問題があるという事は、我々もそれから県の

当事者も県教育委員会もわかつてゐるわけござ

います。それで、そういう担当者の会合等におい

ては、具体的にそういう問題について前向きな対

応をしていく必要があるという事で文部省も話

をし、担当者もその打開のための方途はないかと

苦しんでゐることは事実でございます。した

がいまして、具体的にそういう人たちが何人採用

されたかというところまでの数字は把握してあり

ませんけれども、そういう対応をしてきてゐるこ

とは事実で、全くこれに無関心であるという態度

ではないのでございませう。

○佐藤(重)委員 答弁に言葉をつないでおります

けれども、あなたの言葉は何にも中身ないのです

よ。それで、聞いてゐる皆さん。やたらと

言つたつて、その後どうなつたかという追跡もな

ければ、毎年毎年のことですからその追跡の総括

もなければ、次どうするかというのが出てこない

のは当たり前じゃないですか、大人の世界では。

それで、はっきりしてゐることは、今申し上げた

ように制定当時、「積極的に指導して参りたい」と

いうことを言つておるし、前向きな対応とか打開

のためにとか方途とかいろいろのことを言つたけ

れども、指導したとしても何人がその後採用され

たか結果もはつきりしないということは、積極的

に指導してきたとは言えないことだと思ふ

のですよ。

文部大臣、今帰つてきまして、やりとりして

る意味がわかりますか。(森国務大臣「今勉強して

います」と呼ぶ) そうですね。それでは後で聞き

ます。

それでは重ねて聞きますけれども、そういう指

導の実態の中で国会の中でも答弁してゐるのだ

が、今までの指導の実態なり経過は、あなたが

みじくも数字がわからぬと言われたことではつき

りしてゐるわけだ。この問題、今後どうします

か。どのように指導しますか。どのように、ここ

で言つたように、せつかく免許状を取つた人が

つかかりないように教諭への道を開いていきま

す。具体的にどうなんでしょう。

○高石政府委員 まず、実態についての把握は努

めてまいります。

それから、具体的にこういう人々の教諭への任

用は都道府県教育委員会がやるわけでございます

から、文部省が一方的にこうしろ、ああしろと言

つて強制するわけにいきません。したがいまし

て、文部省としての基本的な姿勢はそういう前向

きな対応で指導してまいります。具体的にそれ

が各県で担保されるかどうかというところまで責

任をとれということになつても、それは制度上責

任をとりかねますので、そういう前向きな対応の

指導をしてまいりたいと思ひます。

○佐藤(重)委員 これは実際採用するのは各県

だ、我々はそれを指導するけれども限界がある。

簡単にそういうことで済む。そういう形で、国会

で答弁したように、せつかく取つた人に失望させ

ることのないように、免許を取つた人が教諭に現

実になれるようにすることに対する具体的な

な回答になつてゐますか、今のあなたの答弁は。

全然なつてないじゃないですか。ですから、具体

的にあなたが指導して県教育委員会が採用すると

言つたつて、先ほどから言われているように、制

度上どうしたつて枠が決まつてゐるのじゃないで

すか。あなたの言つてゐることは、あるいはあな

たが指導しようとするのは、それを受けて県教

委が採用するに当たつてやろうとするのは、工

業なら工業の免許状を持っている先生方、これは

定数がありますね。簡単に言えば、工業高校で言

えば普通科の先生が何名、職業科の先生が何名、

工業並びに工業実習という免許を持っている先生

が何名、それから実習助手が何名、こうなつて

いますね。あなたが言われ、また県教委がやろうと

する枠というのは、今の職業担当の教諭、この場

合ですと工業なり実習助手です。この中で欠員が

あれば採用するということなんですよ、あなた

の方の言わんとするのは、その点の具体的採用は、

はつきり言つて制度上どうなつてゐるのですか。

○高石政府委員 御指摘のとおり、教職員定数

というのが標準法で一応決められてゐるわけござ

います。したがいまして、各県はその定数を県

の条例定数として予算化してゐるわけございま

す。したがいまして、その予算化された定数の枠

内で具体的に教諭として採用するかしないかとい

うことになるという点は、そのとおりでございま

す。そういうことで、その枠を拡大して現時点で

やるという事は考へてゐないわけでございますし

て、その枠内での対応ということになるうかと思

工業実習が二十六名、実習助手が十五名、合計六十五名ですか、こういう教員構成になっていたとします。そうすると、今の実習助手が、工業実習の免許を取った先生が七割おったとしますね。十五名のうちの七割ですから約十名おったとします。そのときにあなたの論法なり指導の方から言え、二十六名のうち一名でも二名でも欠けた場合に、この十五名中の十名の教諭免許状のうちから採用するというのでしょうか。そうしますと、例えばこの一名、二名という工業の先生を採用するときに、工業の免許を持っておる先生は座学も実習もできるのです。いいですか。工業実習の免許を持っていない人は実習しかできないのです。そうすると、採用する側から言え、どうなるか。人情として、実習しかできない工業実習の先生よりは座学である工業も実習もできる先生を採用したいということになるのじゃないですか。したがって、仮に一、二名の枠が出てきたところで、今のようないまぬから、工業実習の免許を持った実習助手はなかなか採用されないということが現実にあるのです。この中でやろうと言ったって、免許を取った人が泣かないように教諭に採用しますと言ったって、大体そんなやり方ではできないですよ。だから、私はこれを具体的に打開するためには本改正案が出されたものと理解する。

そこで中西さんにお尋ねしますが、その点、提案者は端的にどう考えますか。

○中西(委員長) 先ほど答弁申し上げましたように、この定数枠をどのように拡大するかということになれば、現在提案を申し上げておりますように、実習助手の定数プラスの教諭の定数、この合計された数が確保されれば、当然、普通免許状を持っていてるわけですから、今申し上げるように、任用の方法だつてとやかく言う筋合いは何もないわけですね。私たちが今度の大きな眼目として提案の理由は、ここにも一つあるということをご指摘いただきたいと思います。今文部省の言うような状況であれば、もう将来永遠に任用されないということを前提にした論議になつてくるわけですね。

し、今まで言ってきたことが全然政策的に実行されないということになるわけですから、この点を改めていただく以外にはない。というところであれば、文部省も、私たちが提案をしておる本法案に對して改めて認識をいただくと同時に、みずからこうした問題について打開をしていくという方向が出てこない限りだめだと思つておりますので、この点をぜひ拡大をしていきたいと思つております。

○佐藤(委員) 趣旨は大変よくわかりました。つまり、実習助手で免許を取った方を確実に教諭に採用する。しかも取る方にゆとりになり、取った方が落胆しないように、それだけの身につけたものが具体的に実験・実習に教育効果としてあらわれるように、それらを総合的に判断されて出されたのが今の改正案だということに、今の話を聞いて私は理解しました。

それは、具体的に今の職業科、工業関係の教諭、つまり教諭定数、それに今の場合であれば実習助手、先ほどの私の例で言えば十五名のプラスして工業関係の先生として枠をとる、こういうことなんです。そうなりますと、今私の挙げた例で言えば、二十六名の教諭プラス十五名の教諭になりますから四十一名の教諭の中に、免許を持っておつて工業実習の担当ができる教諭をその四十一名の枠の中で採用することができるといふことなんです。

それで、私は文部省にお尋ねします。

今のような具体的に採用も可能であつて、しかも免許状を取得する人にとつても励みになり、研さんしたことが工業の実習や実験に教育効果としてあらわれるという今の改正案のところが悪いのか、どこがマイナスなのか、はつきりしてくださいます。

○高石政府委員 まず、高等学校等の教育を展開する上に必要な教員数が確保されなければならぬ。そのために一応標準法という法律でその内容を明らかにしているわけでございます。一方、教員員の定数というものは公務員の定数として国民の

税金で賄われている。一応の合理的な理由がなければ何ほども公務員をふやしていいというような理屈はなかなか通りにくいという実態がある。したがって、教員員の定数等についてのおのずから成る合理的な枠決めというのが当然存在しなければならぬ。

もう一つは、学校の職種で、教諭であるとか事務職員であるとか養護教諭であるとか実習助手というものは、そういう職務の実態から出てきている職種として存在しているわけです。だから、その職種は要らないという実態があれば別でございます。職種けれども、そういう仕事に従事するそれぞれの職種の人々が当然要するということが学校教育を正常化していく上に必要であります。

したがって、実習助手の処遇改善も基本的には必要でございますが、そのために公務員の制度であるとか職員の配置というものが全部それを超えていかねければならぬということにはならないというところで、現在の時点で実習助手を学校から全部なくして教諭の資格にしていくというようなことは適当でない、こういう立場に立つて賛成をしかねるわけでございます。

○佐藤(委員) あなたの言われたことは、一般論としては意味ある場合もあります。だけれども、今の場合には意味ないのです。

というのは、今あなたは合理的ということをおっしゃいましたが、これは財政上のかかわりの中でも特に強調されたと思ひますが、それは例えば教諭の数を何名、実習助手の数を何名としておつて、そして教諭の数をプラスしてふやすというのであれば極めていろんな問題があります。定数法もあるし財政上の問題もあります。だけれども、今回言つておられることは、教諭の定数は定数、実習助手は定数があるのですから、実習助手の定数を教諭と同じ枠の中に入れなさいということをおっしゃるわけですね。そうでしょう。しかも、それは先ほどから言つておられるように、採用しようとする人は教諭の免許を持つておられる人なんです。本来、教諭として採用されたつておかしくない

人が実習助手になつておられる方が大体おかしいのです。本来教諭になるべき資格があつて教諭になつていていい人が、今のようないまぬの中で実習助手になつておつて、(二)表の三等級という劣悪な賃金をもらつていなければならぬというのが問題なんです。それから、私から言わねば、ですから、その教諭の数に実習助手の数を包括して定数の中に入れておつて、本来教諭になれるべき人、またなつてしかるべき人を入れるというのが何で不合理ですか。私は、考え方としては不合理ということとは成り立たぬと思うのです。今の場合、このことを実質的に実のあるものにして、現に実習助手の皆さんが苦勞しているこの問題を打開し、教育効果を上げていくためには、私は今のあなたの論法では納得できないのです。

それからもう一つは、この実習助手の職種は要らないのか要るのかという問題です。この実習助手の方で、免許状を持つておられる方が教諭に採用されても仕事は同じことをやるわけですね。実験・実習をやるわけですから。先ほど江田委員も言われましたけれども、実験・実習全体が教育の仕事の全体の中身なんです。ですから、教諭の資格を持つて教諭に採用された人が実験・実習の準備や後始末をしてなげ悪いのですか。むしろそういう資格を持つて研さんを積んだ人が実験の準備や後始末をすることの方が意味があるんじゃないか。工業の学習、化学の学習で実験・実習は重要なものではないじゃないですか。それが資格を持った人が意欲を持ってやつてどことが悪いのです。私はそのことを考えますと、どうも今の局長の答弁は納得いかないというところを言ひます。

そこで、いずれまた次の機会に私やりたいと思ひますが、時間になりましたので文部大臣に最後に聞きます。

途中から入つてきましたのでやりとりのことはよくわからなかつたと思ひますが、私は今、私の方で出している改正案について、その理由と必要性について強調してまいりました。私が言つておられることが、あるいはこの免許法の趣旨が極めて不

当なものであつて全然聞くに値しないのか、あるいは煩瑣に値し今後検討しなければならぬのか、その辺の感想をお聞かせいただきたいと思ひます。所見と感想をお聞かせたいと思ひます。

○森岡務大臣 委員長、理事、委員各位の御配慮で席を外させていただきます、ありがとうございます。

佐藤さん、そして提案者であります中西さん、御議論をずっと伺つておられますので、どういふ御議論がなされたのかは御指摘どおり、私として今すぐ感想をいいますか申し上げると、かえつて御迷惑をかけてしまいますが、ただ実習助手制度を廃止して、これに伴う措置として高等学校等の教職員定数の改善、いわゆる標準の中に入れて計画を練り直せ、こういう法案であろうと理解をいたしております。

文部省といたしましては、実習助手につきましては局長から答弁があつたと思ひますけれども、教育職俸給表(二)の三等級の中に格付をされておるわけでございますから、そういう意味ではいろいろと、いわゆる終身の俸給表としては確かに問題があるのではないかと、そういうふうな考えますから、文部省としましては五十八年七月、人事院に對しましてその三等級俸の増設を要望いたしております。これは御承知だと思ひます。人事院の方でも給与制度等の見直しを今行おうとしておるところでございますから、その中で甲乙について所要の検討を行つておられることも伺つておりますので、文部省としてはこうした人事院の検討状況を見ながら、必要に応じて協議をしていきたい、こういう考え方でございます。

今私が申し上げましたことは、この実習助手の方のいわゆる頭打ちが三等級の俸給でございますから、身分、賃金の立場から言へば、確かにいろいろ問題があるという指摘、そして文部省としてもその指摘を受けとめておられるわけでございますから、その中で改善ができないだろうかということ、今人事院に働きかけている、こういうふうな御理解いただきたいと思います。

ただ、その中で、そういうことをこの際思い切りやめて、制度上いわゆる実習助手をやめて教職員としてその中に組み入れた方がいいではないか、こういうお考えだろふと思ひますが、やはりこれには今までのいろいろな経緯、歴史もあるんだらうと思ひますし、それから基本的にはそういうことについての検討をしてみなければならぬといふことも出てまいりますけれども、実習助手としてその地位にお入りになつたのは、そのことを御承知の上でお入りになつておられるわけですから、その中には先生の免許を持つておられる方もあるわけですから、その免許を持つておられる方については登用する道も全くないといふわけではない。ですが、今全部変えてしまひますと、この国会が始まりましてから、先日も中西さんから四十人学級初めいろいろ定数についての御議論があるわけでありまして、いわゆる全体的な定数の配置、改善は、文部省としてもどうしてもやっていたいこともたくさんあるわけでありまして、やはり結果的には私はプライオリティーの問題になつてくると思ひます。ですから、今やらなければならないものというものは、やはり優先順位があるわけでございまして、そういうことも順番にやつていくという段階から現時点を判断いたしますと、そうした法案を提案していただいているといふことについては、私どもとしては当然耳を傾ける、大変傾聴に値する、そういう法案であるとしても政治家として考えますが、現在の特長では、何から優先していかうかという、これもまた政治の一つの判断だろふと思ひますので、まずは当面、いろいろと指摘をされておられる俸給の改善のところをむしろ焦点といひますか、改善の施策を当てていくというのが文部省の考え方でございまして、私も、当面はその方向でやつていくことが適切ではないかと考えます。

○佐藤(館)委員 大臣とのコミュニケーションが不足しまして、きょうはちよつと残念でございますけれども、時間がありません。

ただ、私は、議論しました中心は、待遇の問題

と教諭採用にかかわる身分の問題を中心によつたわけですが、給料表の問題は、身分、待遇、採用とかかわつていますけれども、しかし、今大臣が言われたように、大変問題を抱えているわけですね。現に免許を持つておつても教諭に採用されないで実習助手になつておられる方々自体が三等級で問題があるわけですね。教諭にされないといふことで給与上の差を受けているという問題もありまして、給与上の差を受けているという問題も十分検討してもらいたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、教諭に対する採用の問題ですが、ただ実習助手をやめて、そして全部込みにしてしまふ、このことだけを強調されましても、それは一つの大きな問題だと思ひますけれども、議論のある程度分かれるところもありま

す。しかし、この法案を提起している問題の発端は、昭和三十六年に免許法が改正されて、もう既に七〇〇近くの方が教員免許を持つておられ、そして採用時には、先ほどもここで指摘したように、免許状を取つた人が現に教諭になれるように積極的にやるんだとすといふことまで答弁している。それが何年間たつても微々たる状態になつておる。この隘路をどう打開するかといふことを言つておる。そのためには、いろいろ方法があるだらうが、私たちが提案しているこの改正案で行かないと、いつまでたつてもこれは絵にかいたもちになるんじゃないかといふことを指摘しているわけですね。したがつて、これがすべてとは言いませんから、あなたの方でも、しからばどうしたならばこの人たちの具体的教諭に任用できるのか、この辺のところを十分検討してもらいたいと思ひます。

そこで、時間になりましたから最後に、提案者の中西さん、そして重ねて文部大臣に一言答弁をいたしたいと思ひます。

○中西(續)議員 時間がございませぬから簡単に申し上げますと、先ほどの文部省の答弁なりを聞いておられますと、業務を放棄するかのとき発言が出てくるわけですね。もう一つは、明治以降における教諭と雇員との関係を依然として頭の中に描き、そのことが現場の人の中にも、校長だとかそういう人たちの中にある。その打開ができないまま移行しておるといふのが、こうしたものを温存するといふことになつてきたのではないかと私は思つておられます。したがつて、私たちが今提案している中身というものは、先ほどから何回も言つておりますように、教諭プラス実習助手の数を合計した数になるわけでありまして、決して業務を放棄するといふことにはならないし、むしろ今まで、先ほども議論しましたけれども、つくられた中で生徒たちが授業あるいは教育活動をしていくといふことでなくて、つくり上げる過程から教師と生徒が一緒になつて総合的なものでつくり上げていく、こうした発想も私は重要視しなければならぬと思ひます。それが今、文部大臣から後で答弁いただくと思ひますけれども、そうしたことを、大臣であるならば十分察知あるいは認識をしていただけるのではないかと。ただ残念なことに、先ほどからそうした論議を十分踏まえておりませんので、最後の段階でしかありませんで、問題は実習助手でなければならぬといふ職能職種でも何でもないわけなんですから、みんなですつていこう、そうすることを願つておられるわけですから、ぜひこの点を御理解いただいて、いち早くこれら問題についての解消とあわせまして法案の成立に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○森岡務大臣 文部省といたしましては、いろいろと御議論がございましたが、いわゆる処遇の改善、このところには先ほども申し上げましたように問題がございまして、できる限り改善の方向になるようにさらに一層努力をしてまいりたい、こう考えております。

○佐藤(館)委員 きょうは残念ながら時間になりましたので、以上で質問を終わります。

○愛野委員長 有馬重武君。

降における教諭と雇員との関係を依然として頭の中に描き、そのことが現場の人の中にも、校長だとかそういう人たちの中にある。その打開ができないまま移行しておるといふのが、こうしたものを温存するといふことになつてきたのではないかと私は思つておられます。したがつて、私たちが今提案している中身というものは、先ほどから何回も言つておりますように、教諭プラス実習助手の数を合計した数になるわけでありまして、決して業務を放棄するといふことにはならないし、むしろ今まで、先ほども議論しましたけれども、つくられた中で生徒たちが授業あるいは教育活動をしていくといふことでなくて、つくり上げる過程から教師と生徒が一緒になつて総合的なものでつくり上げていく、こうした発想も私は重要視しなければならぬと思ひます。それが今、文部大臣から後で答弁いただくと思ひますけれども、そうしたことを、大臣であるならば十分察知あるいは認識をしていただけるのではないかと。ただ残念なことに、先ほどからそうした論議を十分踏まえておりませんので、最後の段階でしかありませんで、問題は実習助手でなければならぬといふ職能職種でも何でもないわけなんですから、みんなですつていこう、そうすることを願つておられるわけですから、ぜひこの点を御理解いただいて、いち早くこれら問題についての解消とあわせまして法案の成立に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○森岡務大臣 文部省といたしましては、いろいろと御議論がございましたが、いわゆる処遇の改善、このところには先ほども申し上げましたように問題がございまして、できる限り改善の方向になるようにさらに一層努力をしてまいりたい、こう考えております。

○佐藤(館)委員 きょうは残念ながら時間になりましたので、以上で質問を終わります。

○愛野委員長 有馬重武君。

降における教諭と雇員との関係を依然として頭の中に描き、そのことが現場の人の中にも、校長だとかそういう人たちの中にある。その打開ができないまま移行しておるといふのが、こうしたものを温存するといふことになつてきたのではないかと私は思つておられます。したがつて、私たちが今提案している中身というものは、先ほどから何回も言つておりますように、教諭プラス実習助手の数を合計した数になるわけでありまして、決して業務を放棄するといふことにはならないし、むしろ今まで、先ほども議論しましたけれども、つくられた中で生徒たちが授業あるいは教育活動をしていくといふことでなくて、つくり上げる過程から教師と生徒が一緒になつて総合的なものでつくり上げていく、こうした発想も私は重要視しなければならぬと思ひます。それが今、文部大臣から後で答弁いただくと思ひますけれども、そうしたことを、大臣であるならば十分察知あるいは認識をしていただけるのではないかと。ただ残念なことに、先ほどからそうした論議を十分踏まえておりませんので、最後の段階でしかありませんで、問題は実習助手でなければならぬといふ職能職種でも何でもないわけなんですから、みんなですつていこう、そうすることを願つておられるわけですから、ぜひこの点を御理解いただいて、いち早くこれら問題についての解消とあわせまして法案の成立に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

○有島委員　日程の都合上で、とかく内閣提出の法案の審査に偏りがちな国会の中で、こうして議員立法の審査をいたしますことは大変欣快にたえないところであらうと思っております。提案者に對し、またこうして大幅に時間をとっていただきたいおります委員長に對して、敬意を表したいと思ひます。また、与党の自民党の諸君も、質問をなさるのが至当ではなからうかというふうにも思ひわけであります。

私どもは、教育をする側といいますが先生の側、あるいはお役所の立場、行政の立場からではなしに、むしろ学習者側、生涯教育者としての立場といふことから、教育問題全般を見ていくというような立場にいるわけでございますが、そうした立場できょう提案されております学校教育法等の一部を改正する法律案、二つあるようでございますけれども、まず今まで提案をされておりました実習助手の問題について一、二伺っておきたいと思ひます。

〔委員長退席 船田委員長代理着席〕
最初に文部大臣に。学校教育法の高等学校の目的でございますけれども、これが四十一条、四十二条に出ているわけでございまして、私たち大分前から、この目的自体を少し考え直さなくちゃならないのじゃないのだろうかというようなこともずっと議論を続けていっているわけなんです。と申しますのは、「心身の発達に応じて、」と言っても、その心身の発達の状況というのが昔と大部違っているのではないか。また、心身の発達と今まで言われているものには、半分はまだ未成熟なところもあるけれども、半分は大人以上の体力あるいは、知識はまだ少ないかもしれないけれども、すばらしい知恵の働きを内蔵しておる。高校野球なんかを見たらすばらしいものです。訓練の仕方によつてはすごい生命力を秘めておる。そういうような認識を新たにしなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか一つです。

それから、高等普通教育、専門教育ということなんですから、専門教育というのは時代に

応じて、昔に比べて随分幅が広がっておるのではないかということがあります。学校の中だけに閉じ込めておいて、専門教育というものが今の若い人たちの多様なニーズに対応していくということとはとても大変なことじゃないか、そういうようにも思うわけですね。

そこで、臨教審の法案が今内閣委員会にかかっておるわけでございますけれども、そういう基本問題というものも、今まさに考えていくべきときに來ているのではないかと私たちは思うわけです。文部大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。

○森田務大臣　今有島先生は、高等学校の目的と
いうことから御論議に入つたわけですが、私も、
予算委員会でもあるいはまたこの文教委員会でも
再三申し上げてまいりましたけれども、例えば私
たちの子供のころは人生五十年、今は七十年、場
合によつては八十年近くということも確かに言え
るような時代になつてくる。そうすると、就学の

年齢というのは幾つがいいのだろうか。それから、今先生がちよつとおっしゃっておいしました、体が物すごく大きくなった。その心身の体の方は大きくなくなったけれども、心の方はひよつとしたら昔より案外子供っぽいところがある。先生のところもそうだと思いますが、私の部屋にも大学生が随分遊びに来ますが、いろいろな話をしてみると、いい言葉じゃありませんが、ふぞろいというか、物すごく伸びているところもあるし、物すごく子供っぽいところもある。そしてある意味の、学問と言つていいのか、知識と言つた方がいいのか、

物すぐ進んだ知識を持っている面もありますし、今までの我々のしきたりからいうと、世のことについて、例えば手紙をちよつと書かしてみたり、あいさつをさせてみると、全くできないというようなことも意外にある。ですから、そういう意味では、確かに先生のおっしゃるように、心身の発達程度に応じて小学校、中学校、高校というふうに区切ってきましたけれども、このこととが本当に今の世の中に適合しているのかどうか

というのはいちばん考えてみる必要があると思うのです。

そういうことになりますと、いろいろな意味での、端的には文部省のみならず社会全体の通念、労働の問題からすべての問題にかかわってきますから、そんなことを御議論いただくかどうかかわか

りませんけれども、臨時教育審議会などではそういうようなことも含めて、例えばあなたの覚で出していらつしやるパイロットスクールなども含めたような話に当然なつてくると思いますし、各界の人が集まつてこられるわけでありますから、そんなことを御議論いただくのも大変大事なことにじ

やないだろうか。大變生意氣なことをいつも言っているようですが、二十一世紀の日本の教育は一体どのようなべきだろうか、それから先生の体、おっしゃったように体の発達、心の持ち方、そういうことも含めて、これからの高等学校はどのような年齢で、そしてどのような学問をどれくらいやっていくのがいいのか、そんなことも御議論しい

ただくということとは極めて適切ではないか、そういう意味で一日も早く臨教審の設置をスタートさせたい、こう願っているところであります。

○有島委員　ですから、場合によっては専門教育というものの大部分は、学校の外でもっての機関をいろいろな高校が共通に使っていくというような状況が今後ますます起きてくるのではないかと、いうふうに思っています。そういうった未来を見通しながらこの現実の実習助手の問題も考えいくべきなんではないのだろうかというふうに思うわけであります。

そこで、高石初中局長さんが来ておいでですから聞きますが、現在、実習助手の方が積極的に行ういろいろ勉強なさって研修をなさる、そしてその教科担当の教諭へ移行する道が開かれておるけれども、提案者からは、非常に難しいんだ、こういうことが訴えられておりますね。これに対して先ほどから、これは検討せざるを得ないというようなことを文部省までも言われておる。いつから検討し出して、いつ結論が出るのか、これが

—

それから、実習助手から教諭へ昇格といいますか、昇格と言ってはおかしい、でも昇格と言っておきましようか、昇格するとともに実習の仕事はしなくなってしまうのであるのか。

この二点を局長に聞いておきたい。

○高石政府委員 実習助手のいろいろ言われている結論は何かといいますと、処遇の改善の一語に尽きると思います。したがいまして、処遇の改善を図るために、その方途として、教諭資格に行けば俸給表も教員の二等級、一等級という道が通ずる、だから解決するんじゃないか。それから

た、そこまで行かぬにしても、実習助手の処遇改善をするために俸給表の改善を図ってやるということも、前段階で必要じゃないか、そういうことだと思ふのですね。

だから、純粹に学校の運営上の観点では、学校に教諭があり、事務職員があり、養護教諭があり、実習助手があるというのが自然な姿だと思います。

ます。したがって、実習助手の処遇を改善するために教諭にしてみえばいいじゃないかというのは、公務員制度を考える場合になかなかそうは簡単にいかないというところに隘路がありますので、非常に難しい問題だ、こういうことを申し上げております。

したがって、そういう点で給与面での改善という方向での対応を積極的に進めていきたいというのが現在文部省のとっている態度でございます。

○有島委員　これは問題が二つあるわけですよ。

一つは、先生になつていくという道が非常に難しい、こういう訴えがあるのだけれども、これをきいてもっと促進をして、やったらやりがいがあるといふうふう道が開けていかれるようにしたり、そののことにいろいろの努力もしていращやるんであるう、こう思われるが、そのことを聞いておきたいのですよ。

それからもう一つは、今度は、教諭になつてしまふと昔の助手といううな者は一切なくなつて

しまうということになるというお考えなんです
ね。

○高石政府委員　そういう特別の教諭の職務とい
うものを法律上書いて、そして一般的に言われて
いる教諭でない教諭のような職務規定を置いて新
たな制度として創設するという考え方は、考え方
として当然あり得ると思うのです。

ただ、その際に、先ほどの答弁で十分御理解を
いただかなかった点があるように思います。すけれ
ども、現に農業とか工業とか理科の実験というも
のをやる際に、先生、教諭と一体となって実習助
手の人がそれがスムーズにやれるような態勢づく
りをするわけですね。だから、先生がでし上がつ
たところへばんと行くというのじゃなくして、そ
れはやはり一体的な仕事のかかわりの中で仕事を
展開していると思うのです。したがって、そうい
う先生方の仕事がより手助けできるような形での
仕事の実際はなかならないと思います。名称をど
う変えるかというような話と、仕事の実際がな
なるかという、現に行われている学校の仕事、教
育の展開の仕方がどう変わるというふうには思っ
ていないわけでございます。

○有島委員　これはちょっとこれから外れること
になるのですけれども、中学においてはこの実習
助手という制度は正式にはないわけですね。だけ
れども、実験をやっていますね。私なんか私立で
ございましたから助手の方がいました。それでい
ろいろやってくれました。いろいろなことを教え
てくれました。それから、子供たちも一生懸命準
備も手伝った、後片づけも手伝った、そういった
覚えがございします。中学についてはどんなふう
に思っていますか。

○高石政府委員　中学段階までの理科の実験とか
農業の実習というものについては、高等学校以上
に比べるといわば基礎的な一般的な内容というこ
とになっておりますので、その手助け、準備を
行うための専門的な職員まで配置して教育を展開
する必要がないという考え方で置いていないわけ
でございます。それがやはり高等学校段階、大学

の段階に行きますと非常にそういう分野の仕事が
ふえるので、その仕事をスムーズにやるためにそ
ういう職種が置かれていくというふうな沿革があ
ってそのようになっていくと思ひます。

○有島委員　では、最後に中西さんに伺っておき
たいと思ひます。

一つは、今の中学校の問題も含んでそういった
教員の配置というようなことを将来もお考えにな
っていらっしゃるのかどうか。

もう一つは、教諭でない人も教育に携わるとい
うかお手伝いをしていくということが、今後もし
ろいろまたふえてくるのではないかと、今後もい
ろいろ思っているんです。高校の場合、教諭の資格
を持っていないけれども、職業人である、町でも
パン屋さんをやっている人、あるいは機械工業を
やっている人、あるいは農業をやっている人だ
に、教員の資格が全くないあるいは実習助手とい
うような資格も持っていない、そういう人たちに
手伝ってもらって教育を進めていくというよう
なことが今後起こってくるのではないかと、思
うわけです。この法案からちょっと話が外れてしま
うかもしれませんが、今の二点について、そう
いったことも何か将来問題として考えていら
っしゃるの上でのこの法案であるというふうに我
々は受け取ってよろしいかどうか。この法案だけ見
ますと、教師の方々の立場から、数をふやせ、
待遇をよくしろ、こういうふうなことが強く印象
づけられる。それだけに思うわけです。僕たちと
しては、何か大きな広がりの中にそういう教員の
待遇の改善が位置づけられていくべきじゃないか
なというふうにも思うものですから、そのことを最
後に確かめさせていただきたいと思ひます。お願
いします。

○中西委員　まず、一点でございしますけれど
も、中学もこうした高等学校における助手制度な
り何なりを含んでこれから考えていくのかという
問題でありますけれども、この点に關しまして
は、私たちが中学校におけるこのような実習ある
は実験にかかわる教諭というものは、将来的には必

要ではないかと思ひます。と申しますのは、
極めて基礎的なものであるがゆえに、私たち、い
ろいろな観察とか機器を使つてのいろいろな措
置の仕方等につきまして、基礎的であればある
ほど一人の教師によつてそれが授業時間、一時間
なら一時間を賄つていくということについては大
変困難な面があるわけです。そうでなくともいま
だに四十人学級が実現できないわけですから、こ
うしたものとおわけ考えました際には、やはり行
き届いた教育ということを考えれば当然過ぎる中
身でないかと考えています。

それから二点目でございしますけれども、教諭資
格、教員免許資格を取つてない方が参加をする場
合ということでございますけれども、具体的には
まだそこまでは考えておりませんでした。しか
し、これから後の教育のあり方としては、開かれ
た形で私たちがやろうとする場合に、こうした多
くのいろいろな技術的あるいは高度の見識を持
っている方がこうしたものに對して参加ができる
ということになれば、必然的に学校全体の運営その
ものをどうこれから組織的に開かれたものに
いかにかというのをあわせて考えていかなければ
ならぬと思ひます。

ところが、今逆に、先ほどから私が申し上げて
おりますように枠をつくつて、その閉鎖的な中
で、しかも問題になっておりますように、先ほど
局長が答弁されておりますように、職制的なもの
をそこにはいつまでも温存し、それをむしろ強化
することによつて学校の運営そのものが成り立つ
かのような答弁があったようにありますけれど
も、そのこと自体が、結局仕事の実際というの
は、なかなかないわけですから、それを皆さ
で一緒にこれを遂げていくというところであるわ
けですから、このことこそ、今、しつぱりだとかあ
るいは生徒に対するいろいろな考え方や、こ
うした実験なり実習なりの中で私たちがいろいろ
ものを学んでいくという、こうしたものが遂げら
れるのにそれをむしろ閉鎖的にしていくという格
好になりますと、そうしたものは全く出てこない

のではないかと思ひます。

したがって、今指摘のございました点について
はまだそこまでは考えておりませんが、特
に局長が言われておりました処遇改善が中心だ
というこの指摘は、もう一度討論をさせていただ
かないと、まだまだ文部省自体の考え方非常
に狭い面であつておるのではないかと、思ひま
すので、この点はまた時間をかけて、ぜひこう
した時間を設定していただいて討論を重ねていた
ければ、こう思ひます。

○有島委員　ありがとうございます。

○船田委員長代理　次に、佐藤君外二名提出、
学校教育法の一部を改正する法律案を議題といた
します。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。有島重武君。

○有島委員　学校教育法の一部を改正する法律案
という同じような名前でも今度は養護教諭と学校事
務職員のものでございしますので、統いて質問をさ
せていただきます。

養護教諭についてですけれども、ここにも、特
に近年、社会、経済等の急激な変化に伴つて生活
環境が変化をしております中で非常に悪化している
というふうな書かれておりますけれども、子供たち
にとつて不利な状況といひますか、ある意味では
人間の調子、そういったものが薄くなつて
いるというふうな意味を言つていられるかと思ひま
す。あるいは入試準備教育が過熱をしていること
を背景として心臓や腎臓の疾患が多い、情緒障害
が多い、骨折が多い、こういったことが指摘をさ
れております。こういったことについての文部省
の認識、それが一つ。

もう一つは、これに應じて養護教諭の仕事が非
常に多くなつてきているということ。私たちがときど
きいろいろな学校に行かしていただき、部屋をのぞ
かせていただく。大変静かな部屋で、何かカー

ドを整理していらつしやる、子供たちが群がって相談を受けたりなんかしたりしているというところ、話には聞いていないけれどもその姿は余り僕は見ていないわけですが、文部省は何か養護教諭なんというのは暇なんじゃないだろうか、勘ぐって言うところ、カードを整理しているのは組合の仕事を持ち込んでやっているのじゃないだろうか、極端なことを言うところ、率直に申しますと思われるのだけれども、まず御認識のほどを第一番に伺っておきましょう。

○高石政府委員 養護教諭の受け持つております仕事の分野が年々歳々非常にふえていて、複雑化しているところも思っているわけでございます。子供たちの健康増進という点は、そうした養護教諭のやる分野の仕事と学校の保健体育の両方の分野から十分なる成果を上げていかなければならないということ、子供たちの実態は、非常に近代的、現代的になってまいりますと複雑化しておりますので、その対応は非常にふえておる、しかもやるべき仕事の量はふえておるし役割も重要性を増している、こういうふうな認識しております。

○有島委員 そうすると、この法律で言っている趣旨は非常にふつとだということになりますか。

それから、第二番目の事務職員の方でございます。この事務職員の職務ですけれども、文書、統計、給与、福利厚生、学校予算執行事務、それから教材教具、施設設備、就学奨励及び転出入、こんなようなことがたくさんある。こういった仕事は今後ますます増大していく方向にあるのじゃないか。これは現在のことを言っておりますけれども、将来機械化なんかによって幾つかの学校を集約されて、コンピュータ扱いになって合理化されて軽減されていくめがあるんだらうか、銀行なんかと違ってお子さん方一人一人を扱っていくことですからそういうわけにはいかない、こういうことが社会の複雑化に応じてますます多くなっていくのじゃないか、その辺の御認識は

文部省としてはいかがですか。

○高石政府委員 学校事務の範囲というのは、ある意味では一般的に言つてふえていっていると思ひます。ただ、学校事務の中でも例えば教員の給与事務は電算化されて、学校現場ではほとんどやる必要がなくなつたというふうな、いわば省力化されていく傾向もあるわけでございます。したがって、ただ一般に事務がふえていくというそのまゝの状態で放置するわけにはいかないし、できるだけ学校事務を能率化、省力化していくということもあわせて考えていかなければならないというふうに思っております。

○有島委員 文部大臣は校長さんをやつたことはおありにならぬと思うのだけれども、大臣のところには官房長を初め各局長さん方がつちりいらつしやる、事務次官さんもうらつしやるわけですね。それで御仕事をしておられる。大変お忙しいやうに思つておられる。だけれども、やはり秘書官というのは非常に重要なんじゃないですかね。だから、あれだけ人数がいるんだから秘書官なんか要らないんじゃないかと言われると、やはり仕事は滞るのではありませんか。秘書は相当大切なものじゃないかと思うのですが、その実感といひますか、そういう点の実感から見て、各校長さんにとつても事務職員といふのは大変重要な人になつていくんじゃないか。私が知つていられる何人かの事務職員の方、その中の随分しばらくつき合つていられる人が、僕は副校長さんか教頭さんかなと思つていくくらい本当にしょつちゅう校長にくつついて、かつ、発言なんか非常に的確に、重々しくて威厳があつてという方がいらつしやいました。事務職員の重要さといふことについて大臣の御認識を承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 大臣や国会議員の秘書と学校事務職員と一緒にするというのは、学校の事務職員の皆さんに申しわけないような気がいたします、学校が大変忙しいこともございますし、私もよく母校へ帰りますと、もつとも大臣になつてから行つたことないのですが、議員のときに

時折自分の昔学んだ学校へ遊びに行きますが、やはり一番先に行くのは事務職員の部屋なんです。事務職員の皆さんと話をするととても楽しいです。学校の様子もよくわかります。校長先生やほかの先生に会いますと何となく仕切りができてしまつて、余り本当の話が出てこない。事務職員の皆さんと話すとき非常にいろいろな、卒業生の話とか大変愉快な話も多いです。勉強するには事務職員の方にお会いするのが一番いい僕は思つております。それだけまた学校の中も複雑ですし、子供たちも非常に多様な考えを持つておりますし、そういう意味では、学校に求めるニーズというのはとても範囲が広がつております。そういう意味で事務職員の皆さんも大変だろうと思ひますし、学校にとつて極めて大事な、言葉はよくないかも知れませんが、今有島さんが秘書官と一緒にするようないふ話をちよつとされましたから、校長などから見ればある意味ではお台所、お母さん役、そんなような感じがするくらい、私は大変大事な仕事だと思つていられるわけです。それだけに事務職員の皆さんの御苦勞も極めて大きいだろう、こう思つております。

感想をいふことでございますので……

○有島委員 そうなりますと、必置といふことですね。この提出されております法律の趣旨は必置といふことにある。その期間、目標をうんと手前のところに持つてきて、そこまで努力しろ、こういうような意味合いであらうかと思うのですけれども、どうして必置しないのか、こう言いたいところですね。

提案者に最後に質問をさせていただきます。複数配置ないしは必置の年限ですけれども、この年限の定め方、六十四年という根拠ですね、これがどのくらい必然性のあるものか、ここまでにやらぬとえらいことになるというふうなことがおありになるんだつたら、ひとつこれを教えておいていただきたい。

○佐藤(館)議員 御承知のとおり、現在は学校教育

育法二十八条において「置かないことができる」といふふうになっております。それをさぐ、今の状況の中であつたら全部必置ということになると、これはいろいろな行政の流れもありまして、支障を来すわけでありまして。さればといつて遠い先の問題じゃ、これは何のために必置制を置いているのかわからない。したがつて適宜なところにそういうことを区切るということになります。六十四年ということにしましたのは、今申し上げたような、六十六年で例の第五次計画というふうなことも一応想定されておりました、その前にそういう必置制を設けてその実現を図るというふうなことで、そういう全般の状況を考えながらその期限を切つたということですね。それは厳密に問われれば、なぜ六十五年で悪いのだ、なぜ六十六年で悪いのだと言われまして、これはまたいろいろありますけれども、私たちの考え方は、そういう観点でその期間を一応六十四年にしたということです。

○有島委員 時間ですのでこれでやめますけれども、せっかく大臣が来ておられますので、関連して一言だけちよつと聞いておきたいのです。

せんだつて伺ひました、ロサンゼルスオリンピックに對しソ連が不参加であるという表明をした、それで先日安倍外務大臣が、政府として外交ルートを通じてソ連のオリンピック委員会が不参加の声明を撤回して参加できるように働きかける、こう言つておられました。これは多少疑問があるのじゃないかと思ひますが、この種の問題は政府が直接乗り出してかわつていくことがよろしいのかどうか。それは、どんな手だてもして何かうまくやらしてあげたいという気持ちにはありますけれども、そういうことがこの間の大臣の答弁と比較して、大臣の御所見を承つておいた方がよろしいのじゃないかと思ひますので、最後に一言だけ承つて、終わりとします。

○森國務大臣 先般当委員会でお尋ねがございましたときは、ちよつと不参加が決まつて報道されましたその日の午後でございましたので、政府と

してどういふ対応をするのかということはまだはつきりはいたしてありませんでした。ただ、オリピックといましようか、スポーツを所管する文部省、その文部大臣という立場で、これはいわゆるIOC、そしてソビエト、アメリカ両国内委員会ができるだけ円満に話し合ってもらふべきである、そういう意味では日本のいわゆる国内オリピック委員会が、できる限りそういう環境を整えることがいいのではないか、政府はどのように対応するか、まだそういう話はしてありません、

こういうように私は答弁をしたと記憶いたしてありますが、その日の夕刊を見ましたら、安倍外務大臣が外交ルートでできるだけ円満に話ができるように働きかけた、御指摘とおりそういう話が出ておりました。詳しいことは外務大臣と話はいたしてありませんが、外務大臣は恐らく、オリピックそのものを開く開かないという話を直接的に触れることではなくて、できる限り外交ルートでアメリカにもソビエトにも、両方ともいろいろなかことがあろうけれども、せつかくの祭典でありますから、全世界が参加して円満にオリピックができるような環境づくりができるように、オリピック云々ということよりも、できるだけそういう環境づくりができるように外務大臣として働いてみたい、こういう御意思であつたのではないかと私は思っております。

まだ時間はございますといいますが、六月二日までのことでございますから、いろいろな手だけをつけられて、世界が平和であるということの最大の象徴でありますから、できるだけそういう環境づくりのために、いろいろな意味でみんな努力していくということは大事だろう、私はこう考えております。

○有島委員 それじゃ、外務大臣とこの件について少しお話しになるという御用意がおりになるわけですか。

○森岡務大臣 毎日会っているようなものでもありませんし、とりたててそのことについて話し合ひはいたしてありませんけれども、恐らく外務大臣

もそういう考え方でありますし、もう少しこの推移を見たい。休協の方にも、私的には私は専務理事にも別のことで会いましたので、できるだけオリピック委員会等でもそういうことに環境づくりをするように努力してほしい、こういうふうにお申し上げておきました。もう少し推移を見ておく必要があるのではないか。関係者の皆さん、大変努力もしておりますし、心配もしております。こう考えております。

○有島委員 どうもありがとうございます。

○船田委員長代理 山原健二郎君。

○山原委員 最初に、議員立法の問題、これについて一言私の感想を申し上げたいと思います。

よその国であれば議員立法というのが非常に重要な意味を持っていますし、また、ところによつては最優先課題として取り上げられておるわけですから。例えば労働運動の場合に、ムント・ニクソン法であるとかファット・ハートレー法であるとか、法案に名前がついているぐらい議員立法というものが重要視されているわけですね。この法案が通つたら佐藤・田中法ということになりかねないぐらゐの意味を持つていられるわけですね、そういう意味で日本の場合には、結局は議員立法が何となく軽視をされて、そして閣法である政府提出の法案が最優先課題になる。審議にいたしても、与党の方は閣法の審議を早くやつてくれという形で追つてくる、結局議員立法というのは短い時間でやらざるを得ない、こういう事態が続いておるわけですね。これはまことに残念なことであつて、こういう悪習は変えていかなければならぬということ

を最初に申し上げておきたいと思ひますが、佐藤さんの場合は、この点についてはどういふふうにお考えになっておりますか、一言見解を伺いたたいのです。議員立法がいかに大事なものであるかということですね。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕
○佐藤 議員 先ほど、学校教育法等の一部を改正する法律案の私の質問のときにもちよつと申

上げましたけれども、閣法、衆法のどちらが優先となればいろいろ議論もあるでしょうけれども、ただし、日本の憲法の建前では国会が最高の機関になつていられるわけですから、それを構成する議員がやはり優先する立場にあることは、私は日本国憲法の建前からいってそうだと思うのです。そういう点から、今どちら側を強調するかという点になれば、国権の最高機関を構成する議員が提出する法案といふものを、日本の場合にはまだまだ十分重視しなければならぬし、尊重しなければならぬじゃないかというふうに私は思つて

いるわけですね。だからといって閣法を軽視するといふわけじゃないけれども、特に日本の場合には国権の最高機関として定めがあるが、どちらかというところ、それを構成する国会議員、つまり衆議院の方がかく疎んぜられていゝという嫌いはないかといふことについて、私も今質問されたあなたと同じような考え方を持つていゝ次第です。

○山原委員 社会党提案の法案が四本ありまして、きょうは二本分についての質疑をやつていゝわけですね。時間が少ないものですから、結局各党が短い時間を分け合はなければならぬという状態ですけれども、まだ二本残つていますから、この二本についての審議というのでもできるだけ時間をかけて審議をするという意味も含めて私は今申し上げたわけでございます。今後の運営についてぜひ委員長、配慮をいただきたいと思ひわけです。

佐藤先生外二人の方の提案されております学校教育法の一部改正法案であります、私は、主として学校事務職員の問題を取り上げたいと思ひます。法案としては養護教諭の問題が入つております。これは今までも何回も議論をされてきているわけでございますけれども、なかなか前に進まないという面がゆゑ、それを感じていゝわけですが、養護の場合につきましても、例の学校災害の問題が起りましたときに、学校の安全会が法律改正の問題がありまして、この委員会に小委員会までつ

くつて、そして給付その他を改善した法律改正が行われたわけですね。そのときに、養護教諭の方たちが大変現場において苦勞しているという問題が実態として随分出されてきて、その上にさらに学校安全会の議論まで持ち込んでくる場合、ますます仕事はふえるのじゃないかという問題が論議されたことを今思い出さなければならぬと思ひます。そういう意味では、たしか今有島さんの質問に対して、事務員がふえていゝ、仕事が複雑化してゐるといふことについては文部省の方も認めておられるわけですね。当然それはそうだと思ひます。

ところが肝心の問題について、学校教育法二十八条一項で、校長、教頭、教諭、養護教諭とともに置かなければならぬといふことになっています。この置かなければならぬといふ規定によつて、全校配置がなされていゝまま今日に至つていゝこの事態をどうするかといふことなんです。この問題は、今言ひましたように随分論議されてまいりまして、学校経営あるいは学校教育における事務職員の職務の重要性にかんがみて、どうしても全校に配置すべきだといふ声が強ひわけですね。そして、絶えずその要請が国会に対しても出されております。

しかも、国会はそれならどうかといふと、昭和四十九年五月十日の教職員定数法案の附帯決議で「養護教諭及び事務職員の全校配置と二人以上配置のための学校教育法の改正を図る」といふ決議をしていゝわけですね。それから昭和五十三年十二月二十一日には、これは提案者のお一人である木島さんが小委員長をしておりまして、定数問題小委員会をつくりまして、ここで再び決議をして再確認するわけですね。

あのときのことを私はよく忘れぬわけですが、昭和五十三年十二月二十一日の夜遅くまでかかつて、前に行われた全会一致の附帯決議を再確認するかどうかといふことで、今文部大臣をされてゐる森先生も当時その小委員会に來られて最後の調整を行つたとき、大変事態はもめて、決裂

寸前まで行ったわけですが、しかし、この問題はどうかしても全会一致でやるべきだ、しかも小委員会が一年間にわたって議論をしてきたじゃないかというところで、決裂して廊下まで皆出る中で、また一緒に戻ってきて、そして再度確認をした。これが附帯決議の前身なんです。

だから、この教職員定数法に関する附帯決議の二回の確認というのはただごとじゃない。本当に苦勞した。しかも小委員会までつくって一年間議論した末に、与野党の間にまさに火花の散るような議論が行われて、しかし、やはりここで決議をしなければだめだということで再確認をしたのがあの附帯決議であります。したがって、私は、この附帯決議は重みを持つておると思うわけでございますけれども、しかし実態としては、ただし書きは削除されないまま今日に至っているわけでございます。私は、この点は改正をしなければならぬ、こういうふうな思っております。この辺の事情は御承知だと思いますが、文部省、この点について、どういふふうなこの重みを受け取っておられるか、伺っておきたいのです。

○高石政府委員 昭和四十九年の標準法改正時の附帯決議で「養護教諭及び事務職員の全校配置と二人以上配置のための学校教育法の改正を図るとともに現行法の下においても学校数の四分の三という機械的な数字にかえて、例えば、きわめて小規模な学校だけを例外とするような措置に改めること。」という内容になっております。

そこで今度の、五十五年から六十六年の第五次十二年計画の定数改善計画は、相当、事務職員、養護教諭については前向きに対応で目標値を定めていると思っております。ちなみに申し上げますと、事務職員、養護教諭とも最終年度は九六・四％までの配置率というものを目標とした定数改善計画であるというふうになっているわけでございます。

○山原委員 ちょっとその問題をおいておきまして、提出者の方にお伺いしますが、提出されました法案の提案理由の中で、学校事務職員の職務は

極めて多方面、複雑多岐にわたっていることが挙げられております。また、事務職員には速やかな連絡調整機能が要求されるということも言われておるわけでございますが、これらの提案理由に関連しまして二、三点お伺いしたいと思うのです。

一つは、昭和二十二年の学校教育法制定当時から今日に至る三十七年間に、事務職員の仕事の内容がどのように多様化し、複雑化し、増大しているかという点について、具体的な事例がございましたらお示しいただき、御説明いただければ幸いです。

次に、小規模学校にも事務職員を配置する必要性について伺うわけでございますが、大規模校より小規模校の方が事務量が少なくなるのは当然であるとしても、例えば文書、統計、給与、福利厚生その他さまざまな学校事務はいずれも、大規模校であれ小規模校であれ、やらなければならぬ。共通の事務項目であると思えます。そのために、事務職員のいない学校では教諭が授業やクラブ活動の合間を縫って、悪い表現をするならば片手間に学校事務を行っている、そうせざるを得ないという実態があると思えます。その辺の実態も含めまして、なぜ小規模校でも事務職員が必要なのかという点について、お考えがございましたらお伺いをいたしたいと思えます。いかがでしょう。

○佐藤(諄)議員 今質問されたことも、基本にありますのは、学校事務職員の全校配置の必要性はどなたも認めているわけですね。しかし、その際路になつていのが今御指摘にありました学校教育法第二十八条一項のただし書きですね。したがって、それが法律上の一つの障壁になつていわけでございますから、私たちが提案した改正案においては、このただし書きの削除ということを基本に据えているわけでございます。

この点については、先ほども先生指摘されましたように、たび重なる附帯決議の中で、養護教諭を含めてですけれども、何遍かこの特例措置、特別措置、経過措置の削除についてやってきましたし、また今も言われました昭和四十九年でした

か、その中では全校配置、複数についてまで、しかもそのために学校教育法を改正すべきだということまで言っているわけですね。これは、私が先ほど言ったような国権の最高機関である国会の決議というものは、当然行政当局がそれに基づいて改善すべきことはしなければならぬわけですね。それが、いまだにそういうことをやっていない。つまり、具体的に言うならば、二十八条第一項のただし書きの削除をやっていない。したがって、私たちはやむを得ずして本法案を出したという経過になっているのです。したがって、そういう中で中心になつて二十八条第一項ただし書きを削除する、養護教諭でいえば、十二項の養護助教諭をもつて養護教諭にかえることができるという代替措置、それから百三条の当分の間置かなくてもいい、このことを何とかしなければ、事務職員、養護教諭の全校配置ができない、こういうことで今改正案を出したわけですね。

今政府側の答弁が、このたびの第五次計画で云々ということの中で九六％と言っておりますけれども、これは六十六年でしよう。これでは私たちの長年の附帯決議なり要望からいってとほど遠い措置でありまして、少なくとも先ほどありました昭和六十四年までには養護教諭配置、それから事務職員も全校配置ということをやりたいというのがこの趣旨であるということ、まず最初に私は特に強調しておきたいと思つておる次第でございます。

そこで、今いろいろ御質問ございましたが、何点かにわたつております。簡潔に申し上げますが、制定当時比べて事務職員の仕事はどのようなに複雑化あるいは増大してきたかという具体的な事例等がございました。

制定当時は、どちらかというと学校プロパーの事務、教職員の給与とか福利が中心でありましたけれども、その後は学校の規模の拡大なり学校教育の教育の深さというのに関連いたしましたので、事務職員あるいは事務としてやるべき範囲が、教諭は教育をつかさどるがその学校教育活動の事務

は事務職員がつかさどる、こういう学校教育活動の両輪であるという位置づけが明確になることによつて、今指摘されたような、年々その事務が複雑、多様化、私から言うところ高度化してきたと言えらると思ふのです。

いろいろ細部にわたりますから項目だけちょっと申し上げますと、今日の時点では、学校予算の編成と執行、それから教職員の権利を実現する仕事、例えば扶養手当とか住宅手当、通勤手当その他福利厚生全体に関するもの、それからまた学校の施設設備、物品の管理、改善等のもの、それから先ほどありましたような個々の教育に直接関係には地域の父母、住民との連絡調整のこと、さらにこのような情報社会におきましては情報処理の仕事など、非常に多様そして多量、高度化してきているというのが実態だと思います。

それから、二番目に小規模校のことでございます。この指摘は極めて重要なのでございまして、学校教育法二十八条一項の中で「ただし、特別の事情のあるとき」というこのことについて、昨年の問題で議論したときに文部省側は、財政上の理由も根拠になるが、同時にこれは、学校にとつて校長や教諭はどうしても置かなければならぬけれども、事務の場合はまああまいいのではないかと、小規模の場合はそういう点で、校長、教諭は置かなければならぬけれども、事務職員はこの際勘弁してもらつてもいいのではないかとという趣旨で、この「特別の事情のあるとき」ということで除外してもいい、そういう趣旨のことを述べられたけれども、私は、これは極めて遺憾な、しかも学校の実態を知らない発言あるいは答弁だと言わざるを得ないわけですね。先ほど申し上げましたように、規模が大きかろうが小さかろうが、学校教育活動には、教諭が教育をつかさどる部分と、学校教育活動のためにどうしても必要な事務がありますから、その事務をつかさどらなければならぬという分野があるわけですね。これは大規模であろうが小規模であろうが同じだとい

う、この教育活動に対する基本的な考え方を押さ
えなければならぬというのが第一点であります。

それから、規模が小さくても大きくても、どう
しても必要な最小限度の共通の事務はあるわけ
です。これは常識的にわかります。ですから、これ
は当然必置しなければなりません、必置しなけ
れば、例えば子供の教育なり教職員の権利につ
いて、その専門家がいないことによってその権利が
全うできない部分もあります。そして、そういう
小規模の場合には先生方が非常にたくさんの方
事、校務分掌を持ちながら、さらに加えて事務職
員がいなくために事務の仕事を持たなければなら
ぬ、こういう実態にあるわけですから、私に言わ
せるならば、むしろ小規模校ほど早くやっていか
なければならぬし、それとあわせながら、規模に
応じてその事務職員の人数をふやしていく、こ
ういう面を転がしていくということが必要だとい
うことを考え、特に質問がありました点について
は強調したいし、そしてまた、先ほど言ったよう
に、二十八条一項のただし書きをそのような形で
解釈し、そのようなことで小規模校は勘弁して
もらっていいんじゃないかというような考えがある
ならば、まさにこれは重大な認識の欠陥である
というふうに言わざるを得ません。

次に、連絡調整の問題ですが、これは今申し上
げたように、学校には教諭、それから事務、大づ
かみに言えばそういう二つの系統があると思いま
す。校長を初め教諭は、その専門職として学校の
管理、それから児童の教育をつかさどっているわ
けです。そういう専門的な仕事に入っています。
ところが、学校というのは一つの有機体であり、
組織体ですから、いろいろな問題が出てきたとき
にそれらを、全部それぞれ専門的に横たわって
いる仕事を連絡したり調整する機関がなければ、学
校はまとまりに動きません。それは内的にもそう
です、外部に向かって、PTAその他教育委員
会等に対しても、市教委についても同じです。そ
ういう調整の中心にあるのが事務室であり、事務
職員であり、その機能を失えば学校の有機的な運

営なり本来の効果ある教育活動はできないとい
うことが言えると思っております。

それから、事務職員が非行問題の対策やら課外
クラブ活動に協力している実態云々のことがあり
ました。この問題を議論しますと、ある人は、法
令にはつきりあるじゃないか、校長は学校を管理
し、教諭は児童の教育をつかさどり、「事務職員
は、事務に従事する。」ことが問題なんですけれ
ども、私は事務をつかさどるということだと思
います。したがって、「事務に従事する。」となっ
ています。したがって、それぞれ職分があるのだ
から、事務職員の皆さんは、そんな教育に直接関係
あるクラブ活動とか非行の子供たちのことはや
らなかつた、事務に従事さえしていればいいじや
ないか、こういうことを言われまうけれども、こ
れは学校の実態を知らないのだと思うのです。教
育活動というのは、直接子供を扱う部分とそれか
らその教育活動をより効果的にあらしめるための
事務をつかさどる部分がありますから、そうなり
ますと、学校の事務というのは一般行政事務と違
いまして、教育的な側面から重要な事務だとい
うふうに理解していかなければならぬ。その点で教
育活動と接点があります。

それからもう一つは、同じ屋根の下におるわけ
ですから、先生方が少なればどうしたって子供
に対して、クラブ活動なり非行生徒の問題に対
して扱うというのは当たり前なんです。避けて通
れない問題です。ですから、そういう問題を実態に
即して考えていったときに、事務職員の全校必置
は必要でありまして、特に学校事務あるいは学校
事務職員の場合には、教育という専門性を持ちな
がら事務に従事し、あるいは事務をつかさどり、
そしてそういう事務職員としての研修、素養を持
たなければならぬということ、せっかくの質問
でございまして、むしろこの際強調して、私の
答弁にさせていただきますと思います。

○山原委員 今の問題は大変明確にわかりまし
た。事務量がふえたというだけでなく、今日問題

になって非行や校内暴力の問題を初め、まさ
に臨時教育審議会をつくらなければならぬと政府
が言っているくらい問題が学校現場にあるとき
に、事務や保護の先生方の果たしている役割は非
常に大きいのです。本場に救いなんですね。そう
いう意味で、学校を構成するメンバーとして教育
に携わっている人たちの仕事の重要性は、非
常に高くなっているということを私は痛感いたし
ます。他の国へ行きましたも、本場に子供たちに
対してそういう手が届いているわけですね。そう
いう大事な人は必ず配置している。いかに貧しく
とも——貧しいといっても経済大国第二位と威風
凛々している日本で、子供を育てていくこの重要性に
対して、貧しくともこの大事なスタッフを配置す
るという気構えは本場に必要だと私は思っていま
す。

その意味で、もう時間がございませませんが、教
員定数法の問題が依然として問題になっておりま
す。これは先ほど出ましたけれども、去年論議
されましたときに政府はこう答弁しています。こ
れは鈴木勘さんですけれども、先ほど出ました
ね。「大臣もたびたび申し上げておりますように、
最終的な目標の計画は変更していかないというこ
とでございまして、今後の改善に努力をいたした
い。」また別のところでは「いわゆる行革関連特
例法におきましては特例適用期間を五十七年度か
ら五十九年度までの間と明定しておりますので、
五十九年度までは抑制をされるわけでございま
す。この年度が外れました場合にはこの法令の趣
旨をいたしましてはもとに戻っていくとい
うことであろうと思っております。」やはりこうい
うに答えているわけですね。この政府の方針、文
部省の方針というのは変わったということはまだ
聞いておりません。したがって、この定数は正し
いことについては、四十人学級の問題を含めて
随分論議されてきましたのできょうは時間の関係
で聞いせんけれども、本場にこの問題は重視を
して、法律を無視するようなことを文部省がして
もらっては困るということをお願いしておきたい

と思っております。

最後に、この問題に関連しまして提案者にお尋
ねしたいのですが、もともと全校配置が当委員会
の意思でございまして、その趣旨に沿って法案をま
とめられたことに對しまして、私は敬意を表した
いと思っております。

そこで、この法案では、昭和六十四年の四月一
日をもって養護教諭、事務職員を置かなければなら
ないことになるわけでございまして、つまり、現
在から五十年計画でやるという内容でございま
す。一方、現行の教職員定数法に基づく第五次計
画では、昭和六十六年四月一日時点でも約九六
%の配置率にとどまる内容になっているわけでござ
いまして、この六十六年も財政再建が怪しくなっ
ているというのが予算委員会における政府答弁の
中身でございまして、そうしますと、この二つの法
律の間の矛盾をどうされるかということなんです。今
回提案されました法案が成立しました場合には、当
然教職員定数法の規定をこれに合わせるよう改正
を図っていくというふうに理解をするわけでござ
いまして、そのように理解をしてよろしいでござ
いまいしょうか。提案者の見解をお伺いをしまし
て、私の質問を終わりたいと思っております。

○佐藤(議)議員 六十六年になってもまだ九六
%という、このこと自体が問題だと私は思うので
す。したがって、私たちは、先ほど改正案で提
案しているように、少なくとも六十四年には一〇
〇%ということを言っているわけなんです。
そこで、今御指摘のこの改正案が通った場合ど
うなるかということもございまして、両法の関
連、これは後法優先の原則によりまして、私の方
の改正案が通る通るわけですから、したがってそ
れに基づいて、今の定数法とのふぞろいの部分
は、今の私たちが提案した法律に伴って直してい
くというところに当然なると思っております。またそ
うしなければならぬと思っております。
以上です。

○山原委員 終わります。
○愛野委員長 佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、事務職員の問題と養護教諭の問題について、最後の質問者となりましたので、幾人かの方が質問をされ、そしてお答えをいただいたわけでありましても、締めくくりに意味で提案者並びに文部大臣、文部省の方にお伺いをしたいと思います。

問題は、学校事務職員あるいは養護教諭の問題につきましても、ただいまのやりとりをお聞きいたしまして、何と云っても学校教育法第二十八条、そして百三十三条の関係がネックになっていると考えざるを得ないわけでありましても、これは条文を読まなくても既にお答えの中でもはつきりいたしました、まさにそのとおりでありまして、学校教育法第二十八条第六項には「教諭は、児童の教育をつかさどる」と確かにあります。そしてまた同条八項には「事務職員は、事務に従事する。」というわけでありましても、私は広辞苑を調べてきたわけでありましても、「従事」するということとは「仕事に従うこと」あるいは「仕事にたずさわること」である、実はこう書いてあるわけでありましても、また「教諭は、児童の教育をつかさどる」という、その「つかさどる」という意味合いは、「官職として担当する。」あるいは「役目として担当する。」という簡単に実は解釈が載っているわけでありましても、

提案者に、先ほど見解が明らかになりましたけれども、改めてお尋ねをいたします。お答えをいただいてから幾つかの事例を申し上げたいと思ひますけれども、学校事務職員の仕事の今日の実際から見て、「従事する」という表現は適切だと思ひますかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤(徳)委員 確かに学校教育法第二十八条の八項に「事務職員は、事務に従事する。」という明記しております。私は、この表示は適切ではないというふうに思っております。

と申しますのは、今質問者は広辞苑からずっと説き起して言われましたけれども、私も調べてみると、小中学校の事務職員については、教職員

定数法第二条第三項で「地方自治法第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者」というふうにされているのです。そうして地方自治法の事務吏員は、同法第七十三条第二項で「上司の命を受け、事務を掌る。」、「事務に従事する。」とは書いてないのです。「事務を掌る。」と規定されております。したがって、学校事務職員の場合も「つかさどる」と言うのが至当だというふうに考えます。したがって、この二十八条八項の「事務に従事する。」は「事務をつかさどる」というふうにかえていくのが至当だというふうに考えております。そしてまた、実際の学校の事務の仕事に携わっている皆さんの実態から見ても、「従事する」ということはふさわしくないし、なじまないと思うので

学校は、先ほど申し上げましたような学校教育活動の一面の分野である事務、つまり教育の専門性とのつながりやっておりますし、人数も少ないのですから、したがって、常に学校教育活動全体を見て判断していかねばならぬ。したがって、常に指示だけで動くというような立場にはないわけでございます。そういう意味で、「従事」ではなくて、学校教育活動の全般を見ながらその事務的な分野を「つかさどる」、これが適切だというふうに私は考えますので、あなたの質問という意味での指摘に対して賛成でございます。

○佐藤(徳)委員 学校事務職員の職務の内容あるいは位置づけ等につきましては、既に提案理由の中で述べられておりました。これは、先ほど有馬委員がそこを引用されました。朗読をいたしましたとおりでありますから、再度読み上げることはいたしませんけれども、私は、文部省の方はよく聞いていただきたい、こう思うのであります。

それは、学校教育の現場では、児童生徒、教師、父母それぞれが、学校に入れば「事務員さん」なんて呼んでいないのであります。私の経験でも、子供たちでも親でも、それから先生方でも、みんな「先生」と呼んでいるのであります。

それだけに、事務職員の皆さんは完全に学校教育の中に組み込まれておる、つまり一般行政の事務とは異なっている職種なんだということが既に社会的に定着している、私は実はこういうふうに判断をしております。

今日、事務職員全校配置の問題を議論するに当たりまして、今までありました幾つかの事例について私は思い浮かべるわけでありましても、例えば学校に宿直直があったときに、私も多くの悩みを持ちました。そして、だれもが小規模校に行きたがらなかったという事実は否定できないことなのであります。それは小規模校に行きたくないという意味ではなくて、宿直や日直の回数が非常に多い、私が指摘するまでもなく御承知のとおりであります。とりわけ宿直というものは、男子教員が少なくないことから一週間に三回ぐらい学校に泊まっていたという事例というのは、実は当時たくさんあったわけなのであります。そういったことと、当然その教師の健康問題や家庭問題が大きくなってきたことは事実であります。そして私も、宿直直から解放して教育に専念をさせる、この目的のために一生懸命運動したことを私は今思い起こしているわけでありましても、

同時に、このことを小規模校における学校事務の問題に当てはめてみますと、学校事務の問題は小規模校については極めて深刻な問題となつていくこと、これはまた事実なのであります。小規模校校なるがゆえに事務職員がおられない、山原委員の質問の中あるいはお答えの中にもありましたけれども、ただし書きがある、そのために学校に事務職員が置いてもらえない、だからそのための事務職員というのは教頭を含めた教員が行わされているという実態に今日までもあるわけでありましても、

から、特に児童生徒を受け持ちながら授業をや、教材研究や調査に追われながら過重な事務負担が加わってきているだけに、小規模校における事務担当者の状況というのは容易でない状態にあることが今日なお続いていることを文部省はよく知っていたいただきたい、こう私は思うのであります。

そこで、そういう事例の上に立ちながら幾つかの問題について私はお尋ねをしたいと思ひます。

つまり、学校教育法第二十八条一項のただし書きの関係だとは思ひますけれども、今申し上げましたような現場が置かれている実態を文部省は一体どのように把握をしておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○高石政府委員 戦後、事務職員、養護教諭も同じでございますけれども、この配置率を高めていくという努力をやつてきたわけでございまして。ちなみに申し上げますと、昭和三十三年当時は事務職員の配置率は二五％程度であつたわけでございまして。それが第一次、第二次、第三次、第四次と改善されまして、現在は八〇％を超える、八十八数％になつていと思ひます。これを先ほど申し上げましたように第五次計画では九六％まで高めていくという努力をしてきているわけでございまして。したがって、この改善について政府は終始一貫前向きな姿勢で対応してきたというふうに言えるかと思ひます。

ただ問題は、小規模学校の、例えば一学級で二人ないし三人しか子供のいないようなところまで例外なく事務職員を配置すべきかということについては、特に最近のように公務員の効率的な配置ということが言われているときに、それが国民に、なるほどそういう二人、三人の学校にも事務職員を配置すべきだというふうな大方の理解が得られるかどうかという点は、この六十六年度の第五次の計画が達成された時の状況を踏まえて考えるべき問題ではないか。そして、現に事務職員が学校の教職員と一体となって学校の教育に大きな役割分担を担って仕事をされているということについては、御指摘のとおりだと思ひます。

○佐藤(徳)委員 先ほどの山原委員の質問の中で附帯決議の問題が出されました。確かに調べてみますと、五十八年四月十六日、六一年三月三十一日、六二年三月三十一日、七四年五月十日、いず

れも附帯決議がされている記録があるわけであり
ます。先ほどのお話ですと、現在の森文部大臣も
この点について参画をしたというお話がありまし
たが、この附帯決議の内容を具体化するのためにこ
れからどのような措置をしようとしているのか。
参画されました文部大臣の見解をお尋ねしたい
と思います。

○高石政府委員 この法律改正に当たりまして、
こういう附帯決議があったし、そういうことを踏
まえて具体的な第五次五カ年計画の年次ごとの対
応を考えていかなければならないというふうに思
っております。

○佐藤(徳)委員 局長の先ほどのお答えの中で、
充足率の問題についての見解がありましたけれど
も、文部省は、最終年度九八%にするということ
を公表してはいたはずだと思います。その後、先ほ
どの答弁のように九六%になっているわけであり
ますが、九六%に変えたその理由は、何でしょう
か。

○高石政府委員 第五次の教員の配置改善の計画
をつくる際に、四十人学級の問題、配置率の改善
の問題、それを総合的に改善していく、その際
いろいろな計数が作業の過程ではじかれてくるこ
とは当然あるわけでございます。しかし、最終的
には法律の形としてでき上がったものをもとにし
て推計いたしますと、九六・四%というのが現時
点における推計でございます。ただし、これは児
童生徒数が例えば三学級以下の、学校の規模が非
常に少なくなるといふことになると、これは配置
率の内容が改善されていくということでございます。
すので、あくまでも推計でございますので、一学
級、二学級の学校が今の推計よりも非常に減少し
ていく、そういう結果になると、この配置率の改
善はもっと高まってくるというふうに思うわけ
でございます。

○佐藤(徳)委員 それではその答弁に関連いたし
まして、次のことをお尋ねしたいと思います。
行革関連法で、教職員の定数増が三年間抑制を
受けている、そういう中で文部大臣、大変な御努

力をいただいていたと思えます。学校事務職員に
ついては五十九年度、御承知のように六名の増が
認められていたことについては、私は一定の評価
だと思っております。ただ、今の答弁の中で、さら
に突っ込んでひとつ具体化していただきたいその
第一は、六十年の自然増を幾らに見ておられま
すか。

○高石政府委員 六十年の定数の基礎になりま
す児童生徒数の実態調査を今やっております。八
月末までに大蔵省に、通常であります予算要
求をしていくという作業をしていかなければなり
ませんので、現時点でまだそのまでの作業を詰め
ておりませんので、六十年度何になるかという
ことを今の段階で申し上げることができないので
ございます。

○佐藤(徳)委員 それはいつごろになればわかり
ますか。
○高石政府委員 具体的に文部省が大蔵省に対し
て教員定数を何ば要求したかというのは、八月の
末に明らかになると思えます。

○佐藤(徳)委員 明らかにした時点でその数を
示していただきたいと思えます。要望しておきま
す。
それで、これは推定になるかと思えますけれど
も、六十一年度以降の自然減、児童生徒の減少に
伴う自然減、この数字を、推定だと思えますが、
年度ごとに明らかにできますか、できませんか。

○高石政府委員 先ほど申し上げましたように、
今調査をしておりますので、今の時点で明らかに
することはできないのでございます。
○佐藤(徳)委員 明らかにした時点でひとつ資
料の提示をお願いしたいと思います。
多くの皆さんが、今日置かれていた学校の事務
の実態、そしてさらにまた全校に配置をするその
の必要性、これを多く主張もされ、あるいは提案者
の方から具体的にその中身についてのお答えが
ありました。特に附帯決議の問題も、先ほど来か
ら論議をされておりますように現実として残って
いるわけでありまして、これは単に議員立法だ

という受け流しではなくて、まさに重みのある議
員立法でありますから、文部大臣初め文部省の皆
さん、十分検討していただいて、これが成立でき
るような条件整備をぜひお願い申し上げたい、こ
う思っているところであります。

さて、養護教諭の問題について触れてみたい
と思います。
養護教諭は、御承知のように一九四一年、昭和
十六年でありましたが、これが職制化されて以来、
実は子供たちの生命や健康を守るための重い任務
を果たしてきたことは、私が言うまでもないと思
っているわけでありまして、とりわけ戦後の混乱
期における子供たちの疾病上、栄養失調、結核、
寄生虫など、いわゆる国民病と呼ばれていたわけ
でございますが、これらの問題に対して数々の対
策、これは実は養護教諭の献身的な働きによるも
のだと私は思っているところであります。そして
今日、そのことが、当時の子供たちが成長し、そ
して今お母さんとなり、お父さんとなっているの
でありますけれども、その子供たちの健康づくり
に効果を上げてきたその役割というのは、大変重
要なことというふうに私も思っています。特に私
は、かつて教育現場で保健主事を何年間も務めた
経験がありますから、養護教諭の皆さんのその仕
事の中身の大切さ、そして多忙さ、そしてその真
剣さをだれよりも私は知っているつもりなのであ
ります。

ところが近年、子供たちの成長発達には、先ほ
ども議論がありますとおり、目覚ましいものが
出てきています。さらに、受験競争によるところ
の子供たちの異常なほどの精神的な作用、そして
それから来るところの矛盾と悩み、それらのこと
が新しい課題として実は養護教諭の皆さんに加え
られてきていることも実態として出されてきてい
るわけでありまして、いわば子供たちの心の病の相
談相手として、今日、養護教諭の任務というものは
大きな役割である、こうさえ言われているわけ
であります。

そこで、提案者並びに文部省にお尋ねしたいの
が、

でありますけれども、養護教諭の果たしてまいり
ました、とりわけ戦後から今日まで、その役割に
ついての評価をどのようにされておられますのか、
か、お答えをいただきたいと思えます。

○佐藤(徳)委員 子供の成長にとって、健康と安
全は極めて重要なわけでありまして、子供の全面
発達を担う教育の分野については、特にそのこと
が強く要請されていると思えます。したがって、
その健康管理、その成長を正しく指導するという
点で、近年に至りまして特にこの養護教諭の任務
の必要性ということが強調されることは御案内の
とおりでありまして、またそのとおりでございま
す。

特に今の質問の中で指摘がありましたように、
最近の子供の成長の著しいという状況なり、あ
るいは特にこの教育の荒廃の中での受験競争、そ
れに伴う子供の発達障害なり情緒障害等を考え、
さらに心の病等を考えますと、この養護教諭必
置の必要性はどなたも認めることだと思えます。
まあマスコミその他でも報道されておりますよ
うに、子供と教師の間というのは、心ならずもな
なかびたつといかない状況があります。その中に
あって、子供たちが学校の中で休息の場として求
めるのがこの保健室だとも言われておりますし、
そういう健康のことやあるいは身辺の自分の心の
悩みまで訴えられるのが養護教諭だといふふう
に私も聞いています。そうなりますと、今ま
で以上に、心身の発達という側面からだけではな
くて、そういう今日の教育荒廃の立場からいって
も、私はこの養護教諭の必置の重要性というもの
を特に認識しているわけでありまして、その中で法
律上隘路になっているのが御承知のとおり第二
十八条の十二項でしたか、そこにありますような
養護助教諭で代替できるということ、さらに第百
三条の当分の間置かなくていいという経過規定、
これなどが今日までの法律上の大きな隘路にな
っているものから、そのところをまず取り
払わなければならぬということと提起をしている
のがこのたびの改正案でございます。

そういうことで、全校配置については、先ほどもありますように、国会におきましてもたびたびそれが附帯決議をなされ、しかも全校配置の上さらに複数配置を加えてこれが国会の決議になっているわけです。行政当局が国会で決めたことをやっていたら、わざわざ我々がこのような法律案を出さなくてもいいのですけれども、残念ながら至っていないということのために出しているわけがあります。そういうことで、この国会の附帯決議がそのような形で行政当局に扱われていることは、単に怠慢の域を超えまして、国会を軽視しているというふうに言わざるを得ないのであります。私は甚だ遺憾に思っているところでありまして、したがって、そのところを十分文部省当局も反省をされまして、私たちのこの法案が速やかに通るようにそれぞれの立場から十分なる協力を求めて、私の答弁といたします。

○高石政府委員 養護教諭は、学校の保健情報の的確な把握、子供たちの保健指導、救急措置、健康診断、健康相談の実施、学校の環境衛生に関すること、その他もろもろの仕事をしていく、極めて多岐にわたる職務内容に従事しているわけでございます。したがって、それらの職員が十分に専門的な知識を生かしながら子供たちの健全育成、健康管理、そういうものに努めていくことが必要であると思っております。

そこで、先ほども申し上げましたように、戦後非常に配置率の悪かったのを終始前向きに対応して、国の財政状況の関係も当然考慮しなければならぬわけでございますが、現在の十二年計画では九六・四％まで養護教諭の配置を持っていきたい、事務職員と同様にそういう前向きの対応で進めてきていくわけでございます。

ただ、現在の時点で当分の間置かないことができていないわけでございますが、それは今までは養護教諭の資格を持った人を必ずしも十分に得ることができなかったという事情と財政状況、そういう両面からそういう規定が置かれてお

りますので、先ほど来申し上げておりますように、現時点でこの規定を削除して全部配置にするということについては、なかなか実現が難しい問題であらうし、行政としてそこまで責任を今直ちに負うということはできかねると思っている次第でございます。

○佐藤(徳)委員 養護教諭の皆さん方の仕事に対して評価をしながら、直ちにできない、いろいろな財政事情があることは知っていますけれども、今局長が答弁されましたことは前向きの姿勢とは受け取れないというふうに私は思っているわけでありまして、自分の答弁に矛盾を来さないように十分ひと心しておいていただきたい、こう思っています。

さて、今第五次五カ年計画の問題が答えがあらりましたけれども、たしか文部省はこれを実施するに当たりまして、四学級以上の学校のうち極めて隣接校の小中学校に一人、こういうふうに指導してきたと思っております。ところが現状は一体どうかといふと、そんなものではないのです。これは各県の教職員組合の調査をいただきましたが、四校も五校も養護教諭の先生方が兼務をさせられているという実態があるわけでありまして、例えば長野、福島、岩手、山梨、群馬、青森、秋田、滋賀等については、それが端的に実態はあらわれてきているわけでありまして、あるいはまた御承知のように予防接種の問題に入りますと、当然市町村でやるべきものや、あるいは甚だしい例として出されてきておりますのは、農協の扱う団体生命などの代用審査まで押しつけられているという例さえ実は報告されてきているのであります。さらに、事務職員の問題は先ほど触れましたけれども、事務職員がいない学校には未配置ということと、給与事務までやらされているという実態のあることも、これまた現実的な問題なんでありまして、このような実例というものを文部省は一体どういうふう把握をしておられますか。そして、どういう認識を持っておられますか。

○高石政府委員 先ほども申し上げましたように、漸次養護教諭をふやしていくという政策をとってきているわけでございます。そして、その過程として、例えば小規模校の多い市町村において、中心校に養護教諭を配置してその管内のはかの学校の仕事も分担してもらうという兼務発令をしているケースが、府県によってあることは承知しているわけでございます。したがって、そういう実態の過程をとりながら学校保健の仕事も十分果たしていきたいということ、その間大変御苦労でございますけれども、そういう勤務の形態を県によつてはしているということも承知しておりますし、これが漸次養護教諭の定数、配置率が高まっていけばそれも漸次解消されていくということであらうかと思うわけでございます。

ておりますように、漸次養護教諭をふやしていくという政策をとってきているわけでございます。そして、その過程として、例えば小規模校の多い市町村において、中心校に養護教諭を配置してその管内のはかの学校の仕事も分担してもらうという兼務発令をしているケースが、府県によってあることは承知しているわけでございます。したがって、そういう実態の過程をとりながら学校保健の仕事も十分果たしていきたいということ、その間大変御苦労でございますけれども、そういう勤務の形態を県によつてはしているということも承知しておりますし、これが漸次養護教諭の定数、配置率が高まっていけばそれも漸次解消されていくということであらうかと思うわけでございます。

○佐藤(徳)委員 承知していれば当然指導が加わってしかるべきなんです。その指導の部分については触れないで、承知だけしていただくと困るのです。これは文部省の怠慢と言わなければなりません。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、養護教諭の本務とは何ですか。明確にひとつ答えてください。

○高石政府委員 法律の規定で明確にされておりますように、「児童の養護をつかさどる。」というのが養護教諭の職務でございます。(笑)

○佐藤(徳)委員 今笑い声が出ましたように、そんなことを私は聞いていないのじゃないのです。幾つかの事例を先ほど私が言ったはずであります。本当に子供たちの命を守る、健康を守る、そういう立場に立つて養護教諭の先生方がどんな苦勞をされているかということはおわかりだと思ふのです。そんな官僚的な答弁で私は納得するわけではないのであります。だからもっと具体的に、例えば私が言ってしまったんでは文部省の言い分がなくなりますが言いませんけれども、養護教諭の任務というのは、あるいは本務というのは、確かに先ほどの短い答弁の中で終わるかもしれない。だが、それだけではないということなんです。

あります。そこに専念させるために先ほど挙げた事例をなくしていく、そういうことで行政指導をしていただきたと思うのですが、どうですか。

○高石政府委員 先ほど事例を申し上げたように、養護教諭は、学校保健の情報を処理する、児童生徒の保健指導を行う、救急措置に対する仕事を行う、児童生徒の健康診断、健康相談に関する業務に従事する、学校環境衛生の実施に関する仕事を分担する、学校保健に関する各種の実施計画の立案や教員の行う保健教育の協力を行う、事細かに言えば相当な時間をいただいて説明しなければなりませんので、主な柱を先ほど申し上げて、再度の御質問でございましたので簡単に答えさせていただきますが、そういう非常に複雑な、多岐にわたる仕事に従事されている職員が養護教諭としていらっしゃる、その人々の協力のもとに子供の健康管理、学校の安全管理というものに成果を上げていかなきゃならないということも申し上げたわけなんです。そういう職種であればこそ、戦後は二五％くらいの配置率であったものを、今当面九六・四％の配置率に持っていくという、政府は終始一貫前向きの姿勢で対応してきたということとを説明申し上げたつもりでございます。

なお、九六・四％では足りないから全校配置にしろという御指摘がこの法案の趣旨であらうと思っております。したがって、その計画達成の暁に次なる状況の判断で対応していかなければならぬ、基本的にはそう理解しているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 いま少し現場の置かれている実態というものをつぶさに把握をして、そして改めなければならぬ問題については的確な行政指導をする、これが文部省の大きな任務であらうと私は思いますし、特に教育に対して意欲的な森文部大臣でありますから、どうぞひとつ現場の養護教諭の皆さんともひざを交えて話をし、そして改善するべきものがあつたら改善していく、そういう姿勢をぜひ文部大臣にも示していただきたい、こう思っておりますのであります。

学校給食の問題で中曾根さんと仙台の学校へ行かれたようでありまされども、あの学校、調べましたら文部省の優良校でありまして、そういう学校でない学校をぜひ見てもらわないと本当のことと把握できないのじゃないか、こう思いますので、これは大臣に学校を歩いてもらう際にひとつお願い申し上げておきたい、こう思います。

高石局長の方から先ほどお話がございました。そこで、これはひとつ大臣にお答えをいただきました。いわけでありますが、いわゆる九大学十課程の四年課程の実現を見ただけで、一九七九年以降はその増設はストップされているわけですね。文部省が責任ある養成政策、これを打ち出すべきだと私は考えますけれども、今後における養成計画をどのように文部省はお持ちになっているのか、これは大臣の方からひとつお答えをいただきたいと思

います。
○森岡務大臣 先般仙台に参りましたのは、給食を食べに行っただけじゃないのでありまして、幅広くいろいろと学校を見させていただきました。私は大臣に就任いたしました最初、ちよっと委員会のお休みのときがありましたので、物すごく雪でしたけれども、中野区立の養護学校へ行っていました。これからもできるだけいろいろな学校へ行っている角度から、そしてまた今先生から御指摘ございましたように先生方のお話も伺いたい、こう思っておりますが、何しろ委員会がたつきさんございまして、なかなか自由な時間がとれません。また国会がゆとりが出てまいりましたら、先生からまた御指導いただきまして、できるだけいろいろな方々のお話を伺いたい、こう思っております。

それから、先ほどから養護教諭のお話が出ておりました、私も大変大事なものだというふうに考えておりますし、局長からも御答弁申し上げましたように、むしろおられておりましたものをできるだけ積極的に今日まで配置計画として取り組んでまいったわけでございます。先ほど、佐藤さんのときだったと思いましたが、ちよっと私も

御答弁で申し上げましたけれども、もちろんそれはでき得る限りすべてを完備したい。四十人学級を含む第五次定数改善計画、これは午前中もちよっと申し上げたけれども、私もそのとき党の責任者でつくり上げたものですか、それは私も一生懸命、完全にそのことを全うしていきたいということをして先生と同じような気持ちで願っております。しかし、財政状況もございまして、先ほど佐藤さんのときに申し上げたように、やはり政治ですから、どういう形で優先をしていくか。仮にそのした必置という規定がなくてもやるべきことはどんだんやっています、こういう考え方でいるわけでございますので、何とかして、多くのニーズに対してどのような選択をしていくかということ、これは政治の判断でございまして、私どもとしては積極的に取り組んでいっておるという姿勢はぜひ御理解をいただきたいと思

います。
それから、お尋ねの大学の養成についてでございますが、具体的には、必要がございましたら事務局からお答えをいただいた方が的確かと思いますが、今のこの計画で養成計画が大体間に合う、こういうような判断でいたしておるところでございます。

○佐藤(徳)委員 せっかくのお答えですけれども、私は今ので間に合うとは考えていないわけなんです。戦後から今日までの果たしてきた役割、必要性、それから重要性、これは私が指摘したわけでありまして、もともと養成政策というものを積極的に文部省は打ち出すべきだ、私はこういうふうに実は考えておりますので、内部的にも十分ひとつ御検討をいただきたいと思

います。
時間もうありません。それで、最後に一つお尋ねしたいわけでありまして、冒頭私が申し上げましたように、学校事務職員の問題あるいは養護教諭の問題は、学校教育法二十八条と百三条との問題がネックになっているというのを実は申し上げたわけでありまして、そこで、「当分の間」とありますけれども、「当

分の間」とは何年続いたんですか。

○高石政府委員 昭和二十二年に学校教育法が制定されたわけでございまして、それから今日まで続いているわけでございまして。法律用語として「当分の間」という用語が一般的に使われている場合は、大きな変化がない限りは、大体かなり長い期間という状態であって、いかに姿になっているのが一般的な法律で使われている「当分の間」の使い方でございまして。

○佐藤(徳)委員 やはり文部省の役人的答弁だなという感じを受けます。「当分の間」というのは、普通三十年もそれ以上も「当分の間」だとは私は理解してないんであります。極めて常識的でいいですから、世間一般に通ずる「当分の間」とは何年ぐらゐを指しますか。

○高石政府委員 私たちが日常会話で使う「当分の間」というのは、それはいろいろ、その交わす内容によって相場が決まると思うのですが、法律では、一般的に「当分の間」と使われておれば相当長い期間を意味している。今までの法律の立法例で見ますと、大体そういう形で現在まで運用されているわけでございまして。

○佐藤(徳)委員 高等学校や大学の入試問題にそういう答えをしたら、私はだめだろうと思ひます。私は御質問をされているんじゃないのであります。つまり、この議員立法を出している趣旨というのは、何人かの皆さんから指摘されましたように、あるいはまたお答えがあったとおり、今日極めて重要な問題であるがゆえにこれをみんなで賛成してほしい、そしていい教育をしてほしい、こういう願いからなんでありまして。「当分の間」、法律用語、何十年も続くということは常識的には普通考えられないわけでありまして、それは現実にはそういう年数を追ってきたことは否定できないわけでありまして、しかし、これからまた三、十年余を経過するということになりますと、これでもまだ当分と解釈できるのかどうかということになつちやうと、私も非常に大きな疑問を実は持つわけなんです。

そこでひとつ、最後の締めくくりでもありますから、大臣、「当分の間」を削除していくための展望をひとつお示しいただきたい、こう思

います。
○森岡務大臣 先ほど申し上げましたように、必置の規定がない、そういう過程の中でおくれているので、積極的に最大の配置計画を進めてきました。先ほどお答えが出たかもしれませんが、小中学校八五・四割ぐらゐ、それをさらに九六・四ですか、そこまで伸ばしていきたいという考えをいたしておるわけでございまして、から、「当分の間」ということに対するいろいろな解釈は御指摘どおりさまでございまして、私も、そういう規定がなくても積極的に取り組んでいきたい、こういう考え方でござい

ます。
したがって、先般の委員会でも中西先生から、いわゆる四十人学級も含めましての計画についての御質問がございました。たびたび申し上げておりますように、私はこの六十六年の到達年度、全体計画は変えてない、こう申し上げてい

わけでありまして、私自身も何とかしてこれを実現したい、こういう考え方でござい

題になりますけれども、大臣が「当分の間」政治的に頑張るそうでありますから、ぜひひとつそれをこの法律の中にも生かしていくことを期待もいたしますし、要望いたします。

同じ質問でありますけれども、提案者に、「当分の間」を削除する展望をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○佐藤(徳)議員 この改正案の中心になっているのは、言うならば一〇〇%必置、そのための段階になっている「当分の間」の削除、百三条ですね、それから二十八条第十二項でしたか、養護助教諭をもって代替できる、これを削除する、こういうことですね。

ところが、今文部省の答弁などを聞いておりますと、前は随分配置率が低かったのに今は八五%いったんじゃないか、これから九六%にいくんだからまあ立派なんじゃないか、そこまで到達してまた次のことは考えますよ、こういうような考え方ですけれども、そのところが、四%か五%の、これが全く文部省の思惑どおりだったとしても、その差なんですけれども、私なりの見解から言うと、発想においてかなりの違いがあると思うのです。

というのは、例えば先ほど九六・四%、それ以上のこと何にも出ておりません。しかし、先ほどの局長の答弁によれば、小規模学校では事務職員、養護教諭まで置くことを地域の皆さんが納得できるかどうかという趣旨のことをちょっと言われました。私は、このことを考えると、これが四%なり五%を残しておくことになってしまいうじゃないかと思う。しかし、考えてみると、教育は升目や量でははかれないところに問題がある。百人の子供のうち九六%については、あなたの成長と健康は保障されるけれども、あとの四人の子供は山間僻地の学校、小規模だから、あなたはその恩恵に浴することは我慢してくれということでは、教育の質からいってどうなるのですか。私はこの議論は成り立たないと思うのです。したがって、一〇〇%という意味は、そういう子供の成長

や健康に少なくともかわること、そのためには一〇〇%やはりやって、すべての子供にそのことを与えていく、教育の機会均等の立場からも必要ではないかということで、削除で一〇〇%。片一方は、頑張ったけれどもそこまでいったのだからいいじゃないか、九六%。ここには教育に対する猪突の大きな違いがあるということを私は特にここで言っておきたいわけであります。

そういう点で、先ほどから「当分の間」の論争はありますけれども、私は聞かれましたからあえて申し上げますけれども、「当分の間」ということの答弁は全然なっていないと思う。私は、一般の方々——先ほど地域の皆さんということをおっしゃいましたけれども、そういう答弁をしたならば地域の皆さんは納得できるかどうかということをおっしゃえてここで提起をしたいと思う。

それから最後に、九六%云々という、かなりの格差はありますね、このことを、何とか子供の健康管理のためにあくせくして頑張っているのが、先ほど言った養護助教諭じゃないですか。本間に、養護教諭の皆さんは養護助教諭されて、五分や十分で行けるのじゃないのです。一日もかからなければならぬ山のところを走り回って、自分の健康も害しながら頑張っているのが養護教諭の皆さんの実態ではないか、そのことが子供の成長やあるいは健康管理にどれだけのマイナスになっているか、このことを考えるならば、九六%、一〇〇%の論争というものは、量の問題ではなくて質の問題だということをおっしゃって、「当分の間」は削除すべきであるということをおっしゃって、答弁にかえます。

○佐藤(徳)委員 大変いいお答えでありました。今のような答弁が実現できますように文部省に御努力もお願いしたいし、そして最後にお答えになりました文部大臣のその意欲に期待をいたしますから、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。佐藤議員、田中克彦議員、それぞれ質問に立ちたり答弁に立ちたり、本日に御苦労さまであり

ました。私も、出されました議員立法には賛成でありますから、どうぞひとつよろしくお取り計らいをいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○愛野委員長 内閣提出、日本育英会法案及び日本体育・学校健康センター法案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。森文部大臣。

日本育英会法案
日本体育・学校健康センター法案
(本号末尾に掲載)

○森國務大臣 このたび、政府から提出いたしました日本育英会法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は逐年発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受けた学生及び生徒は、約三百四十万人に達し、これらの人材は社会の各分野で活躍し、我が国の今日の発展に多大の寄与をいたしてまいりました。

しかしながら、最近における高等教育等の普及状況を踏まえ、社会、経済情勢の変化に対応して日本育英会の学資貸与事業の一層の充実を図るためには、その内容、方法等について抜本的な見直しを行うことが必要であり、このことは、第二次臨時行政調査会の答申等や文部省に置かれた育英奨学事業に関する調査研究会の報告でも指摘されたところであります。

このような要請にこたえるべく、今般、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、日本育英会の学資貸与事業に關し、無利子貸与制度の整備、有利子貸与制度の創設その他制度全般にわたる整備改善

を行うほか、日本育英会の組織、財務・会計等の全般にわたる規定の整備等を行うこととし、現行の日本育英会法の全部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、日本育英会は、すぐれた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに對し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とすることとしたしました。

第二に、日本育英会の組織については、理事は文部大臣の認可を受けて会長が任命することとし、また、法人運営の適正を期するため、会長の諮問機関として評議員会を置くなどの整備を行うこととしたしました。

第三に、日本育英会の業務については、学資貸与事業について次のような改正を行うこととしたしました。

まず、無利子貸与制度について、現行の一般貸与と特別貸与を一本化することとしたしました。これに伴い、特別貸与を受けた者が一般貸与と相当額の返還を完了したとき、その残額を免除してきた従来の特別貸与と返還免除制度を廃止することとしたしました。

次に、現行の無利子貸与制度に加えて、学資貸与事業の量的拡充を図るため、新たに低利の有利子貸与制度を創設することとしたしました。この有利子貸与制度には、死亡・心身障害返還免除制度を設けることとしたしました。

なお、無利子貸与にあわせて有利子貸与を受けることができる道を開くこととしたしてあります。

第四に、日本育英会が債券を発行することができ旨の規定を設け、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることとしたしました。なお、これにより、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、有利子貸与事業に対する貸付資金の原資

に充てることができるようにしたい考えであります。

また、債券発行規定を設けることに伴い、日本育英会の長期借入金または債券に係る債務についての政府保証の規定を整備するほか、日本育英会の財務・会計について所要の規定を整備をいたしております。

第五に、日本育英会の監督、罰則等に関する規定を整備するとともに、関係法律についても所要の規定を整備することといたしました。

このほか、この全部改正の機会に、現行の片仮名書き文語体の法文を平仮名書き口語体に改めることとし、法文の平明化を図ることとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、政府から提出いたしました日本体育・学校健康センター法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和五十八年三月十四日に臨時行政調査会が行った行政改革に関する第五次答申に沿って、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合し、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであります。その統合の趣旨は、両法人の業務について見ますと、国立競技場は、その設置する体育施設の運営に関する業務を、日本学校健康会が、学校安全及び学校給食に関する業務をそれぞれ行ってきたており、その業務の対象に国民一般と児童生徒等との違いはありますが、広く国民の体力の向上や健康の保持増進の面で密接な関係を有するものであることにかんがみ、両法人を統合しようとするものであります。

この法律案におきましては、日本体育・学校健康センターに関し、その目的、組織、業務、財務・会計、監督等につきまして所要の規定を設けるとともに、従来の両法人の解散等につきまして

規定することといたしております。

その内容の概要は、次のとおりであります。

まず第一に、日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、体育施設の運営、児童生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものであります。

第二に、日本体育・学校健康センターは法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合の前に比べその数を削減いたしております。また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第三に、日本体育・学校健康センターの業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、(一)その設置する体育施設及び附属施設の運営並びにこれらの施設を利用しての体育の振興のための必要な業務

(二)義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に関する災害共済給付
(三)学校給食用物資の買入れ、売り渡しその他供給に関する業務
(四)体育、学校安全及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務

を行うことといたしております。また、この法人は、以上のほか、文部大臣の認可を受けてその目的を達成するため必要な業務を行うことができることとするともに、これらの業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができることとしたし

ております。

なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、共済掛金、給付基準、学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲、学校の設置者の損害賠償責任に関する免責の特約等に関し、また、学校給食用物資の供給に関する業務につきましては、売り渡し価格、供給の制限等に関し、従前と同様の規定を設けることといたしております。

第四に、日本体育・学校健康センターの財務・会計、監督等につきまして、一般の特殊法人の例に倣い所要の規定を設けることといたしております。

第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができる規定を設けることといたしております。その他、日本体育・学校健康センターの設立、国立競技場及び日本学校健康会の解散等につきまして所要の規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○愛野委員長 これにて両案の説明は終わりました。

次回は、来る十六日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

日本育英会法案

日本育英会法

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 評議員会(第十九条・第二十条)

第四章 業務(第二十一条―第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条―第三十七条)

第六章 監督等(第三十八条―第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条―第四十三条)

第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに對し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本育英会(以下「育英会」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 育英会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(基金)

第四条 育英会の基金は、百万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があるとき、予算で定める金額の範囲内において、育英会に追加して出資することができる。

3 育英会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により基金を増加するものとする。

(登記)

第五条 育英会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 育英会でない者は、日本育英会という名

称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、育英会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 育英会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九條 会長は、育英会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、育英会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して育英会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、育英会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十條 会長、理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一條 会長及び理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の内命)

第十二條 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)は、役員となることが出来ない。

(役員の内命)

第十三條 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 育英会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が育英会を代表する。

(代理人の内命)

第十六條 会長及び理事長は、理事又は育英会の職員のうちから、育英会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十七條 育英会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 育英会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十九條 育英会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に應じ、育英会の業務の運営に關する重要事項について審議する。

4 評議員会は、育英会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることが出来る。

(評議員)

第二十條 評議員は、育英会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第十一條第二項及び第十三條第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十一條 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与
二 学資の貸与を受ける学生及び生徒の輔導
三 修学に必要な施設の設置及び経営
四 前三号の業務に附帯する業務

2 育英会は、文部大臣の認可を受けて、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第二十二條 前条第一項第一号の規定により学資として貸与する資金(以下「学資金」という)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という)とする。

2 第一種学資金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の月額並びに第二種学資金の月額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する学生及び生徒であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて第二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第二十三條 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(教育又は研究の職に係る特例)

第二十四條 大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、政令で定めるところに従い、修業後政令で定める年数以上継続して小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、幼稚園その他の施設の教育又は研究の職(研究の職については、大学院において第一種学資金の貸与を受けた者

に限る。にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができる。

(業務方法書等)

第二十五条 育英会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

3 学資金の回収の業務の方法については、文部省令で定める。

(業務に要する資金)

第二十六条 第二十一条第一項第一号の業務に要する資金は、借入金、寄附金等をもつて充てるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七条 育英会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 育英会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 育英会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十条 育英会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを評

議員会に提出しなければならない。

3 育英会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一条 育英会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 育英会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び日本育英会債券)

第三十二条 育英会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本育英会債券（以下この条、次条及び第三十四条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、育英会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 育英会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定

により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、育英会の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第三十四条 育英会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 育英会は、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は文部大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六条 育英会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、育英会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)

第三十八条 育英会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十九条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、育英会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、育英会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(政府貸付金等)

第四十条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条第一項第一号の業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、育英会が第二十三条第三項又は第二十四条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(補助金)

第四十一条 政府は、毎年度予算の範囲内において、育英会に対し、第二十一条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(解散)

第四十二条 育英会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項、第二十五条第一項、第二十八条、第三十二条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三条第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条第二項若しくは第三項又は第三十七条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十五条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)
第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした育英会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした育英会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十八条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(育英会の存続)
第二条 改正前の日本育英会法(以下「旧法」という。)第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会(以下「旧育英会」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、改正後の日本育英会法(以下「新法」という。)の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に係る経過措置)
第三条 旧法第二条第二項の規定により置かれた従たる事務所は、新法第三条第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。

(理事等に関する経過措置)
第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いずに、施行日に新法第十条第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。

2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期は、新法第十一条第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

(職員に関する経過措置)
第五条 施行日の前日において旧育英会の職員(役員を除く。)である者は、別に辞令を用いずに、施行日に新法第十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。

(従前の被貸与者等に関する経過措置)
第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約(この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。)による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き高等学校(盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。)、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との

貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二条第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(事業計画等に関する経過措置)
第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(旧法の規定に基づく処分等の効力)
第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

(法人税法の一部改正)
第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本育英会の項中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中「日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)」第十六条第一項第一号(学資の貸与)を「日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)第二十一条第一項第一号(業務)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二土地開発公社の項の次に次のように加える。

日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第三十号)
-------	----------------------

別表第三中二十の項を削り、十九の項を二十の項とし、十八の三の項を十九の項とする。

理由

最近における高等教育の普及状況等にかんがみ、国家及び社会に有為な人材の育成に資すると

ともに、教育の機会均等に寄与するため、無利子貸与制度を整備し、新たに有利子貸与制度を創設する等日本育英会の学資貸与制度を整備改善するほか、日本育英会の組織、財務等の全般にわたる規定の整備等と法文の平明化を図るため、日本育英会法の全部を改正する必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

日本体育・学校健康センター法案

日本体育・学校健康センター法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)	
第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)	
第三章 運営審議会(第十八条—第十九条)	
第四章 業務(第二十条—第二十七条)	
第五章 財務及び会計(第二十八条—第三十八条)	
第六章 監督及び国の補助(第三十九条—第四十二条)	
第七章 雑則(第四十三条—第四十九条)	
第八章 罰則(第五十条—第五十二条)	
附則	
第一章 総則	

(目的)
第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実に資し、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされ

た額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定によりセンターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第六条 センターでない者は、日本体育・学校健康センターという名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 役員及び職員
(役員)
第八条 センターに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第九条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンター

の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)
第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)
第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)
第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

第十四条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(職員の任命)
第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会
(運営審議会)
第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)
第十九条 委員は、センターの業務の運営に関係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務
(業務)
第二十条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のために必要な業務を行うこと。

二 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。）の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の管理下における児童又は生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十

六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 学校給食用物資（学校給食学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十三年法律第十八号）第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。）及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む）、高等

専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

4 センターは、前三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができ。

（義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約）

第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第二十二条 第二十条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（学校給食用物資の売渡価格）

第二十三条 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）

第二十四条 センターが第四十二条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公

立の学校の設置者が第二十二条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 センターは、第四十二条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

（学校給食用物資の供給に関する制限等）

第二十五条 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費につき第四十二条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

（高等学校等の災害共済給付）

第二十六条 第二十条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が青年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

（業務方法書）

第二十七条 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(事業年度)

第二十八條 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十九條 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十條 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十一條 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書(以下「決算報告書」という。)を添えて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完了後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十二條 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三條 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第三十四條 センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)
第三十五條 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十六條 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十七條 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十八條 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)
第三十九條 センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)
第四十條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務その他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)
第四十一條 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関し、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。)次項において同じ。及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に関し、文部大臣

に対して、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二條 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二條第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則
(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)
第四十三條 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)
第四十四條 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れ

る。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十七条第一項、第二十九條、第三十四条第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七条第二項、第三十六条又は第三十八条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七条の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場

合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二條までの規定は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定に

よる事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時ににおいてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六条第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定に

より解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限り)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和六十年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(センターに対する便宜の供与)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二条 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下におけ

る同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二條の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十四條第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同條第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二條第一項に規定する児童」とする。

(国立競技場法等の廃止)
第十三條 次の法律は、廃止する。
一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
二 日本学校健康会法
(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

第十四條 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の国立競技場法(第十條及び第十七條を除く。)又は日本学校健康会法(第九條及び第十八條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五條 附則第十三條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)
第十六條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項中「日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)」を「日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

日本体育・学校健康センター
日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

(法人税法の一部改正)
第十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項を削り、日本中央競馬会の項の前に次のように加える。
日本体育・学校健康センター
日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

(印紙税法の一部改正)
第十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項及び日本学校健康会の項の前に次のように加える。
日本体育・学校健康センター
日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

(登録免許税法の一部改正)
第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項を削り、日本中央競馬会の項の前に次のように加える。
日本体育・学校健康センター
日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

(地方税法の一部改正)
第二十一條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立競技場」を「日本体育・学校健康センター」に改める。
第七十二條の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三條の四第一項第十一号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。
十一の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)により取得した土地

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本中央競馬会の項の前に次のように加える。

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

日本体育・学校健康センター法(昭和五十九年法律第号)

た前條の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産に對して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和六十年分までの固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

2 昭和六十年一月一日までに取得された旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。)に對して課する特別土地保有税については、昭和六十年分までの土地に對して課する特別土地保有税に限り、なお従前の例による。

3 前條の規定の施行前にされた旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。)の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

理由
特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場及び日本学校健康会を解散し、日本体育・学校健康センターを設立し、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文教委員会議録第十二号中正誤
改正
二二末三 ○中西(續)委員 ○中西(續)議員

昭和五十九年六月四日印刷

昭和五十九年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D